

第1章 総 則

○ 1－1 【参考：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）抜粋】

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）抜粋

（市町村地域防災計画）

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。

以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

（平二三法一〇五・平二四法四一・平二五法五四・一部改正）

第四十二条の二 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

- 2 前項の規定による提案(以下この条において「計画提案」という。)は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。
- 3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。
- 4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。
- 5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

○ 資料編 1－7－1 【災害の記録（風水害）】

●災害の記録

発 生 年 月 日	災害名	気象概要	被害場所	被 害 状 況
享保 19 年 3 月 18 日 (1734)	火 災		三戸城下	代官所はじめ 283 棟焼失
安永 6 年 7 月 8 日 (1777)	水 害		下町	洪水
寛政 6 年 10 月 6 日 (1794)	水 害		黄金橋	大雨洪水により黄金橋流失
寛政 12 年 (1800)	火 災	大 雨	十八日町	強風の中出火、十八日町 40 棟焼失 代官所、御蔵、馬屋等焼失
享和元年 6 月 20 日 (1801)	大 水	雷雨大水	黄金橋	雷雨大水により黄金橋流出
文政 11 年 8 月 12 日 (1828)	火 災		下二日町	下二日町全焼
天保 9 年 4 月 16 日 (1938)	火 災		八日町	二日町全体にわたり焼失
明治 34 年 6 月	火 災		下二日町	下町火災 20 棟焼失
明治 40 年 12 月	火 災		熊ノ林	妙光寺火災
大正 6 年 2 月 18 日	火 災			午後 2 時半、三戸小学校焼失
大正 6 年 5 月	風 害	強 風	目時	強風により旧青岩橋崩壊流失
大正 11 年 6 月 29 日	火 災	西 風	同心町	同心町大火 91 棟焼失、4 棟半焼 被害金額 137,175 円
大正 12 年 11 月 6 日	火 災		八日町	八日町火災 6 棟焼失
昭和 2 年	火 災		在府小路	上在府小路火災 5 棟焼失
昭和 11 年 9 月 14 日	火 災		泉山	泉山小学校全焼
昭和 15 年 9 月 6 日	水 害			8 月末から雨が降り続き、町内全域にわたり被害
昭和 23 年 8 月 11 日 12 日	水 害	豪 雨		集中豪雨により 50 世帯床上浸水
昭和 28 年 5 月 20 日	火 災		馬喰町	火災 12 棟焼失
昭和 31 年 3 月 19 日	水 害		住谷橋	住谷橋流失
昭和 31 年 4 月 21 日	火 災		桐萩	三戸町役場留崎支所より出火 桐萩町内類焼 25 棟全半焼、負傷者 5 名 被害金額 40,798 千円
昭和 31 年 11 月 29 日	火 災		関根	三戸中学校校舎 2,455 m ² 焼失
昭和 33 年 7 月 29 日	水 害	豪 雨		集中豪雨により被害
昭和 34 年 4 月 13 日	火 災		八日町	八日町火災

昭和 36 年 5 月 29 日	風 害	強 風 風速 40m	元木平	第 2 室戸台風による被害 元木平松並木が倒れバスを直撃 死者 1 名 三戸小学校の屋根、煙突等に被害
昭和 38 年 5 月 8 日	火 災		袴田	住家 3 棟、農作業小屋 7 棟焼失
昭和 44 年 5 月 11 日	火 災		二日町	二日町 元映画館「東映」から出火 元映画館他 5 棟焼失
昭和 49 年 1 月 3 日	火 災		斗内	斗川中学校 66.1 m ² 焼失 (放火) (家庭科室・技術室 (21 時 42 分))
昭和 50 年 3 月 19 日	火 災		関根	三戸中学校 618 m ² 焼失
昭和 52 年 4 月	水 害	豪 雨		集中豪雨により被害、被害金額 43,570 千円
昭和 54 年 8 月	水 害	豪 雨		集中豪雨により被害 被害総額 141,520 千円
昭和 56 年 2 月 21 日	火 災		八日町	藤村冷熱焼失 死者 3 名、負傷者 2 名
昭和 56 年 6 月 23 日	土 砂	大雨洪水 警 報	関根川原	9 月 20 分頃土砂崩れ発生 死者 2 名 (救出 4 名)
昭和 61 年 8 月 5 日	水 害	大雨洪水 警 報		温帯低気圧による集中豪雨により被害 被害総額 236,118 千円
平成 5 年 7 月 28 日 29 日	水 害 土 砂	大 雨		低気圧による大雨により被害 被害金額 554,119 千円
				梅内字城ノ下 (城山斜面) 土砂崩れ発生 全壊 1 棟 (小屋)、一部破損 3 棟
平成 7 年 8 月 24 日 25 日	水 害			大雨による被害 床上浸水 4 棟 被害金額 211,798 千円 降り始めからの総雨量 140mm
平成 11 年 10 月 27 日 28 日	水 害	洪水・暴 風・波浪 警報		低気圧による大雨により被害 一部破損 1 棟 床上浸水 11 棟 床下浸水 43 棟 農地流出棟 269 箇所 道路被害 79 箇所 被害総額 2,220,220 千円 降り始めからの総雨量 246mm
平成 13 年 4 月 10 日	火 災		熊ノ林	焼失棟数 10 棟 (住宅 3 棟/その他倉庫棟 7 棟) 負傷者 3 名
平成 13 年 9 月 12 日	水 害	大 雨		台風 15 号による大雨被害 床上浸水 1 棟 床下浸水 3 棟 農地流出等 2 箇所

				道路被害 7 箇所 水路被害 9 箇所 被害総額 33,000 千円 降り始めからの総雨量 87mm
平成 16 年 9 月 30 日	水 害	大 雨		台風 21 号による大雨被害 床上浸水 14 棟 床下浸水 6 棟 農地流出棟 60 箇所 道路被害 18 箇所 建物被害 30 箇所 水路被害 20 箇所 被害総額 436,680 千円 降り始めからの総雨量 169mm
平成 18 年 10 月 6 日	水 害	大 雨		低気圧に伴う大雨災害 避難世帯 自主避難 16 世帯 (55 人) 床下浸水 15 棟 (15 世帯 54 人) 農地流出等 50 箇所 (9.0ha) 道路被害 17 箇所 農業施設 30 箇所 河川 5 箇所 被害総額 360,000 千円 降り始めからの総雨量 204mm
平成 19 年 9 月 16 日	水 害	大 雨		低気圧に伴う大雨災害 避難勧告 32 世帯 (78 人) 避難世帯 13 世帯 (38 人) 農地流出等 50 箇所 (10.0ha) 道路被害 4 箇所 (冠水) 崖崩れ 1 箇所 降り始めからの総雨量 173mm
平成 23 年 9 月 21 日 ～23 日	水 害	大 雨		台風 15 号による大雨災害 熊原川水位観測 ・橋ノ下 5.20m (はん濫危険水位 3.80m) ・三戸 3.79m (はん濫危険水位 3.20m) 馬淵川水位観測 ・馬淵南部 9.02m (はん濫危険水位 6.14m) 避難勧告 87 世帯 (216 人) 避難世帯 43 世帯 (86 人) 床上浸水 22 棟 床下浸水 12 棟

				農地・農業用施設被害 86 箇所 道路被害 19 箇所 負傷者 1 名（低体温症） 降り始めからの総雨量 145mm
平成 25 年 9 月 16 日	水害	大 雨 洪 水		台風 18 号による大雨災害 熊原川水位観測 ・橋ノ下 5.41m（はん濫危険水位 3.80m） ・三戸 4.28m（はん濫危険水位 3.20m） 馬淵川水位観測 ・馬淵南部 9.05m（はん濫危険水位 6.14m） 避難勧告 97 世帯（222 人） 避難世帯 38 世帯（83 人） 床上浸水 48 棟 床下浸水 32 棟 農地・農業用施設被害 91 箇所 道路被害 60 箇所 河川被害 33 箇所 被害総額 463,190 千円 降り始めからの総雨量 133mm

○ 資料編 1-8-1 【災害の記録（地震）】

発生年月日	災害名	災害の概要
明治34年8月 9日 8月10日		M7.8 八戸～青森大地震 三戸郡被害 大
明治35年1月30日		M7.4 三戸郡豊崎村最も強し 家屋破損 330戸
昭和43年5月16日	十勝沖地震	青森県東方沖 深さ0km M7.9 震度5 重軽傷者 4名 家屋 全壊・全焼・流失 21棟 半壊・半焼 55棟 一部破損 105棟
平成6年12月28日	三陸はるか沖地震	三陸沖 深さ24km M7.6 震度6 重軽傷者 1名 家屋 半壊 1棟 一部破損 57棟 被害額 3億4、755万円

平成23年3月11日	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	三陸沖 深さ2km M9.0 震度5強：八戸市、階上町、おいらせ町、五戸町ほか、 震度5弱：三戸町、南部町、十和田市ほか (震度7：宮城県栗原市)
------------	------------------------	--

第2章 防 災 組 織

○ 資料編 2-1-1 【三戸町防災会議条例】

三戸町防災会議条例

昭和三十八年七月三十日

条例第十一号

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十六条第六項の規定に基づき、三戸町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平一二条例二・一部改正)

(所掌事務)

第二条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 三戸町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 三 前号の規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- 四 水防計画その他水防に関し、重要な事項を調査審議すること
- 五 前三号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

(平一二条例二・平二七条例二七・一部改正)

(会長及び委員)

第三条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- 二 青森県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- 三 青森県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- 四 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- 五 教育長
- 六 消防機関の職員のうちから町長が任命する者
- 七 消防団長
- 八 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- 九 自主防災組織を構成する者又は学識経験がある者のうちから町長が任命する者

6 前項の委員の定数は、二十人以内とする。

7 第五項第八号及び第九号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(平七条例一八・平二七条例二七・一部改正)

(専門委員)

第四条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、青森県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第五条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和三十八年八月一日から施行する。

附 則(平成七年一二月二六日条例第一八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年三月二七日条例第二号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年一二月一〇日条例第二七号)

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料編 2-2-1 【三戸町災害対策本部条例】

三戸町災害対策本部条例

昭和三十八年七月三十日

条例第十号

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条第六項の規定に基づき、三戸町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第二条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命をうけ、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第三条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第四条 前各号に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和三十八年八月一日から施行する。

○ 資料編 2-3-1 【三戸町災害時初動体制マニュアル】

〈目次〉

- 1 三戸町災害時初動体制マニュアルについて
- 2

地震編その1（震度4）

－勤務時間内－	①体制	②行動要領	③行動要領解説
－勤務時間外－	①体制	②行動要領	③行動要領解説
- 3

地震編その2（震度5）

－勤務時間内－	①体制	②行動要領	③行動要領解説
－勤務時間外－	①体制	②行動要領	③行動要領解説
- 4

地震編その3（震度6以上）

－勤務時間内－	①体制	②行動要領	③行動要領解説
－勤務時間外－	①体制	②行動要領	③行動要領解説
- 5

台風編

 ①行動要領 ②行動要領解説
- 6

各種警報発令時における職員の登庁基準

（勤務時間外）

1 三戸町災害時初動体制マニュアルについて

(1) 趣 旨

大規模災害が発生した場合（大規模災害が発生するおそれがある場合を含む。）、災害応急対策を迅速・的確に行うための職員の参集等初期行動をマニュアル化し、これを全職員に周知徹底を図り、災害時初動体制確立に万全を期すものである。

(2) ケース別参集対象者

ケース別	参集対象者	被害の態様	備 考
地震	震度6以上	〈自主参集〉 全職員	・人的被害（死者、負傷者）が多数発生する。 ・建物被害、道路施設被害、ライフライン被害など、被害は複合的に発生する。
	震度5	〈自主参集〉 副町長・教育長 各課の長 災害応急対策要員	・人的被害（死者、負傷者）が発生する。 ・建物被害、道路施設被害、ライフライン被害など、被害は複合的に発生することが多い。
	震度4	〈自主参集〉 関係課の長 災害警戒対策要員	・人的被害（死者、負傷者）が発生することがある。 ・被害は複合的に発生することもあるが、特定の分野に限定的に発生することが多い。
台風	災害発生	〈連絡招集〉 副町長・教育長 各課の長 災害応急対策要員	・人的被害（死者、負傷者）が発生することがある。 ・被害は複合的に発生することもあるが、特定の分野に限定的に発生することが多い。
	警戒段階	〈連絡招集〉 関係課の長 災害警戒対策要員	
各種 警 報 発 令	大雨警報 洪水警報 暴風警報 大雪警報 暴風雪警報	〈自主参集〉 防災担当者	

※関係課……………防災と特に関わりがあるとして指定した課をいう。

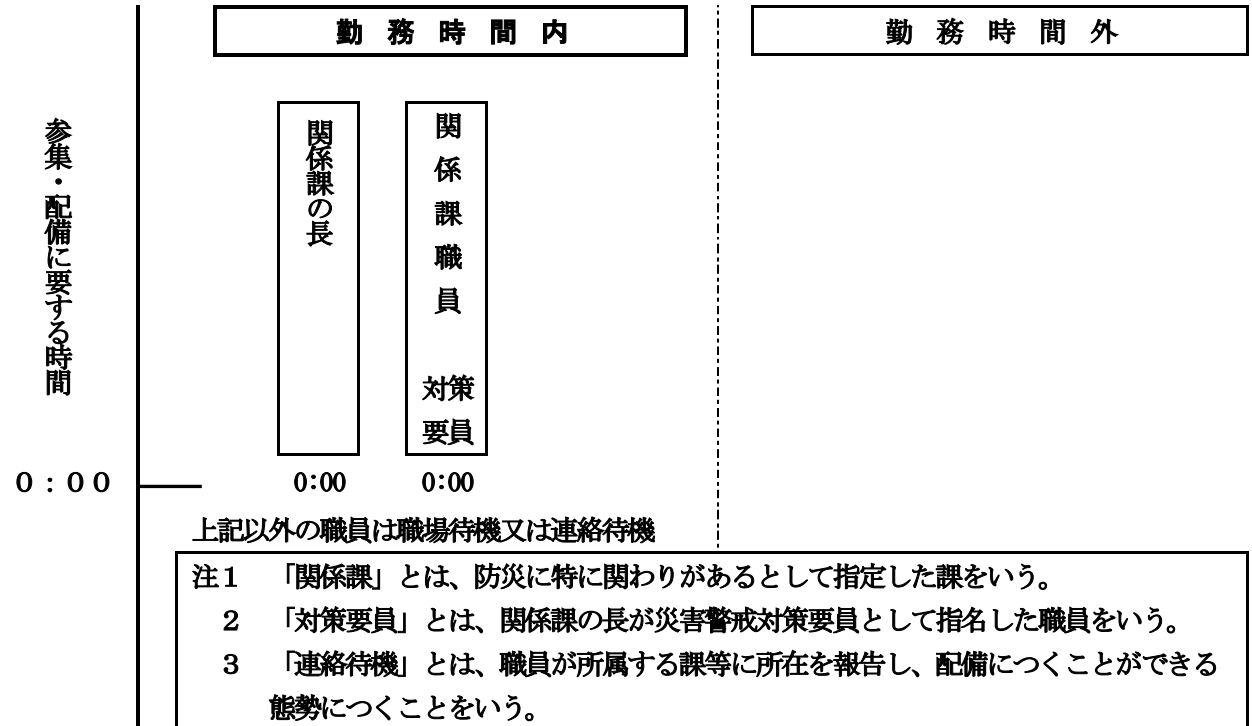
(総務課・建設課・農林課・住民福祉課・教育委員会・三戸中央病院)

※災害警戒対策要員……関係課の長が指名した職員をいう。

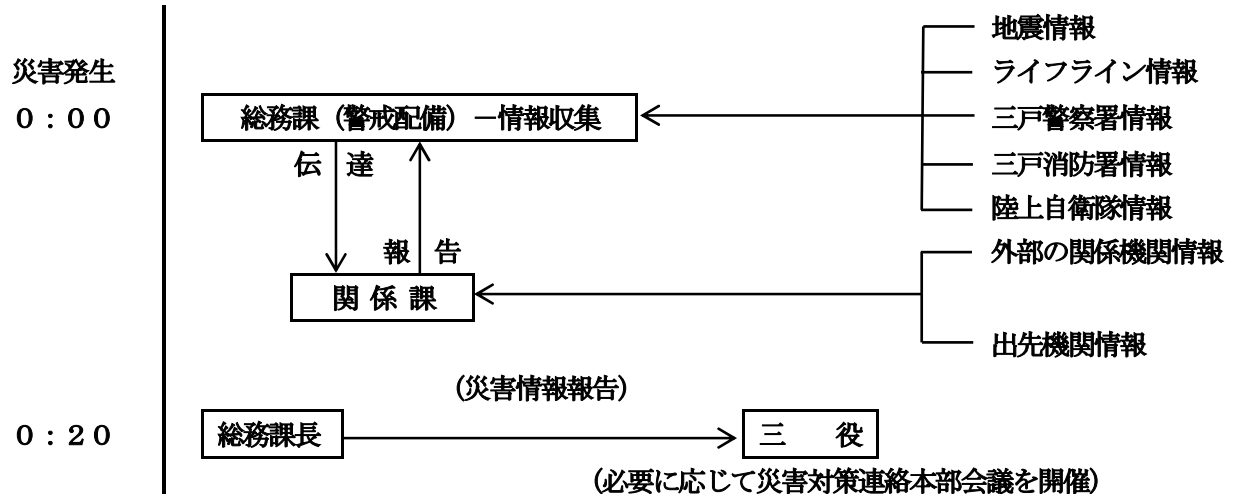
※災害応急対策要員……各課の長が指名した職員をいう。

2 地震編その1（震度4） —勤務時間内—

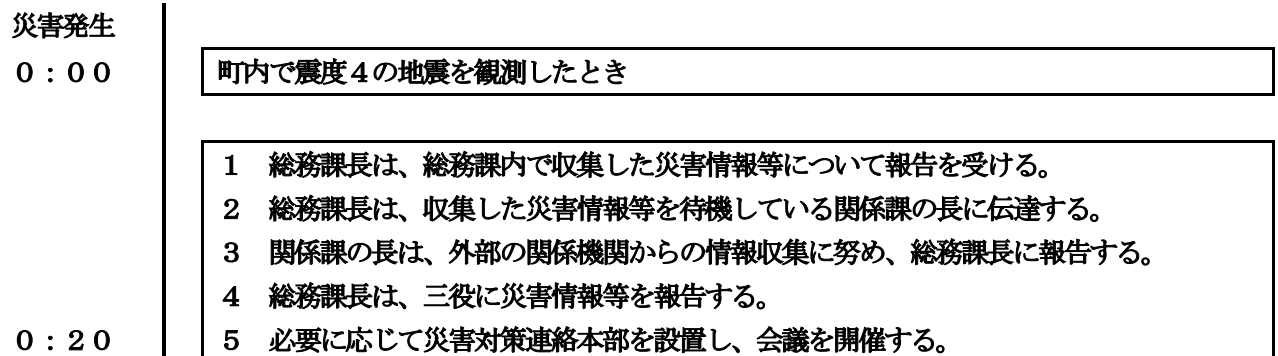
①体制



②行動要領



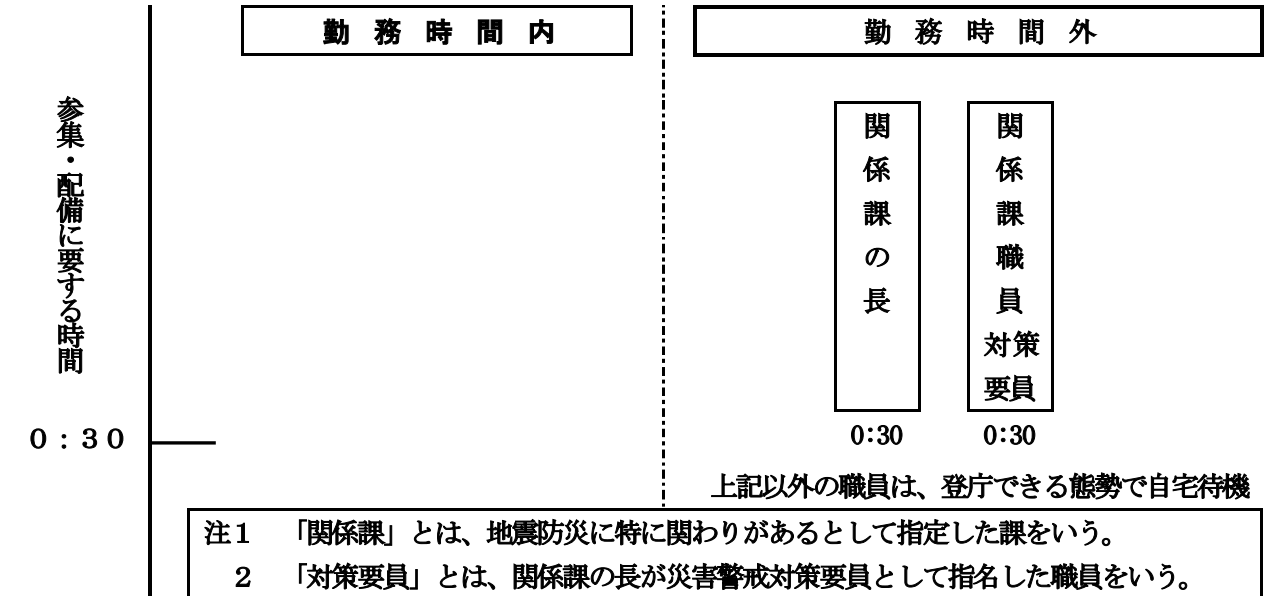
③行動要領解説



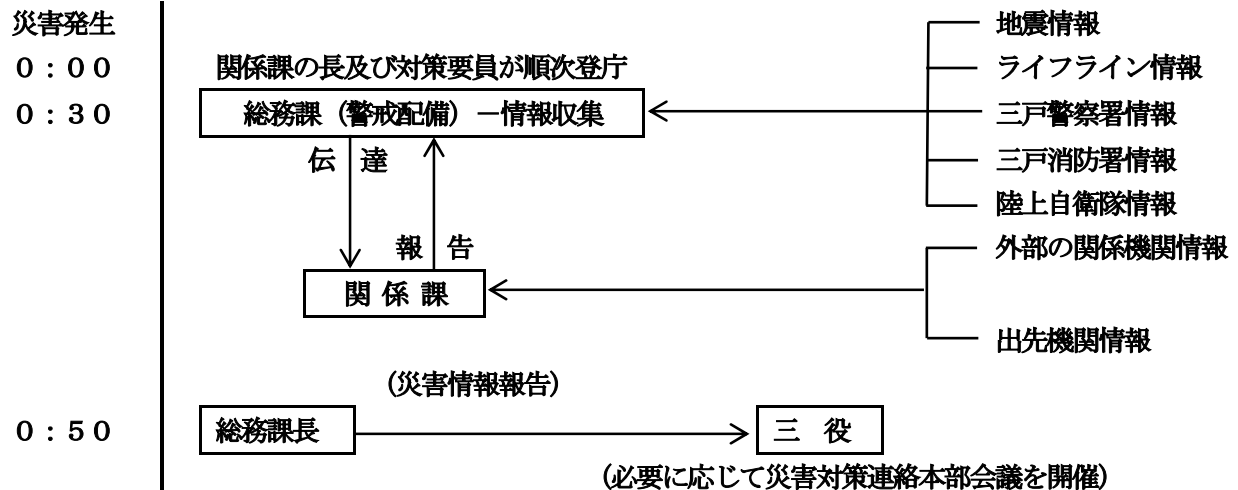
地震編その1（震度4）

－勤務時間外－

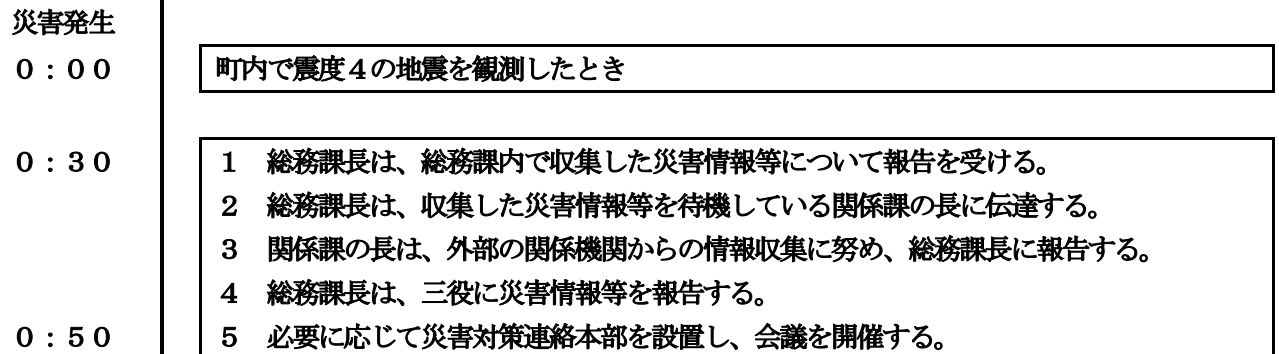
①体制



②行動要領

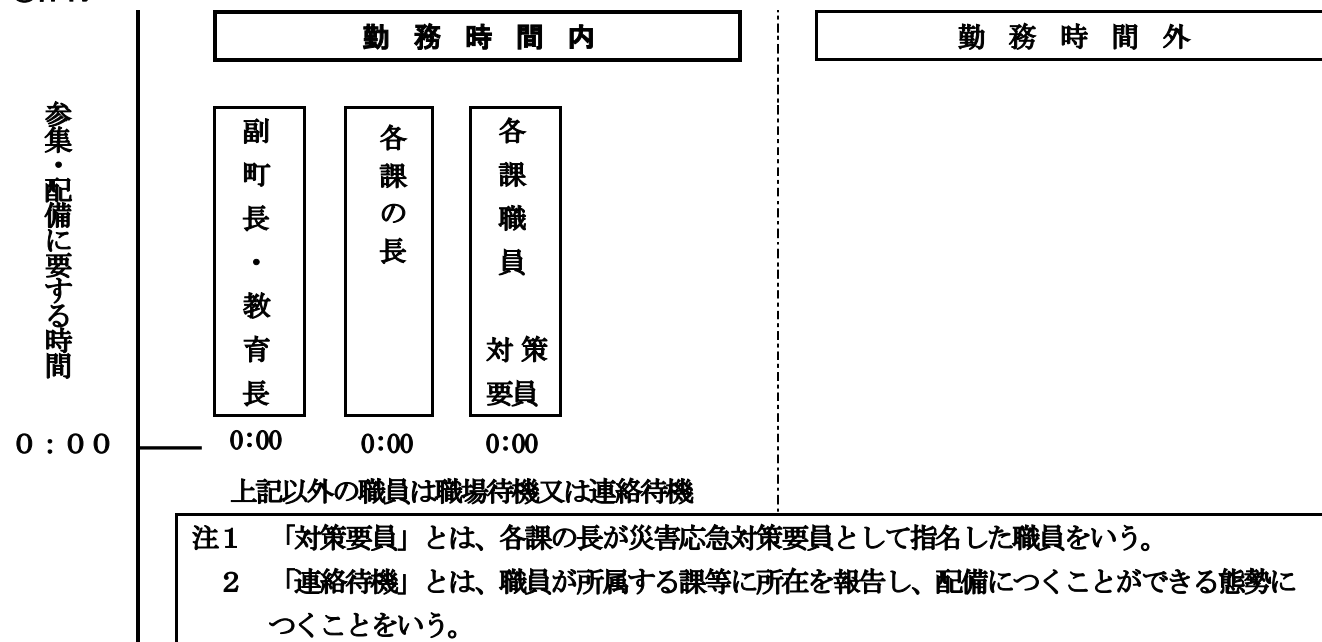


③行動要領解説

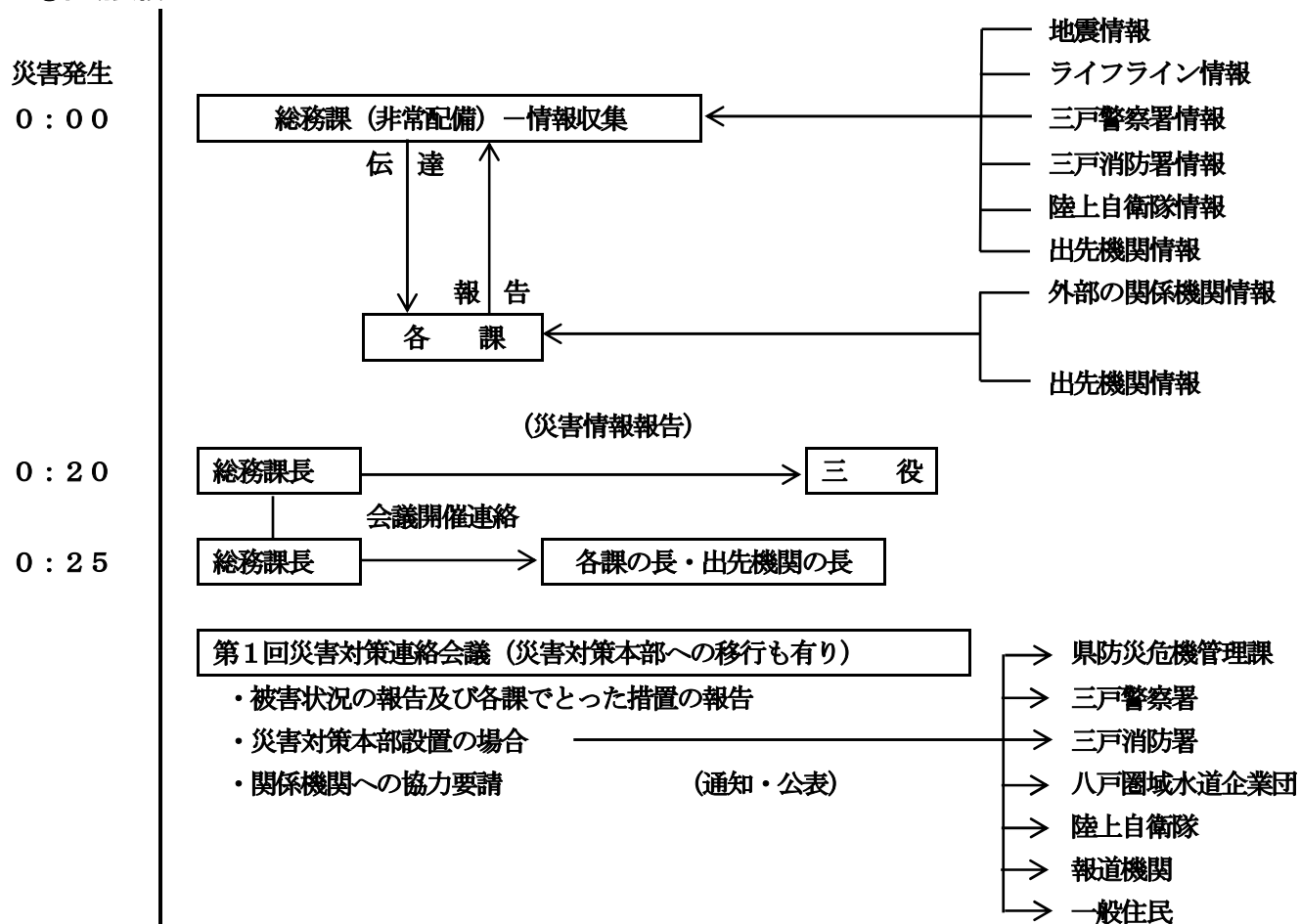


3 地震編その2（震度5） ー勤務時間内ー

①体制



②行動要領



③行動要領解説

災害発生

0 : 0 0

第2回災害対策連絡会議（第2回災害対策本部会議）（以降随時）

- ・新たな被害状況の報告及び各課でとった措置の報告
- ・関係機関への協力要請
- ・県等への要望事項とりまとめ

0 : 2 0

町内で震度5の地震を観測したとき

- 1 総務課長は、総務課内で収集した災害情報等について報告を受ける。
- 2 総務課長は、収集した災害情報等を各課の長に伝達する。
- 3 各課の長は、外部の関係機関及び出先機関からの情報収集に努め、総務課長に報告する。
- 4 総務課長は、三役に災害情報等を報告するとともに、災害対策連絡本部会議の開催について指示を受ける。

0 : 2 5

- 1 総務課長は、会議開催について各課の長及び出先機関の長に連絡をする。

0 : 3 0

第1回災害対策連絡会議（第1回災害対策本部会議）

災害発生日

検討項目等

- (1) 被害状況の報告
- (2) 各課でとった措置及び今後とるべき措置
- (3) 災害対策本部への移行
※災害対策本部へ移行した場合、県防災危機管理課・三戸警察署・三戸消防署等関係機関へ通知するとともに、報道機関・一般住民へ公表する。
- (4) 自衛隊等関係機関への協力要請
- (5) 町長の指示事項
- (6) 次回会議日程
- (7) その他

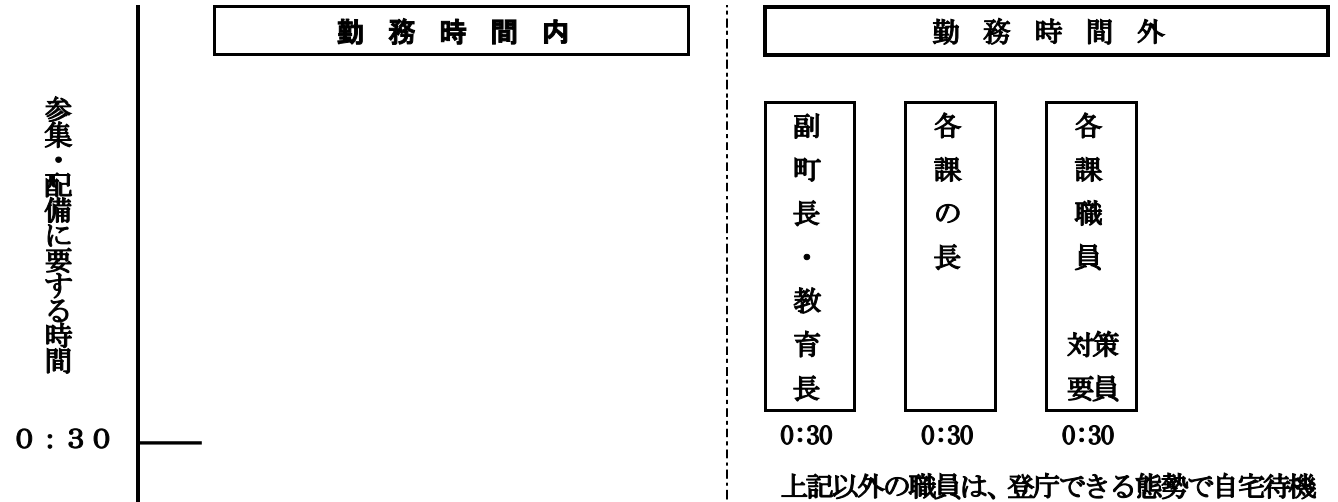
第2回災害対策連絡会議（第2回災害対策本部会議）（以降随時）

災害発生日又はその翌日

- (1) 新たな被害状況の報告
- (2) 新たに各課でとった措置及び今後とるべき措置
- (3) 自衛隊等関係機関への協力要請
- (4) 県等への要望事項とりまとめ
- (5) 町長の指示事項
- (6) その他

地震編その2（震度5） —勤務時間外—

①体制



注1 「対策要員」とは、各課の長が災害応急対策要員として指名した職員をいう。

②行動要領

災害発生

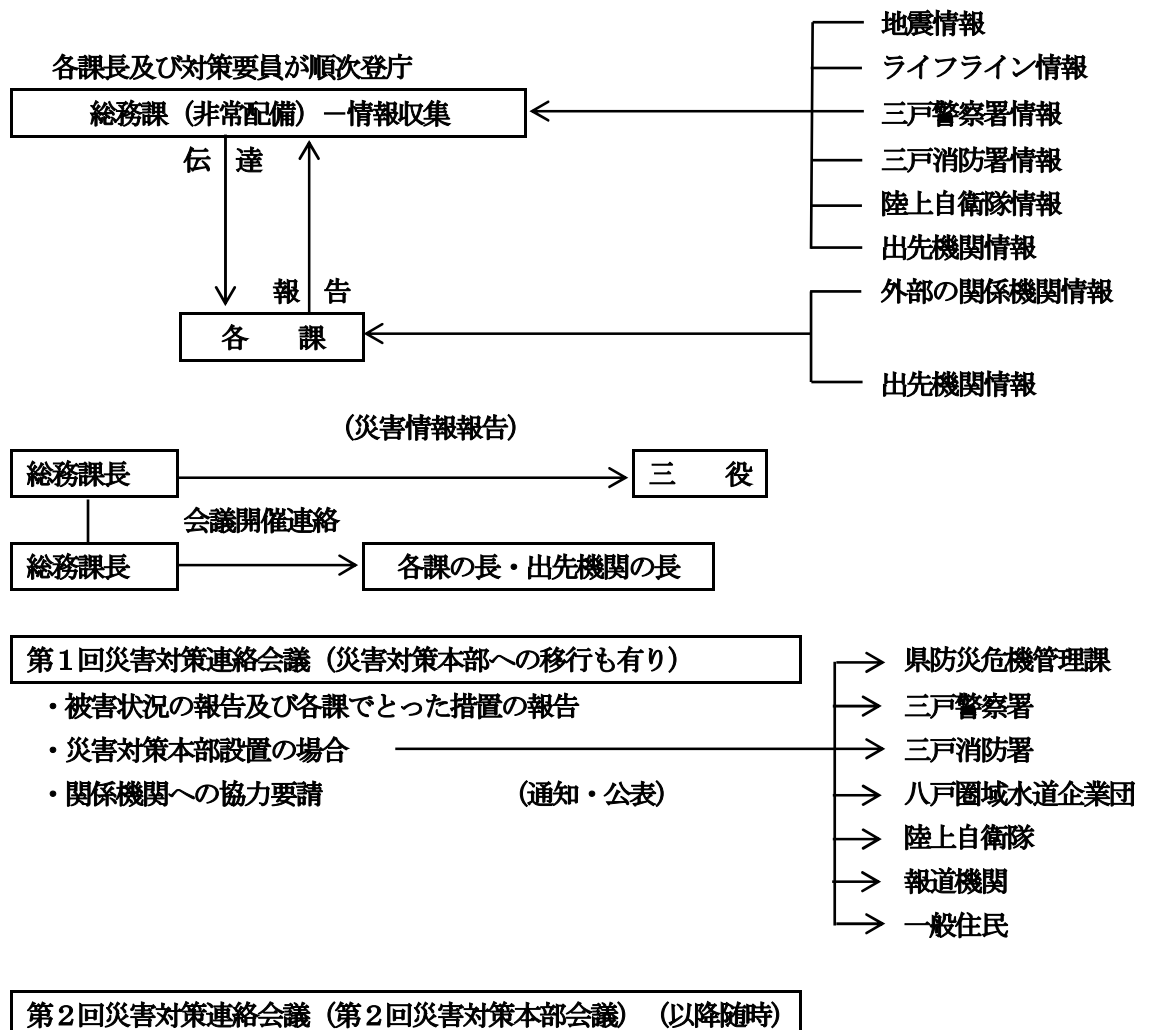
0:00

0:30

0:50

0:55

1:00



③行動要領解説

災害発生

0 : 0 0

- ・新たな被害状況の報告及び各課でとった措置の報告
- ・関係機関への協力要請
- ・県等への要望事項とりまとめ

町内で震度5の地震を観測したとき

0 : 3 0

- 1 総務課長は、総務課内で収集した災害情報等について報告を受ける。
- 2 総務課長は、収集した災害情報等を各課の長に伝達する。
- 3 各課の長は、外部の関係機関及び出先機関からの情報収集に努め、総務課長に報告する。
- 4 総務課長は、三役に災害情報等を報告するとともに、災害対策連絡本部会議の開催について指示を受ける。

0 : 5 0

0 : 5 5

- 1 総務課長は、会議開催について各課の長及び出先機関の長に連絡をする。

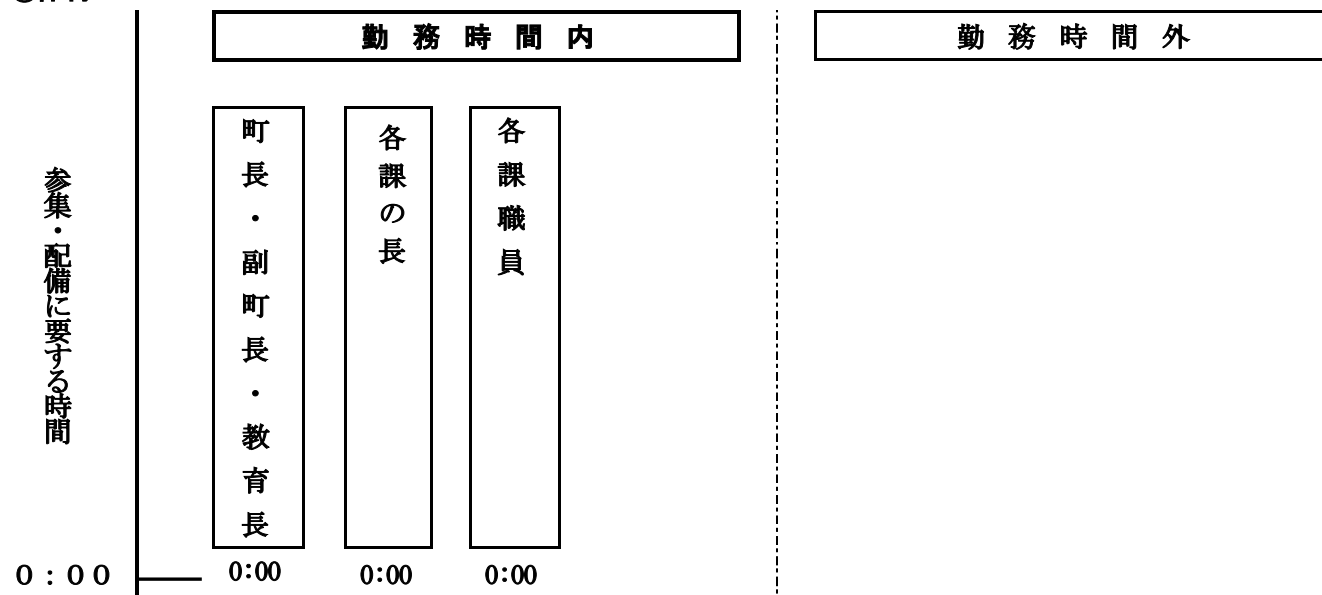
1 : 0 0

第1回災害対策連絡会議（第1回災害対策本部会議）	災害発生日
検討項目等 (1) 被害状況の報告 (2) 各課でとった措置及び今後とるべき措置 (3) 災害対策本部への移行 ※災害対策本部へ移行した場合、県防災危機管理課・三戸警察署・三戸消防署等関係機関へ通知するとともに、報道機関・一般住民へ公表する。 (4) 自衛隊等関係機関への協力要請 (5) 町長の指示事項 (6) 次回会議日程 (7) その他	

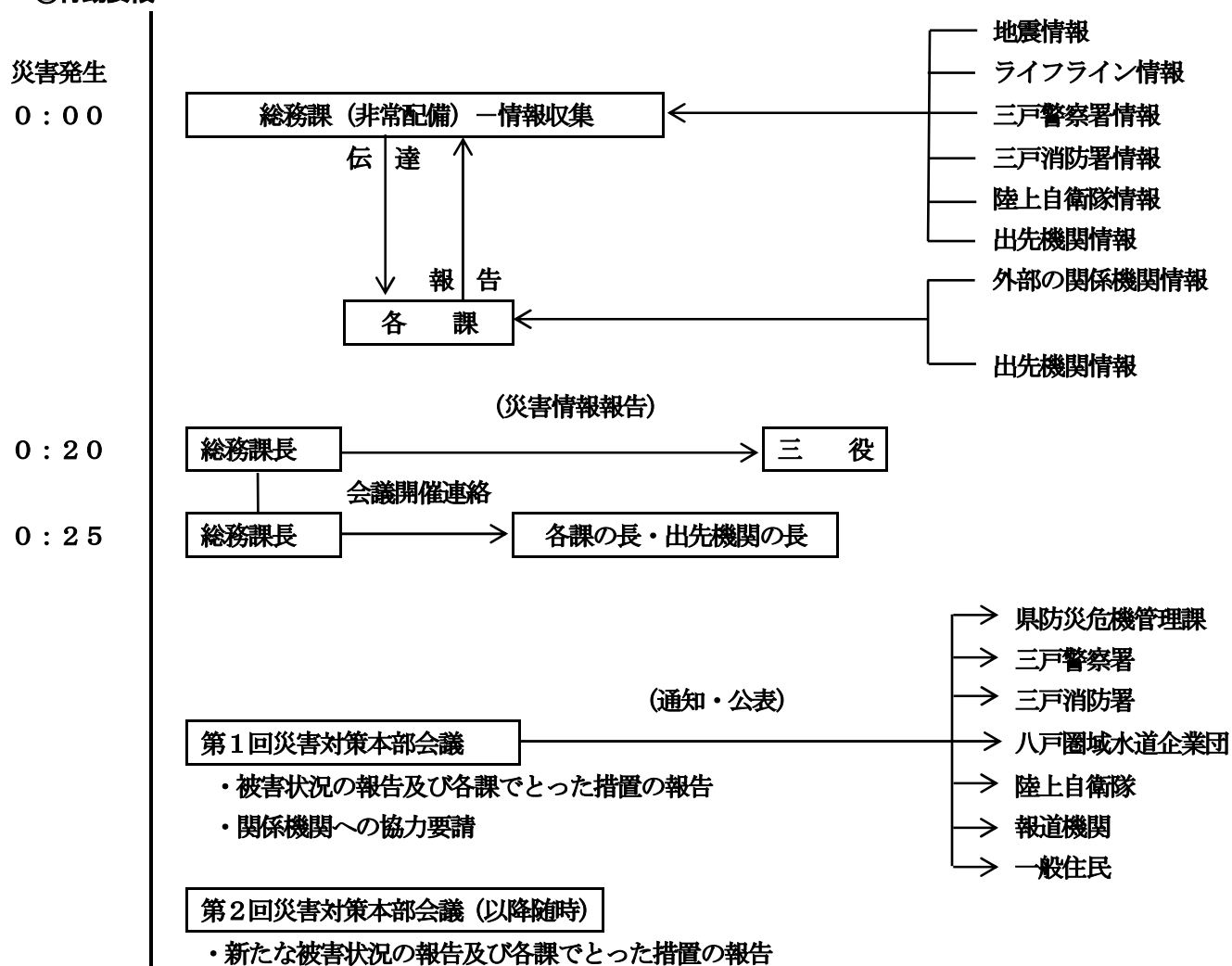
第2回災害対策連絡会議（第2回災害対策本部会議）（以降随時）	災害発生日又はその翌日
(1) 新たな被害状況の報告 (2) 新たに各課でとった措置及び今後とるべき措置 (3) 自衛隊等関係機関への協力要請 (4) 県等への要望事項とりまとめ (5) 町長の指示事項 (6) その他	

4 地震編その3（震度6以上） ー勤務時間内ー

①体制



②行動要領



③行動要領解説

災害発生

0 : 0 0

- ・ 関係機関への協力要請
- ・ 県等への要望事項とりまとめ

町内で震度6以上の地震を観測したとき

0 : 2 0

- 1 総務課長は、総務課内で収集した災害情報等について報告を受ける。
- 2 総務課長は、収集した災害情報等を各課の長に伝達する。
- 3 各課の長は、外部の関係機関及び出先機関からの情報収集に努め、総務課長に報告する。
- 4 総務課長は、三役に災害情報等を報告する。
- 5 直ちに災害対策本部会議を開催することとし、本部員に連絡する。

0 : 2 5

- 1 総務課長は、災害対策本部の設置について、県防災危機管理課・三戸警察署・三戸消防署等関係機関へ通知するとともに、報道機関・一般住民へ公表する。

0 : 3 0

第1回災害対策本部会議

災害発生日

検討項目等

- (1) 被害状況の報告
- (2) 各課でとった措置及び今後とるべき措置
- (3) 自衛隊等関係機関への協力要請
- (4) 町長の指示事項
- (5) 次回会議日程
- (6) その他

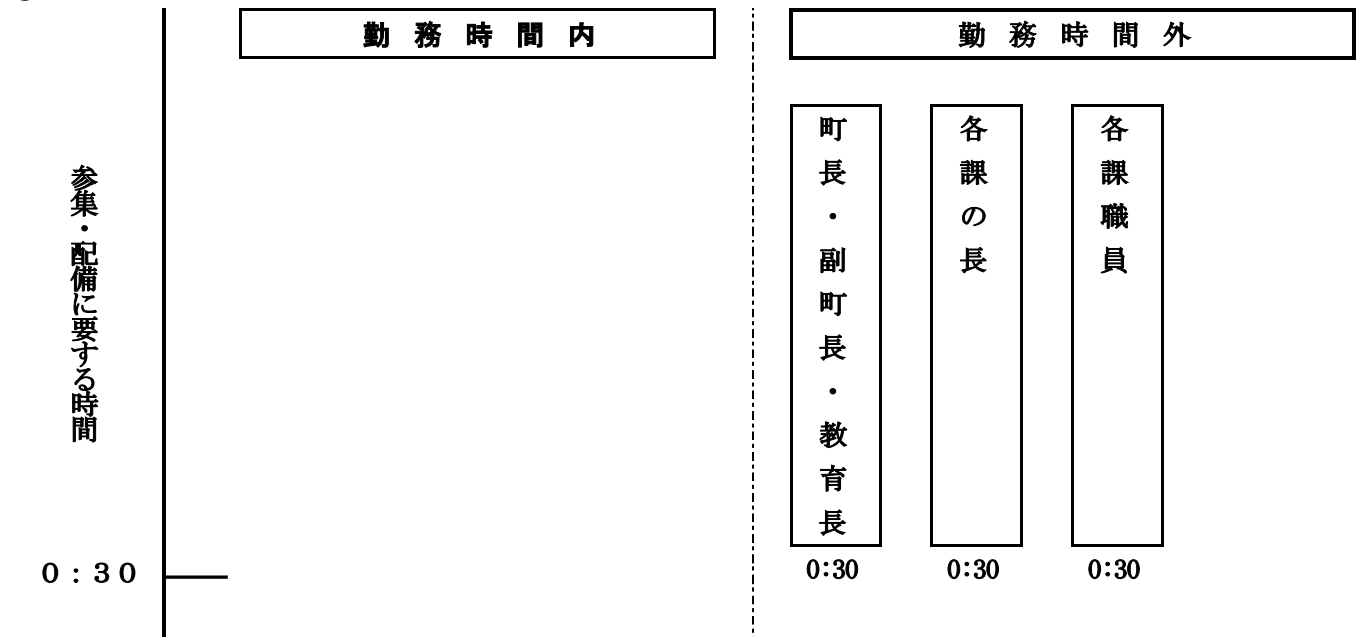
第2回災害対策本部会議（以降随時）

災害発生日又はその翌日

- (1) 新たな被害状況の報告
- (2) 新たに各課でとった措置及び今後とるべき措置
- (3) 自衛隊等関係機関への協力要請
- (4) 県等への要望事項とりまとめ
- (5) 町長の指示事項
- (6) その他

地震編その3（震度6以上） ー勤務時間外ー

①体制



②行動要領

災害発生

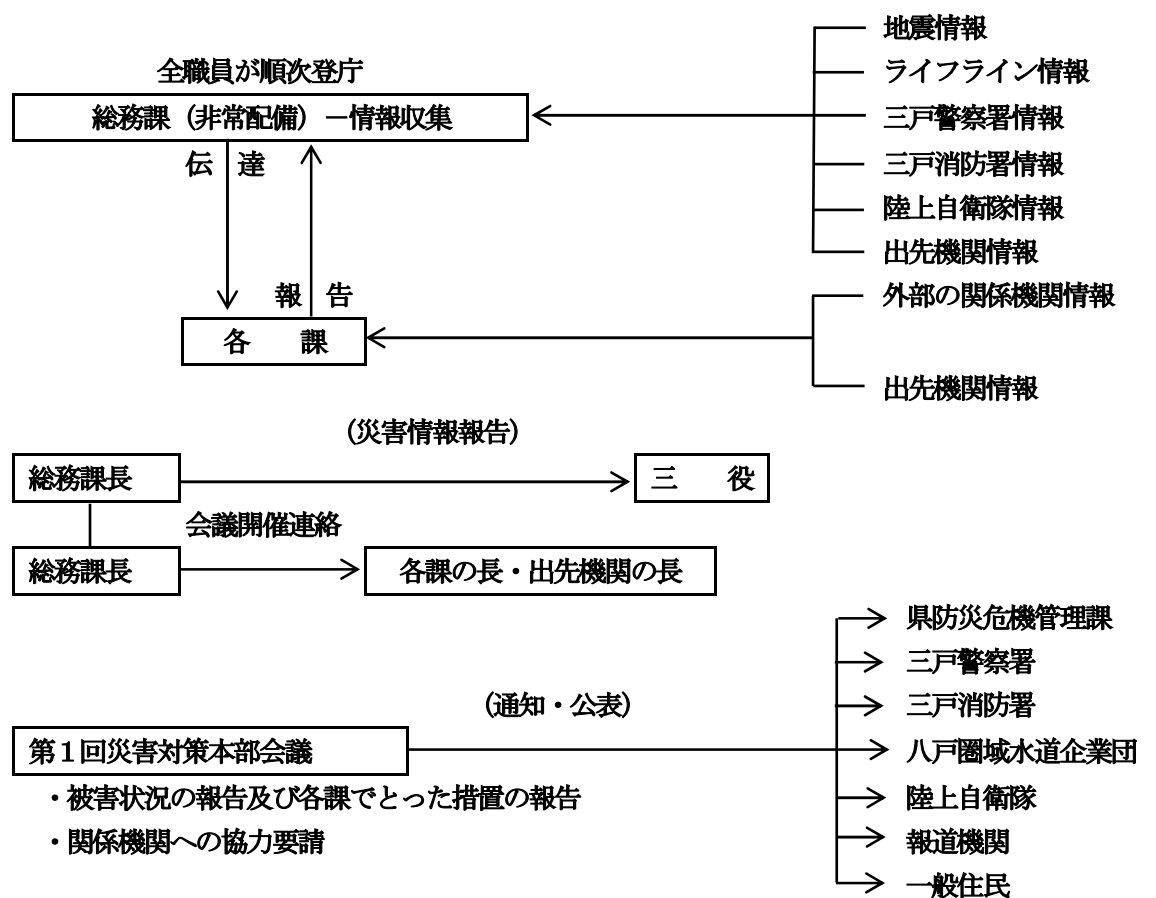
0:00

0:30

0:50

0:55

1:00



③行動要領解説

災害発生

0 : 0 0

第2回災害対策本部会議（以降随時）

- ・新たな被害状況の報告及び各課でとった措置の報告
- ・関係機関への協力要請
- ・県等への要望事項とりまとめ

0 : 3 0

- 1 総務課長は、総務課内で収集した災害情報等について報告を受ける。
- 2 総務課長は、収集した災害情報等を各課の長に伝達する。
- 3 各課の長は、外部の関係機関及び出先機関からの情報収集に努め、総務課長に報告する。
- 4 総務課長は、三役に災害情報等を報告する。

0 : 5 0

- 5 直ちに災害対策本部会議を開催することとし、本部員に連絡をする。

0 : 5 5

- 1 総務課長は、災害対策本部の設置について、県防災危機管理課・三戸警察署・三戸消防署等関係機関へ通知するとともに、報道機関・一般住民へ公表する。

1 : 0 0

第1回災害対策本部会議

災害発生日

検討項目等

- (1) 被害状況の報告
- (2) 各課でとった措置及び今後とるべき措置
- (3) 自衛隊等関係機関への協力要請
- (4) 町長の指示事項
- (5) 次回会議日程
- (6) その他

第2回災害対策本部会議（以降随時）

災害発生日又はその翌日

- (1) 新たな被害状況の報告
- (2) 新たに各課でとった措置及び今後とるべき措置
- (3) 自衛隊等関係機関への協力要請
- (4) 県等への要望事項とりまとめ
- (5) 町長の指示事項
- (6) その他

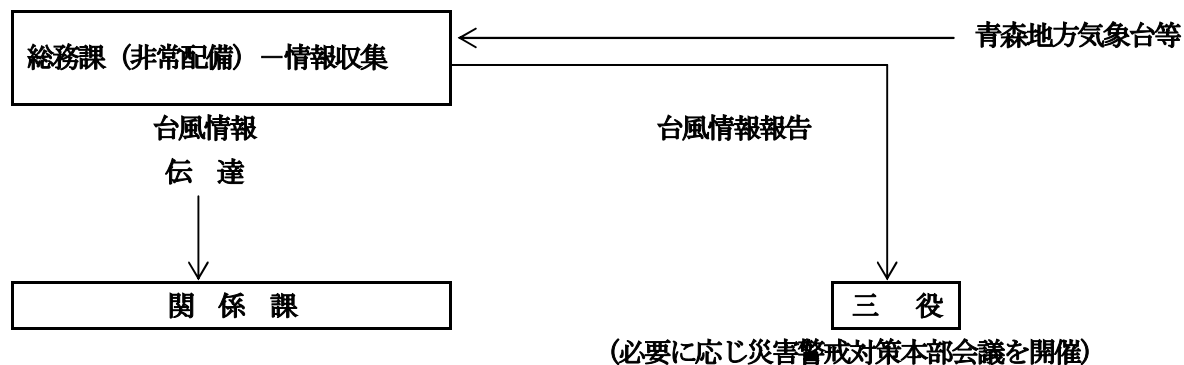
5 台風編

①行動要領

〈台風通過前〉

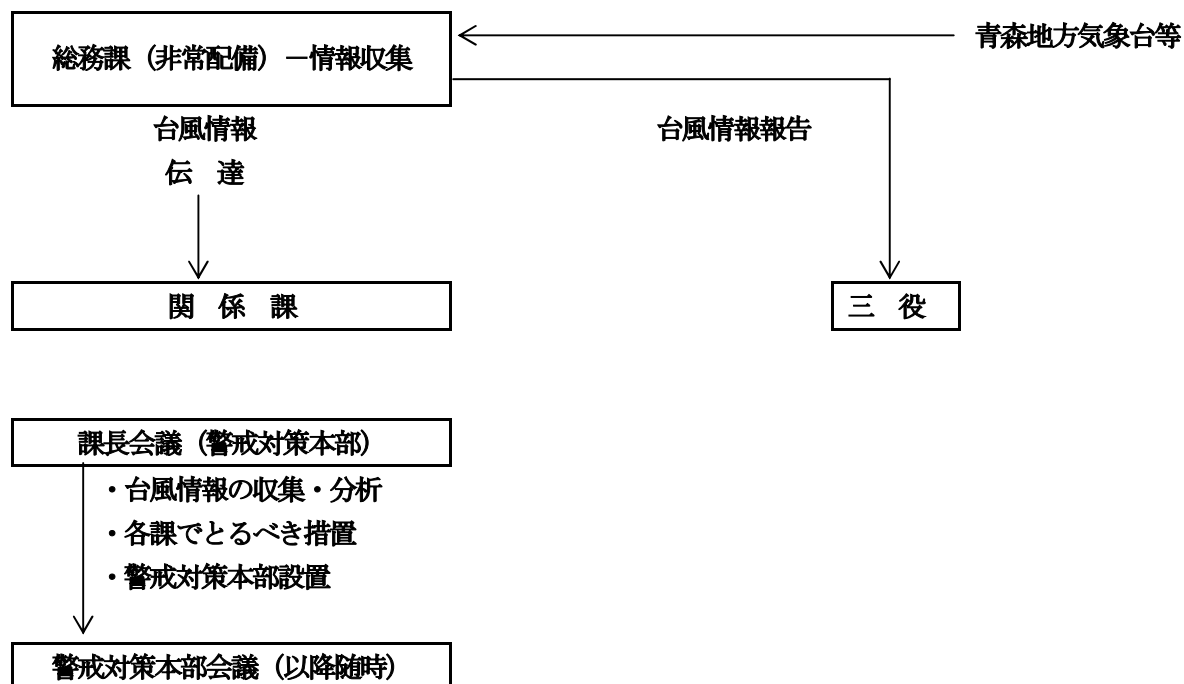
[ケース1] 各種警報が発令されている状況下で、台風が本県を通過する可能性があり、町の地域内に被害が発生するおそれがあるとき

○勤務時間外は、関係課の長及び災害警戒対策要員が登庁、その他の職員は登庁できる態勢で自宅待機



[ケース2] 各種警報が発令されている状況下で、台風が本県を通過する公算が強く、町の地域内に甚大な被害が発生するおそれがあるとき

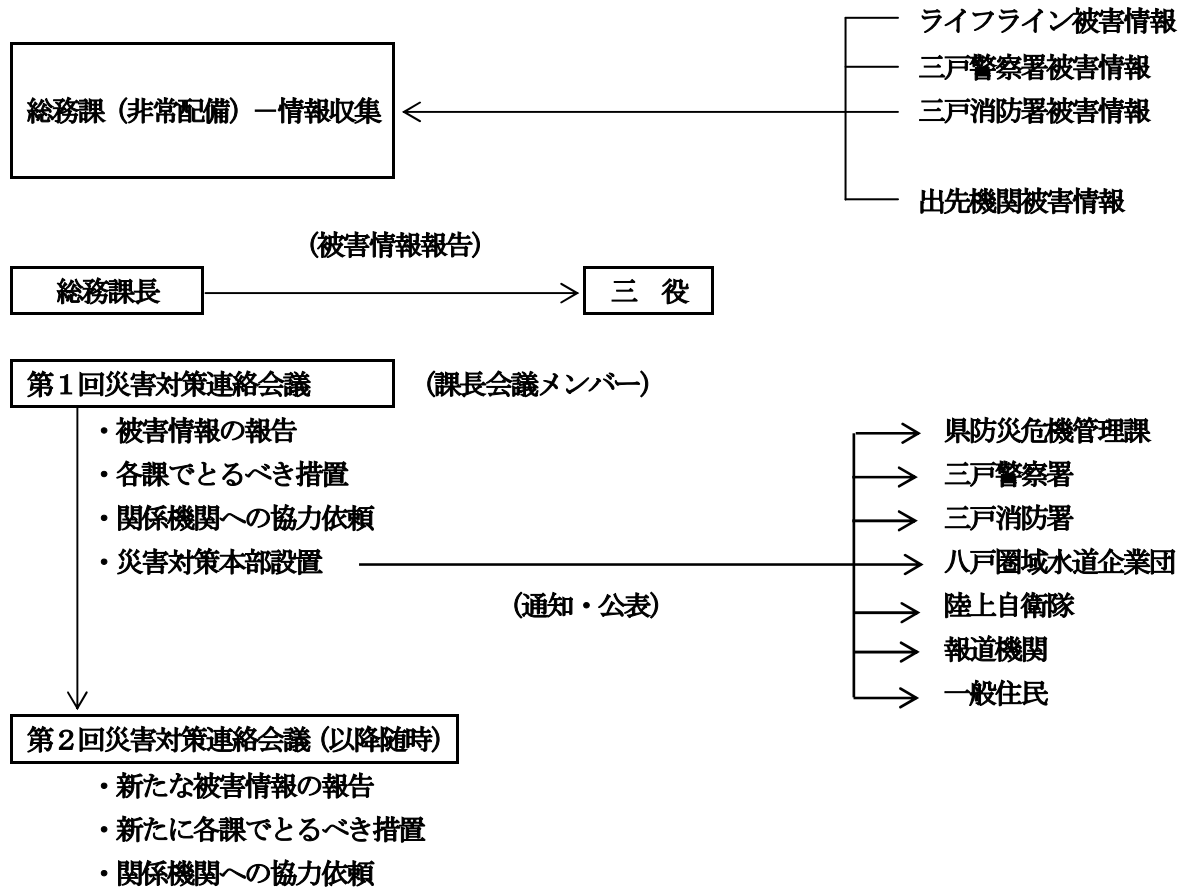
○勤務時間外は、関係課の長及び災害警戒対策要員が登庁、その他の職員は登庁できる態勢で自宅待機



〈災害発生〉

台風の通過により町の地域内に甚大な被害が発生し、又は発生しつつあるとき

○勤務時間外は、各課の長及び災害応急対策要員が登庁、その他の職員は登庁できる態勢で自宅待機



②行動要領解説

台風通過前

〔ケース1〕 各種警報が発令されている状況下で、台風が本県を通過する可能性があり町の地域内に被害が発生するおそれがあるとき

- 1 総務課長は、総務課内で収集した台風情報等について報告を受ける。
- 2 総務課長は、収集した台風情報等を関係課長に伝達する。
- 3 総務課長は、三役に台風情報等を報告する。
- 4 町長は、必要に応じ災害警戒対策本部を設置し、情報の周知徹底を図る。

台風通過前

〔ケース2〕 各種警報が発令されている状況下で、台風が本県を通過する公算が強く、町の地域内に甚大な被害が発生するおそれがあるとき

(例) 大雨警報、暴風警報、洪水警報が発令され、かつ

- ・ 各地に甚大な被害をもたらした台風が勢力を保ちながら近づいてきており、本県通過する公算が強く、町の地域内に甚大な被害が発生する恐れがあるとき
- ・ 各地に被害をもたらした台風が勢力を強めながら近づいてきており、本県を通過する公算が強く、町の地域内に甚大な被害が発生するおそれがあるとき

立ち上がり段階

災害発生日又はその前日

- 1 総務課長は、総務課内で収集した台風情報等について報告を受ける。
- 2 総務課長は、収集した台風情報等を関係課長に伝達する。
- 3 総務課長は、三役に台風情報等を報告する。
- 4 総務課長は、課長会議を開催することとし、関係者に連絡する。

課長会議

災害発生日又はその前日

検討項目等

- (1) 台風情報の収集・分析
- (2) 各課でとるべき措置
- (3) 警戒対策本部設置
- (4) 町長の指示事項
- (5) 次回会議日程
- (6) その他

(警戒対策本部を設置した場合) 警戒対策本部会議

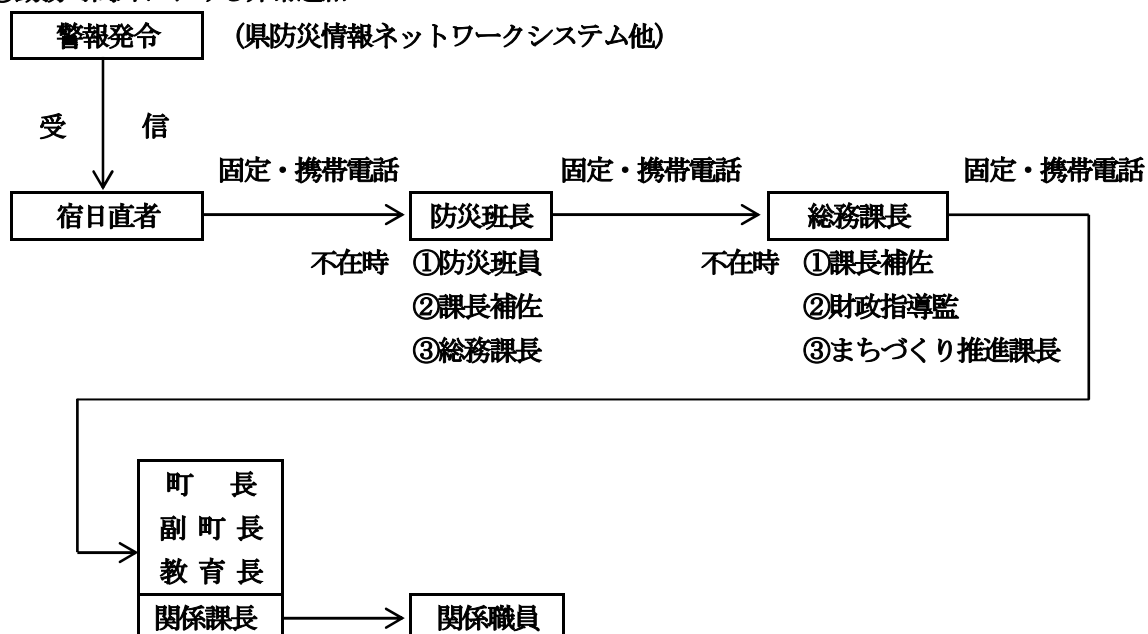
随時

被害発生

台風の通過により町の地域内に甚大な被害が発生し、又は発生しつつあるとき	
立ち上がり段階	災害発生日
1 総務課長は、総務課内で収集した災害情報等について報告を受ける。 2 総務課長は、三役に災害情報等を報告する。 3 災害対策連絡本部を設置することとし、会議を開催する。	
第1回災害対策連絡会議	災害発生日
検討項目等 (1) 被害状況の報告 (2) 各課でとった措置及び今後とるべき措置 (3) 災害対策本部下の移行 ※災害対策本部へ移行した場合、県防災危機管理課・三戸警察署・三戸消防署等関係機関 へ通知するとともに、報道機関・一般住民へ公表する。 (4) 自衛隊等関係機関への協力要請 (5) 町長の指示事項 (6) 次回会議日程 (7) その他	
第2回災害対策連絡会議（以降随時）	災害発生日又はその翌日
検討項目等 (1) 新たな被害状況の報告 (2) 新たに各課でとった措置及び今後とるべき措置 (3) 自衛隊等関係機関への協力要請 (4) 県等への要望事項とりまとめ (5) 町長の指示事項 (6) その他	

6 各種警報発令時における職員の登庁基準（勤務時間外）

①勤務時間外における非常連絡



②防災担当職員の登庁基準

1) 大雨警報・洪水警報

大雨警報若しくは洪水警報が発令され、危険な状況が予想される場合に登庁することとし、具体的には、次に掲げる基準に達した場合に登庁するものとする。

- ・熊原川の水位が2.00mに達したとき
- ・豊川字沢田の1時間雨量が40mmに達したとき

※登庁基準とした「熊原川水位 2.00m」は、水防団待機水位である2.00mに達する概ね1時間前の水位である。

※登庁基準とした「1時間雨量 40mm」は、大雨警報の発令基準となる雨量である。

※水位情報及び雨量情報は、携帯電話「川の防災情報」にて入手するものである。

2) 暴風警報・大雪警報・暴風雪警報

警報が発令され、危険な状況が予想される場合に登庁するものとする。

第3章 災害予防計画

○ 資料編3-2-1 【雨量・水位等観測所及び観測点】

〈雨量観測所〉

①青森地方気象台所管

観測所名	観測種目					所在地	緯度	経度	海面上の 高さ(m)
	降水量	気温	風	日照時間	積雪				
三戸	○	○	○	○	○	三戸郡三戸町大字川守田 字寺ノ沢 61	40° 23.0′	141° 15.4′	60
八戸	○	○	○	○	○	八戸市大字湊町字館鼻 67	40° 31.6′	141° 31.3′	27

②青森県県土整備部

地域 県民局	観測 所名	対象 河川	設置場所 連絡員	測器種類	観測状況		高度 (m)	観測開始 年月日	公表	
					定 時	豪雨時			HP	櫛
三八	沢田	熊原川	旧三戸町立豊 川小学校 河川砂防 施設課職員 (0178)27-5154	テレメータ	10分毎	10分毎	60	H14.4.1	○	○
	下田子	熊原川	河川敷 河川砂防 施設課職員 (0178)27-5154	テレメータ	10分毎	10分毎	78	H10.4.1	○	○
	上郷	熊原川	河川敷 河川砂防 施設課職員 (0178)27-5154	テレメータ	10分毎	10分毎	151	H10.4.1	○	○

③国土交通省青森河川国道事務所

観測所名	対象河川	所在地	設置場所
姉帯	馬淵川	岩手県二戸郡一戸町大字姉帯字馬場 31-15	姉帯小学校内
夏坂	熊原川	三戸郡田子町大字夏坂字夏坂 117-1	夏坂へき地保健福祉館内

④青森県農林水産部及び東北農政局

観測所名	対象河川	所在地	設置場所
夏 坂	熊原川	三戸郡田子町大字夏坂字大川目 91	夏坂ダム
花 木	杉倉川	三戸郡田子町大字遠瀬字花木 123	花木ダム

⑤東北電力株式会社青森支店

観測所名	対象河川	所在地	設置場所
小 中 島	馬淵川	三戸郡三戸町大字梅内字川原	小中島発電所

〈水位観測所〉

①青森県 三八地域県民局地域整備部

観測所名	対象河川	所在地 連絡員	測器 種類	水 位 (m)				観測状況		観 測 開 始 年月日	公 表		
				待 機	注 意	避 難	危 険	定 時	洪水時		H P	携 帯	メ ール
橋ノ下	熊原川	三戸町大字川守 田字橋ノ下 河川砂防施設課 職員 (0178)27-5151	テレメータ	2.30	2.60	2.80	3.10	10分毎	10分毎	H22.1.1	○	○	○
三 戸	熊原川	三戸町大字川守 田字関根川原 河川砂防施設課 職員 (0178)27-5151	テレメータ	2.00	2.30	2.70	2.93	10分毎	10分毎	H6.4.1	○	○	○
上 郷	熊原川	田子町字平成田 河川砂防施設課 職員 (0178)27-5151	テレメータ	1.50	2.00	3.90	4.40	10分毎	10分毎	H10.4.1	○	○	○

②青森県農林水産部及び東北農政局

観測所名	対象河川	位 置	測器種類
弥 勒	熊原川	三戸郡田子町大字夏坂字南来満山 39 林班～小班	テレメータ
夏 坂	熊原川	三戸郡田子町大字夏坂字大川目 91	自記
道 前	熊原川	三戸郡田子町大字山口字五林 44-3	テレメータ
花 木	杉倉川	三戸郡田子町大字遠瀬字花木 123	自記
杉 倉	杉倉川	三戸郡田子町大字遠瀬字遠瀬深山国有林 19 林班る 7 小班	テレメータ

〈冬期気象観測地点〉

所轄公所 (地域県民局)	観測地点名	測定種目	所 在 地	施設管理者
三 八	三 戸	気温、風、積雪	三戸町大字川守田字寺ノ沢 61	青森地方気象台

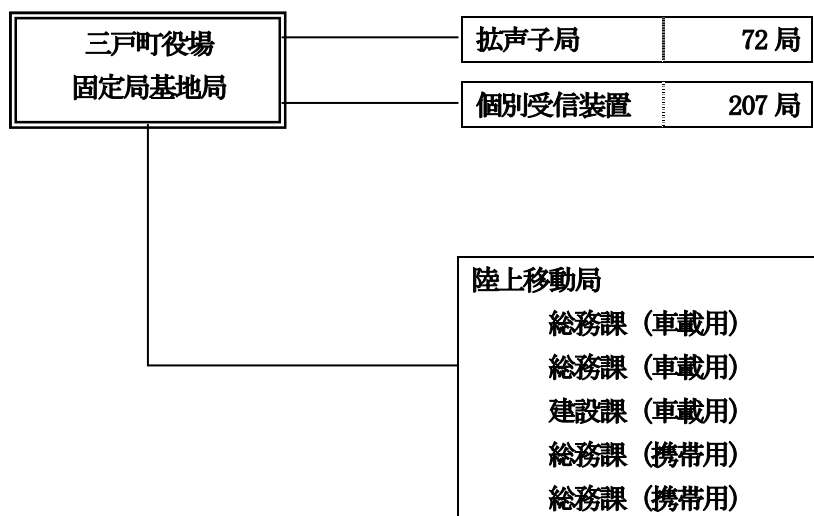
○ 資料編 3-2-2 【三戸町有無線設備表】

所 属	局 種 別	呼出名称 (呼出符号)	設(営)置場所 (電話番号)	MLの配属
三 戸 町	FX	ぼうさいさんのへ こうほう	三戸町役場内 (0179)20-1111	ぼうさいさんのへやくば 総 務 課：車載型 総 務 課：車載型 建 設 課：車載型 総 務 課：携帯用 総 務 課：携帯用
	ML	ぼうさいさんのへ やくば	同 上	

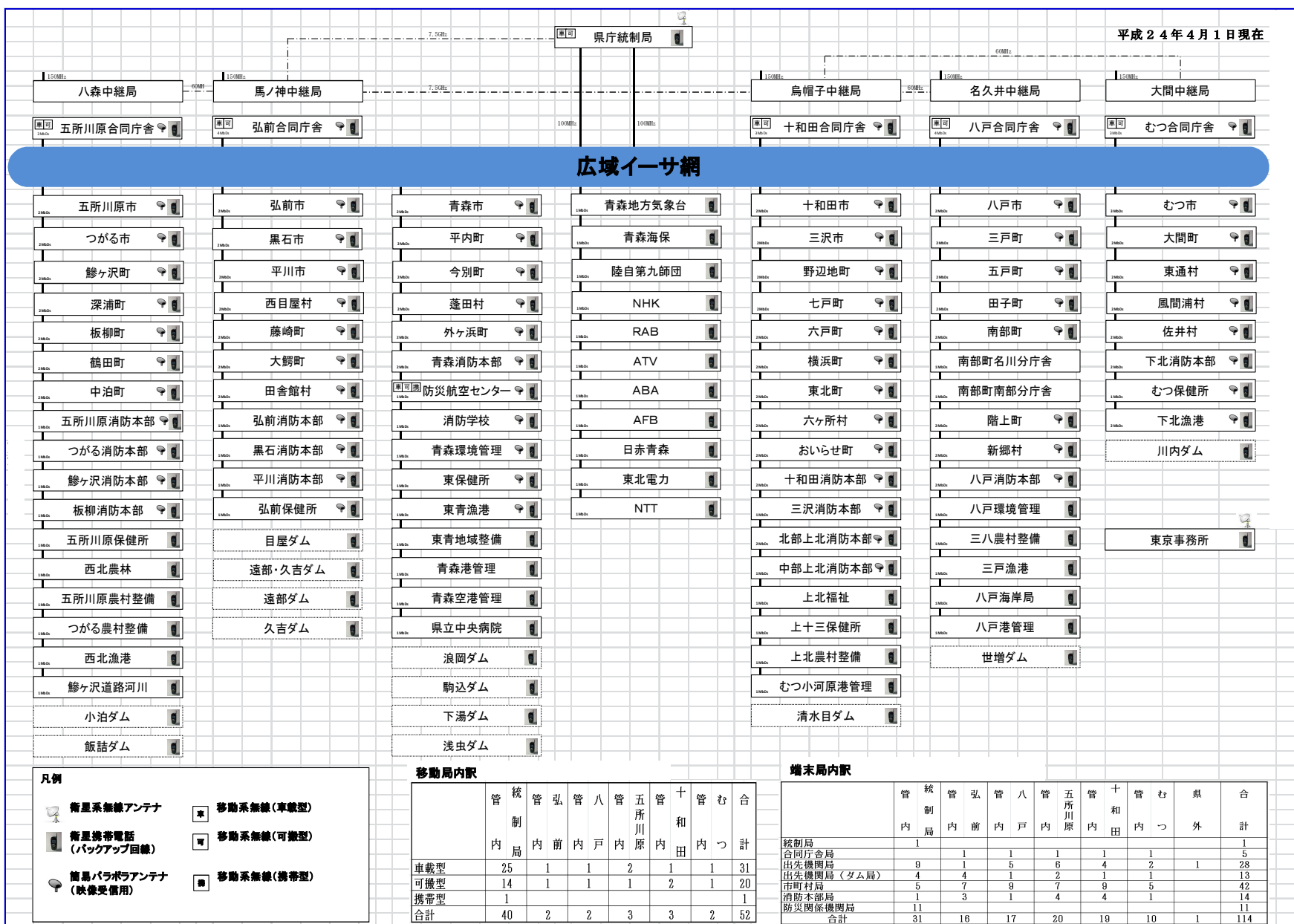
固 定 局・・・FX

陸上移動局・・・ML

○ 資料編 3-2-3 【三戸町防災行政無線系統図】



番号	場 所	番号	場 所	番号	場 所	番号	場 所
1	太子食品	21	岩見ノ下	41	目滝	61	杉沢
2	元木平	22	中道	42	山端	62	老久保
3	元木平バイパス	23	中平	43	夏焼	63	二五山
4	六日町	24	鮫ノ口	44	乗り上げ	64	大平
5	町民グラウンド	25	久保	45	川代	65	野沢平
6	八日町	26	豊川	46	元才	66	斗川支所
7	雇用促進住宅	27	玉ノ木	47	袴田	67	大舌交流センター
8	南部バス	28	北向	48	一ノ渡	68	蛇沼やまびこ会館
9	町営住宅	29	櫓館	49	葛子平	69	杉沢小中学校
10	松原町営住宅	30	沢田	50	下川原	70	冷水
11	西松原	31	中堤	51	旧蛇沼小学校	71	橋ノ下
12	箸木山	32	高間館	52	蛇沼大平	72	泉山あすなろ会館
13	雷平	33	下斗内	53	清座久保		三戸町役場
14	桐萩	34	上斗内	54	荒田		
15	留ヶ崎	35	武士沢	55	上横沢		
16	村中	36	上ノ平	56	下田		
17	館	37	柳沢	57	古屋敷		
18	沢田ノ沢	38	桃ノ木	58	貝守		
19	泉山	39	松山	59	中村		
20	遠藤	40	斗内沢	60	越ヶ平		



○ 資料編 3-2-5 【消防無線設備表】

1 常備消防無線（三戸消防署）

所属	呼 出 名 称	種 別	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	F10
三戸消防署	さんのへたくじょう	卓上型固定移動局無線装置	○ 統制	○ 統制	○ 統制	○	○	○	○	○		
	さんのへしき 30	指揮車	○	○	○	○			○	○		
	さんのへポンプ 31	普通ポンプ車	○	○	○	○			○	○		
	さんのへタンク 32	タンク車	○	○	○	○			○	○		
	さんのへ きゅうきゅう 3	救急車(高規格)	○	○	○	○			○	○	○	○
	さんのへ きゅうじょ 3	救助工作車	○	○	○	○			○	○	○	○

2 非常備消防無線

所属	局 種 別	呼 出 呼 称	設 置 場 所
三戸消防団	ML (陸上移動局)	さんのへまちしょうぼうだん 10	同心町字熊ノ林 26-3
		さんのへまちしょうぼうだん 11	同心町字熊ノ林 26-3
		さんのへまちしょうぼうだん 12	在府小路町 17-2
		さんのへまちしょうぼうだん 13	在府小路町 17-2
		さんのへまちしょうぼうだん 14	川守田字沖中 9-6
		さんのへまちしょうぼうだん 15	川守田字沖中 9-6
		さんのへまちしょうぼうだん 16	川守田字上野平 42
		さんのへまちしょうぼうだん 17	蛇沼字上横沢 82-2
		さんのへまちしょうぼうだん 18	梅内字村中 66-3
		さんのへまちしょうぼうだん 19	泉山字泉山 2-1
		さんのへまちしょうぼうだん 20	梅内字館 104-4
		さんのへまちしょうぼうだん 21	梅内字遠藤 71-3
		さんのへまちしょうぼうだん 22	目時字大開 100-1
		さんのへまちしょうぼうだん 23	目時字中平 10-1
		さんのへまちしょうぼうだん 24	豊川字沖平 1-1
		さんのへまちしょうぼうだん 25	斗内字清水田 15-1
		さんのへまちしょうぼうだん 26	斗内字大舌 19-4
		さんのへまちしょうぼうだん 27	蛇沼字馬場平 59
		さんのへまちしょうぼうだん 28	袴田字下屋敷 36-1
		さんのへまちしょうぼうだん 29	貝守字北向下田 32
		さんのへまちしょうぼうだん 30	貝守字村ノ上 11-1
		さんのへまちしょうぼうだん 31	貝守字杉沢向平 54
		さんのへまちしょうぼうだん 32	在府小路町 43

└



○ 資料編 3-4-1 【山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）】

民有林

(県農林水産部林政課)

危険地区番号		位 置		公 共 施 設 等		
		大 字	字	人 家	公共施設	道 路
441	S0001	蛇沼	十二平	3		町道
441	S0002	蛇沼	本村	10	2	町道
441	S0003	蛇沼	下川原	14		町道
441	S0004	貝守	杉沢	15		県道
441	S0005	貝守	下平	4		県道
441	S0006	蛇沼	上在所	15	2	町道
441	S0007	川守田	関根川原	7		国道
441	S0008	梅内	城ノ下	30	2	県道
441	S0009	梅内	城ノ下	20		町道
441	S0010	斗内	沢田	2		国道
441	S0011	斗内	寺牛	30	2	国道
441	S0012	斗内	大舌	15	1	国道
441	S0013	斗内	夏焼	15		町道
441	S0014	斗内	夏焼	8		町道
441	S0015	梅内	下藤子	15	1	
441	S0016	泉山	泉山			町道
441	S0017	梅内	駒木		1	町道
441	S0018	斗内	沢田	15		国道
441	S0019	川守田	下比良	30		国道
441	S0020	斗内	角沢			町道
441	S0021	袴田	元才	10		県道
441	S0022	斗内	栗木沢			国道
441	S0023	目時	上平	3		町道
441	S0024	目時	繫	10	1	町道
441	S0025	斗内	山端	10		町道
441	S0026	貝守	下田	3	1	町道
441	S0027	同心町	諏訪内	124		県道
441	S0028	豊川	北向	20		国道
441	S0029	川守田	宇藤坂			県道
441	S0030	貝守	滝ノ又			県道

○ 資料編 3-4-2 【山地災害危険地区（崩壊土砂流失危険地区）】

危険地区番号		位 置		公 共 施 設 等		
		大 字	字	人 家	公共施設	道 路
441	H0001	泉山	中野			町道
441	H0002	泉山	泉山	13		町道
441	H0003	泉山	泉山	20		町道
441	H0004	梅内	駒木			町道
441	H0005	梅内	駒木	3		町道
441	H0006	梅内	駒木			町道
441	H0007	梅内	駒木			町道
441	H0008	蛇沼	柏沢	3		町道
441	H0009	川守田	中屋敷	25		国道
441	H0010	川守田	二又向			町道
441	H0011	川守田	宇藤坂	10		県道
441	H0012	川守田	川代			町道
441	H0013	蛇沼	新井田	5		県道
441	H0014	川守田	南元才	5		県道
441	H0015	袴田	元才			町道
441	H0016	同心町	諏訪内	30	1	町道
441	H0017	蛇沼	葛子平	15		県道
441	H0018	川守田	八百平	6		国道
441	H0019	川守田	八百平	6		国道
441	H0020	川守田	境沢	20		国道
441	H0021	川守田	大清水	15		国道
441	H0022	豊川	下原	25		国道
441	H0023	豊川	上中村	25	1	国道
441	H0024	豊川	久保			国道
441	H0025	豊川	上玉ノ木平	5		町道
441	H0026	豊川	北向	10		町道
441	H0027	斗内	沢田	20		国道
441	H0028	斗内	中平			町道
441	H0029	斗内	上辻ヶ平	1		町道
441	H0030	蛇沼	葛子平			県道
441	H0031	蛇沼	葛子平	5		県道
441	H0032	蛇沼	葛子平	10		町道
441	H0033	袴田	下屋敷	6	2	県道
441	H0034	袴田	赤坂			県道
441	H0035	袴田	一ノ渡			県道
441	H0036	貝守	新田	8		県道
441	H0037	蛇沼	上在所	15	2	県道

441	H0038	貝守	大豆沢			県道
441	H0039	貝守	大豆沢			県道
441	H0040	貝守	戸田沢	4		県道
441	H0041	貝守	下平	6		県道
441	H0042	蛇沼	荒田	7		町道
441	H0043	蛇沼	南清座久保	3		県道
441	H0044	貝守	下田	10	1	町道
441	H0045	貝守	北向下田	10	1	県道
441	H0046	貝守	林ノ後	10	1	県道
441	H0047	蛇沼	上横沢	3		国道
441	H0048	貝守	徳宮	10		県道
441	H0049	斗内	森ノ脇	25		国道
441	H0050	斗内	栗木沢			国道
441	H0051	斗内	沼ノ久保	3		国道
441	H0052	斗内	館川原	15		国道
441	H0053	斗内	田畑			町道
441	H0054	蛇沼	朴木沢	5	1	県道
441	H0055	貝守	滝沢	6		県道
441	H0056	蛇沼	千俵山	7		町道
441	H0057	蛇沼	日向			町道
441	H0058	蛇沼	鈴越			町道
441	H0059	貝守	村ノ上	20	1	町道
441	H0060	貝守	大久保	4		町道
441	H0061	貝守	中村	8	1	県道
441	H0062	貝守	百連沢	3		県道
441	H0063	貝守	駒木平	4		県道
441	H0064	貝守	下久保	1		町道
441	H0065	貝守	七曲り下夕			県道
441	H0066	貝守	杉沢向平	5		町道
441	H0067	貝守	杉沢向平		1	町道
441	H0068	貝守	杉沢	17		県道
441	H0069	貝守	丁塚	4		町道
441	H0070	貝守	梨子木沢	17	1	県道
441	H0071	貝守	宇藤			町道
441	H0072	貝守	貝守深山			町道
441	H0073	貝守	毒久保	5	1	町道
441	H0074	斗内	団子坂	2		町道
441	H0075	斗内	兎平	6		町道
441	H0076	斗内	三夜久保	3		町道
441	H0077	斗内	目滝	3		町道

441	H0078	斗内	小渡	6		県道
441	H0079	泉山	野瀬	1		町道
441	H0080	貝守	丁塚	3		町道
441	H0081	斗内	新井田平			町道
441	H0082	泉山	泉山	20		町道
441	H0083	蛇沼	四久保	3		町道
441	H0084	蛇沼	七屋敷	5		町道
441	H0085	豊川	上檜館平	15		町道
441	H0086	斗内	栗木沢	1		国道
441	H0087	川守田	門ヶ沢	50		県道

○ 資料編 3－4－3 【小規模山地崩壊危険地】

危険地区番号		位 置		公 共 施 設 等		
		大 字	字	人 家	公共施設	道 路
441	小 0001	貝守	杉沢向平	1		
441	小 0002	豊川	北向	1		町道
441	小 0003	泉山	沢田ノ沢		1	
441	小 0004	川守田	西松原		1	
441	小 0005	川守田	南元才	1		

○ 資料編 3-4-4 【砂防対策事業・土石流危険渓流Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】

土石流危険渓流Ⅰ

溪流番号	河川名	溪流名	所在地	人家 戸数	要配慮者関連施設	左記以外の公共的建物	その他公共施設
441-I-001	馬淵川	上野沢	泉山	14			
441-I-002	馬淵川	泉山沢	泉山	4		集会施設1 泉山あすなろ会館	
441-I-003	馬淵川	遠藤沢	梅内	5		集会施設1 遠藤集会所	
441-I-004	熊原川	第1大反り沢	梅内	－		集会施設1 沼尻集会所	
441-I-005	熊原川	柳沢	斗内	5		集会施設1 野月新生会館	
441-I-006	熊原川	第1森ノ上沢	斗内	6			県道貝守斗内線 140(140)㍓
441-I-007	熊原川	第2森ノ上沢	斗内	16			
441-I-008	熊原川	第1森ノ脇沢	斗内	18			
441-I-009	熊原川	第2森ノ脇沢	斗内	6		集会施設1 中本村部落集会所	
441-I-010	熊原川	第3森ノ脇沢	斗内	6		集会施設1 中本村部落集会所	
441-I-011	熊原川	第4森ノ脇沢	斗内	16			
441-I-012	熊原川	第1寺牛沢	斗内	26			
441-I-013	熊原川	第2寺牛沢	斗内	24		寺等1 林泉寺	
441-I-014	熊原川	境沢	豊川	11			
441-I-015	熊原川	第1東張渡沢	川守田	36		その他の建物1 サン・スポーツランド三戸	
441-I-016	熊原川	第2東張渡沢	川守田	35		その他の建物1 サン・スポーツランド三戸	
441-I-017	熊原川	第1菖蒲沢	川守田	13			
441-I-018	熊原川	第2菖蒲沢	川守田	28			
441-I-019	猿辺川	宇藤坂沢	川守田	6			県道前淵四子線 90(90)㍓、十和四三戸線 70(70)㍓
441-I-020	猿辺川	宇藤沢	川守田	8			県道前淵四子線 60(60)㍓、十和四三戸線 100(30)㍓
441-I-021	猿辺川	簗沢	貝守	1		教育施設1 杉沢小中学校	
441-I-022	猿辺川	第1村ノ上沢	貝守	7		官公署1 屯所	県道戸来岳貝守線 250(250)㍓
441-I-023	猿辺川	第2村ノ上沢	貝守	3		官公署1 屯所 宿泊施設1 ウッド・ロフトかいもり	
441-I-024	猿辺川	下田沢	貝守	14			
441-I-025	小猿辺川	馬場平沢	蛇沼	－			
441-I-026	小猿辺川	桐木沢	蛇沼	－		集会施設1 葛子平集会所	

土石流危険渓流Ⅱ

渓流番号	河川名	渓流名	所在地	人家 戸数	要配慮者関連施設	左記以外の公共的建物	その他公共施設
441-Ⅱ-001	馬淵川	中野沢	泉山	1			
441-Ⅱ-002	馬淵川	上エ平沢	梅内	2			
441-Ⅱ-003	馬淵川	沼ノ沢	梅内	1			
441-Ⅱ-004	熊原川	鮫ノ口沢	梅内	3			国道4号90(90)m
441-Ⅱ-005	熊原川	第1板沢	梅内	3			国道4号110(110)m
441-Ⅱ-006	熊原川	第2板沢	梅内	3			国道4号80(80)m
441-Ⅱ-007	熊原川	第1菴端沢	梅内	3			
441-Ⅱ-008	熊原川	第2菴端沢	梅内	2			
441-Ⅱ-009	熊原川	第2大反り沢	梅内	1			
441-Ⅱ-010	熊原川	第3大反り沢	梅内	1			
441-Ⅱ-011	熊原川	第4大反り沢	梅内	1			
441-Ⅱ-012	熊原川	沼尻沢	梅内	2			
441-Ⅱ-013	熊原川	日影沢	斗内	2			
441-Ⅱ-014	熊原川	団子坂北向沢	斗内	1			県道野々上斗内線70(70)m
441-Ⅱ-015	熊原川	兎平沢	斗内	3			県道野々上斗内線110(110)m
441-Ⅱ-016	熊原川	団子沢	斗内	2			県道野々上斗内線90(90)m
441-Ⅱ-017	熊原川	第3森ノ上沢	斗内	3			国道104号160(160)m 県道貝守斗内線190(50)m
441-Ⅱ-018	熊原川	第5森ノ脇沢	斗内	1			
441-Ⅱ-019	熊原川	斗内沢	斗内	1			
441-Ⅱ-020	熊原川	久保沢	豊川	4			
441-Ⅱ-021	熊原川	金堀沢	川守田	2			
441-Ⅱ-022	猿辺川	川代沢	川守田	2			
441-Ⅱ-023	猿辺川	蜂ヶ崎沢	貝守	3			
441-Ⅱ-024	猿辺川	細久保沢	貝守	2			
441-Ⅱ-025	猿辺川	一ノ渡沢	袴田	1			
441-Ⅱ-026	猿辺川	梨木久保沢	袴田	1			県道南部田子線50(50)m
441-Ⅱ-027	猿辺川	下モ平沢	袴田	4			県道南部田子線100(100)m
441-Ⅱ-028	小猿辺川	葛子平沢	蛇沼	3			
441-Ⅱ-029	小猿辺川	清座久保沢	蛇沼	1			
441-Ⅱ-030	小猿辺川	荒田沢	蛇沼	3			
441-Ⅱ-031	小猿辺川	本村沢	蛇沼	1			
441-Ⅱ-032	小猿辺川	下川原沢	蛇沼	4			
441-Ⅱ-033	小猿辺川	佐山沢	蛇沼	2			
441-Ⅱ-034	浅水川	上横沢	蛇沼	1			県道板柵手倉橋線120(120)m
441-Ⅱ-035	浅水川	第1野月沢	貝守	2			
441-Ⅱ-036	浅水川	第Ⅱ野月沢	貝守	2			

土石流危険渓流Ⅲ

渓流番号	河川名	渓流名	所在地	人家戸数	要配慮者関連施設
441-Ⅲ-001	馬淵川	第 1 下比良沢	川守田	0	
441-Ⅲ-002	馬淵川	第 2 下比良沢	川守田	0	

○ 資料編 3-4-5 【地すべり対策事業・地すべり危険区域及び地すべり防止区域】

〈地すべり危険箇所及び地すべり防止区域〉

(県農林水産部林政課)

危険地区番号	位 置		地区名	公共施設等			備 考
	大 字	字		人家戸数	公共施設		
					種 類	数 量	
441-G0001	泉山	野瀬	野瀬	1	町道	300m	

(県農林水産部農村整備課)

番号	地区名	位置	面積 (ha)	保 全 対 象				備 考
				人家 (戸)	耕地 (ha)	その他 (ha)	主な施設等	
8	北 沢	貝守字北沢	13.0	0	6.0	7.0	農道・町道	
9	夏 焼	斗内字夏焼	11.0	3	7.0	4.0	農道・町道	
10	日 影	斗内字日影	34.0	5	17.0	17.0	農道・町道	
11	目 時	目時	101.5	10	86.5	15.0	農道・町道	

(県土整備部河川砂防課)

番号	区域名	位置	面積 (ha)	河川名	区域内の保全対象				公共施設等	摘 要 (指定状況)
					人家 (戸)	耕地 (ha)	公共的建物			
							要配慮者施設等	左記以外の公共的建物		
38	丁塚	貝守	27.8	猿辺川	3	3.2				
39	杉沢	貝守	29.0	吉野川	－	－			県道 150m 町道 900m	S60. 3. 27 杉沢

〈地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）による指定箇所〉

(県土整備部河川砂防課)

地すべり 地域名	位 置	面積 (ha)	土地(ha)			家屋		公共施設			指定年月日
			田畑	山林	その他	住宅	その他	道路	橋梁	その他	
杉 沢	貝守字籠 沢出ノ町	9.73	0.633	8.4	0.697			県道 600m			昭和 60 年 3 月 27 日 告示 681 号

○ 資料編 3-4-6 【急傾斜地崩壊対策事業・急傾斜地崩壊危険箇所、自然Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・人工Ⅰ】

〈急傾斜地崩壊危険箇所〉

(県土整備部河川砂防課)

自然Ⅰ

箇所 番号	箇所名	大字小字	地形要因			人 家 戸 数	公共的建物		公共施設	指定年月日
			延長	傾斜度	斜面 高さ		要配慮者関連施設	左記以外の 公共的建物		
441	葛子平	蛇沼 葛子平	330	40	15	6			町道、農道	S59. 1. 5
412	下川原	蛇沼 下川原	220	45	30	12			農道	H4. 3. 27
413	馬場平	蛇沼 馬場平	100	30	30	1				
414	蛇沼	蛇沼 本村	350	40	25	5			町道	S62. 2. 21
415	下モ平	袴田 下モ平	200	35	20	4		公民館		
416	中屋敷1号(兼田)	袴田 中屋敷	250	40	15	6				H16. 6. 30 H19. 7. 20
417	林ノ下	貝守 林ノ下	120	60	30	4				
418	杉沢向平1号	貝守 杉沢向平	100	80	40	0		杉沢小中学校	河川	
419	杉沢向平2号	貝守 杉沢向平	70	50	25	3			町道	
420	杉沢1号	貝守 杉沢	160	30	60	5				
421	毒久保	貝守 毒久保	30	40	15	0		部落集会所	河川	
422	元木平	川守田 元木平	900	40	40	32			国道	
423	中屋敷2号	川守田 中屋敷	200	45	10	14	久川保育所		町道	
424	六日町	六日町	100	40	16	0		寺院		
425	関根1号	川守田 関根	150	45	25	31			町道	S52. 3. 26
426	関根2号	川守田 関根	50	30	20	5				
427	関根川原1号	川守田 関根川原	160	45	30	10				
428	在府小路1号	在府小路町	400	45	40	33				
429	城ノ下2号	梅内 城ノ下	180	45	35	9				
430	城ノ下1号	梅内 城ノ下	680	70	80	72			町道	
431	雷平1号	梅内 贅田	200	50	20	14			町道	S51. 3. 18
432	雷平2号	梅内 雷平	120	40	10	7				S51. 3. 18
433	雷平3号	梅内 雷平	120	45	10	5				
434	贅田	梅内 贅田	400	40	50	23			町道、河川	
435	諏訪内	同心町 諏訪内	100	40	8	5				S51. 3. 18
436	諏訪内2号	同心町 諏訪内	160	45	15	20	ほほえみ三戸			S56. 12. 24
437	諏訪内3号	同心町 諏訪内	30	45	25	1			町道	
438	諏訪内4号	同心町 諏訪内	100	35	10	7			町道	
439	梨ノ木平	梅内 梨ノ木平	110	35	20	7			町道	
440	箸木山	梅内 箸木山	110	45	30	8			河川	
441	下原(久保)	豊川 下原	100	75	20	7				H14. 3. 25
442	下村中	豊川 下村中	400	45	15	6			町道	

443	中堤	斗内 中堤	20	30	10	0		公民館		
444	川原	梅内 川原	200	60	20	0		発電所		
445	沼ノ沢	梅内 沼ノ沢	220	40	60	7			町道	
446	竹林	梅内 竹林	150	40	20	5			町道	
447	岩見ノ下	目時 岩見ノ下	180	45	15	3			町道	
448	中道	目時 中道	200	50	25	6			町道	

人工Ⅰ

箇所 番号	箇所名	大字小字	地形要因			人家 戸数	公共的建物		公共施設
			延長	傾斜度	斜面 高さ		要配慮者関連施設	左記以外の公共的建物	
91	川代	川守田 川代	50	35	5	0		公民館	県道
92	西松原2号	川守田 西松原	110	40	20	0		小学校	
93	西松原1号	川守田 西松原	60	45	6	6			
94	横道1号	川守田 横道	100	60	9	11			
95	柏梨	川守田 柏梨	70	45	9	21			
96	大舌1号	斗内 大舌	165	40	9	0		小中学校	

自然Ⅱ

箇所 番号	箇所名	大字小字	地形要因			人家 戸数	公共的建物		公共施設	指定年月日
			延長	傾斜度	斜面 高さ		要配慮者関連施設	左記以外の 公共的建物		
362	文治屋敷	袴田 文治屋敷	50	50	15	1				
363	宇藤坂1号	川守田 宇藤坂	55	85	10	1			私道	
364	新井田	蛇沼 新井田	150	50	13	4			町道	
365	十二平	蛇沼 十二平	50	45	15	3			私道	
366	荒田1号	蛇沼 荒田	70	45	20	2			町道	
367	荒田2号	蛇沼 荒田	30	40	15	1			町道	
368	鳥久保	蛇沼 鳥久保	25	45	15	1			町道	
369	北清久保	蛇沼 北清久保	50	35	20	1				
370	上横沢	蛇沼 上横沢	30	45	20	1			県道	
371	滝沢	貝守 滝沢	150	60	30	4			河川	
372	中平	梅内 中平	40	40	20	2			町道	
373	元才	袴田 元才	150	50	10	2				
374	梨木久保	袴田 梨木久保	150	50	15	2			県道	
375	上ミ茨沢	斗内 上ミ茨沢	50	35	10	3				
376	下田	貝守 下田	165	30	5	2				
377	細久保	貝守 細久保	75	30	7	4				
378	徳宮	貝守 徳宮	30	45	9	1			町道	

379	下越ヶ平	貝守 下越ヶ平	200	30	30	4			県道、町道	
380	上越ヶ平	貝守 上越ヶ平	50	50	30	1			町道	
381	杉沢2号	貝守 杉沢	100	45	20	2				
382	杉沢向平3号	貝守 杉沢向平	20	45	20	1			町道	
383	杉沢北向	貝守 杉沢北向	25	45	10	1				
384	下比良	川守田 下比良	350	45	150	3			国道、町道、河川、	
385	上野	泉山 上野	50	45	25	1				
386	駒木	梅内 駒木	75	45	10	2				
387	留ヶ崎	梅内 留ヶ崎	130	60	5	1				
388	菖蒲沢	川守田 菖蒲沢	60	45	15	2				
389	中屋敷3号	川守田 中屋敷	60	70	8	3				
390	宇藤坂2号	川守田 宇藤坂	60	35	40	1				
391	横道2号	川守田 横道	60	60	10	3			県道、町道	
392	関根川原2号	川守田 関根川原	180	50	40	3			町道	
393	雷平4号	梅内 雷平	75	60	5	4			私道	
394	諏訪内5号	同心町 諏訪内	100	45	10	3			町道	
395	草鞋平	川守田 草鞋平	40	40	12	2				
396	藤久保	梅内 藤久保	175	45	20	4				
397	沢田1号	斗内 沢田	15	70	5	1			町道	
398	沢田2号	斗内 沢田	80	40	30	2				
399	森ノ脇1号	斗内 森ノ脇	90	50	10	2				
400	森ノ脇2号	斗内 森ノ脇	100	40	10	2				
401	沼ノ久保	斗内 沼ノ久保	130	35	10	2			町道	
402	館	斗内 館	25	90	8	1			町道	
403	武士沢	斗内 武士沢	100	40	20	1				
404	柳沢	斗内 柳沢	100	45	10	2			私道	
405	白岩ノ下	目時 白岩ノ下	80	45	20	3			町道	
406	畑福	目時 畑福	70	45	15	3			町道	
407	上エ平	目時 上エ平	110	50	15	2			町道	
408	大反前田1号	梅内 大反前田	70	30	20	1				
409	大反前田2号	梅内 大反前田	60	50	20	2				
410	大反前田3号	梅内 大反前田	120	65	25	1				
411	沼尻	梅内 沼尻	40	50	20	1			町道	
412	大反	梅内 大反	130	50	40	2			町道	
413	菰端	梅内 菰端	40	45	30	1				
414	団子坂北向	斗内 団子坂北向	65	35	8	1				
415	団子坂	斗内 団子坂	85	60	8	1				
416	大舌2号	斗内 大舌	155	36	7	2				

自然Ⅲ

箇所 番号	箇所名	大字小字	地形要因			人 家 戸 数	公共的建物		公共施設	指定年月日
			延長	傾斜度	斜面 高さ		要配慮者関連施設	左記以外の 公共的建物		
387	在府小路町2号	在府小路町	100	35	20	0				

〈急傾斜地崩壊危険区域指定区域〉

(県土整備部河川砂防課)

番号	告示年月日	告示 番号	急傾斜地崩壊 危険区域名	所在地		面積 (ha)	人家 戸数	公共的 建物	摘要
				大字	小字				
1	S51. 3. 18	184	雷平1号	三戸	雷平	1.160	13	1	
2	S51. 3. 18	184	雷平2号	三戸	雷平	1.046	27		
3	S51. 3. 18	184	諏訪内	三戸	諏訪内	0.479	9	1	
4	S52. 3. 26	209	関根1号	川守田	関根、正浄寺	1.508	38		
5	S56. 12. 24	1055	諏訪内2号	同心町	諏訪内	1.000	20		
6	S59. 1. 5	3	葛子平	蛇沼	葛子平、宇津沢	1.533	7		
7	S62. 2. 21	74	蛇沼	蛇沼	本村	0.870	7		
8	H4. 3. 27	214	下川原	蛇沼	下川原	2.200	11		
9	H14. 3. 25	123	久保	豊川	下原	0.210	5		
10	H19. 7. 20	476	袴田	袴田	上屋敷、赤坂、中屋敷、堤ヶ沢	2.024	10		
11	H27. 9. 9	654	鬻田	梅内	鬻田、遙迎寺長根	1.718	30		

○ 資料編 3-4-7 【急傾斜地崩壊対策事業・なだれ危険箇所】

〈なだれ危険箇所〉

地区名	なだれ危険箇所点検調査対象番号	地区名	なだれ危険箇所点検調査対象番号
杉 沢	441-001	沢 田	441-005
下 川 原	441-002	寺 牛	441-006
大 舌	441-003	城ノ下1	441-007
夏 焼	441-004	城ノ下2	441-008

〈雪崩危険箇所：傾斜度15°以上、高さ10m以上〉

- ・ランクⅠ 保全人家5戸以上（5戸未満であつても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の避難行動要支援者関連施設のある場合を含む。）町内40箇所
- ・ランクⅡ 保全人家1戸以上4戸以下 町内50箇所
- ・ランクⅢ 保全人家0戸 町内 3箇所

・ランクⅠ（県土整備部河川砂防課）（平成18年4月1日現在）

箇所番号	箇所名	所在地	地形概要			人家戸数	公共的建物		公共施設
		大字小字	延長 (m)	傾斜 度	高さ (m)		要配慮者 関連施設	左記以外の公 共的建物	
299	葛子平	葛子平	330	40	15	6			町道
300	下モ川原	下モ川原	220	45	30	12			町道
301	蛇沼1号	馬場平	100	43	30	1		学校	
302	蛇沼2号	本村	175	20	25	5		公民館	町道
303	宇藤坂1号	宇藤坂	245	22	34	4		公民館	県道
304	袴田	袴田	300	40	15	7			県道
308	貝守	村ノ上	120	45	30	4		公民館	町道 私道
309	居ヶ内	下越ヶ平	200	30	30	5		学校	町道
310	杉沢1号	杉沢	100	50	40	0		学校	
311	杉沢2号	杉沢向平	70	45	25	3		公民館	町道
312	杉沢3号	杉沢	160	30	60	5			
313	元木平	元木平	900	40	90	104		公民館	国道 町道
314	久慈町	菖蒲沢	90	25	15	5			
315	六日町	川守田	100	25	16	0		その他2	
317	関根	関根	100	30	15	10			
318	関根川原	関根川原	500	35	40	30			町道
319	西松原	大久保	110	30	20	0		学校	
320	城ノ下	城ノ下	1000	35	80	173		学校 宿泊施設	町道
321	在府小路町	城ノ下	400	45	50	86		郵便局 公民館	町道
322	雷平1号	鬚田	200	50	20	9			町道
324	雷平2号	雷平	120	35	10	7			町道
325	諏訪内1号	箸木山	100	25	35	5			私道
328	箸木山	箸木山	200	45	25	8		学校	町道

箇所番号	箇所名	所在地	地形概要			人家戸数	公共的建物		公共施設
		大字小字	延長 (m)	傾斜 度	高さ (m)		要配慮者 関連施設	左記以外の公共 的建物	
330	下村中	下村中	150	35	15	8		公民館	町道
331	豊川	下村中	400	40	15	6		発電電所	町道
332	竹林	竹林	200	45	20	7			町道
337	館	上野平	300	27	105	8		消防官署公民館	町道
338	遠藤	遠藤	410	30	95	8			町道
339	川原	小中島	200	50	20	0		公民館	
340	沼ノ沢	沼ノ沢	220	30	60	7			町道
341	下目時	岩見ノ下	180	40	15	8			町道
342	上目時	畑福	200	45	25	6			町道
1055	下モ平	下モ平	200	35	40	4		公民館	
1056	中屋敷	中屋敷	200	45	10	11			町道
1057	八日町	八日町	160	45	10	20			
1058	鬚田	鬚田	400	40	50	11			町道河川
1059	白岩ノ下	白岩ノ下	180	45	25	9			県道町道
1060	中堤	中堤	20	30	10	0		公民館	
1061	森ノ脇	森ノ脇	230	35	10	5			
1062	武士沢	武士沢	350	40	20	5			
三戸町 合 計		40箇所							

・ランクⅡ

箇所番号	箇所名	所在地	地形概要			人家戸数	公共的建物		公共施設
		大字小字	延長 (m)	傾斜 度	高さ (m)		要配慮者 関連施設	左記以外の公共 的建物	
175	新井田	新井田	150	35	18	4			町道
176	十二平	十二平	50	45	15	3			私道
177	荒田1号	荒田	70	40	20	3			町道
178	荒田2号	荒田	30	40	15	1			町道
179	鳥久保	鳥久保	25	45	15	1			町道
180	北清座久保	北清座久保	100	35	20	2			
181	上横沢	上横沢	25	45	70	1			県道
182	滝沢	滝沢	150	45	30	4			河川
183	中平1号	中平	40	35	20	2			町道
184	北大平	北大平	80	40	40	1			県道
185	文治屋敷	文治屋敷	50	40	15	1			
186	元才	元才	50	30	10	2			
187	梨木久保	梨木久保	150	38	15	2			県道
188	上ノ茨沢	上ノ茨沢	150	35	10	3			

箇所番号	箇所名	所在地	地形概要			人家戸数	公共的建物		公共施設
		大字小字	延長 (m)	傾斜 度	高さ (m)		要配慮者 関連施設	左記以外の公 共的建物	
189	南一ノ渡	南一ノ渡	80	40	10	2			町道
190	下田1号	下田	165	24	20	2			町道
191	下田2号	細久保	75	40	10	4			
192	徳宮	徳宮	100	25	30	2			町道
193	上越ヶ平	上越ヶ平	50	45	30	1			町道
194	杉沢向平	杉沢向平	20	45	20	1			町道
195	杉沢4号	杉沢	100	50	20	2			
196	杉沢北向	杉沢北向	25	50	10	1			
197	下比良	下比良	350	35	150	3			樋 樋 洲
198	宇藤坂2号	宇藤坂	60	35	40	1			
199	雷平3号	雷平	120	45	10	4			
200	諏訪内2号	諏訪内	100	45	10	3			町道
201	草鞋平	草鞋平	40	40	12	2			
202	境沢	草鞋平	80	25	10	2			
203	藤久保	藤久保	330	45	20	4			
204	下原	下原	40	25	10	1			
205	沢田	沢田	100	30	40	2			
206	森ノ上ミ	森ノ上ミ	60	25	16	1			
207	沼ノ久保	沼ノ久保	130	35	10	2			
208	泉山	上野	150	30	40	4			
209	駒木	駒木	75	40	10	2			
210	上エ平	上エ平	110	45	15	3			町道
211	大反前田1号	大反前田	100	45	25	1			
212	大反前田2号	大反前田	60	45	20	2			
213	大反前田3号	大反前田	70	30	20	1			
214	沼尻	沼尻	40	50	20	1			町道
215	大反	大反	130	40	40	2			町道
216	菰端	菰端	40	45	30	1			
217	柳沢	柳沢	100	40	10	2			私道
218	松山	松山	120	30	20	2			町道
219	大羽沢	大羽沢	120	25	20	3			町道
220	長根	長根	50	25	15	1			
221	夏焼1号	夏焼	50	20	10	1			
222	夏焼2号	夏焼	50	25	20	1			
223	斗内沢	斗内沢	70	27	30	1			町道
224	清蔵久保	清蔵久保	75	25	30	1			
三戸町 合計		50箇所							

・ランクⅢ

箇所番号	箇所名	所在地	地形概要			人家戸数	公共的建物		公共施設
		大字小字	延長 (m)	傾斜 度	高さ (m)		要配慮者 関連施設	左記以外の公 共的建物	
105	梨ノ木平	梨ノ木平	110	35	15				
107	金堀	金堀	200	25	15				河川
108	北向	北向	130	40	15				町道
三戸町 合計		3箇所							

○ 資料編 3-4-8 【河川防災対策事業・水防注意箇所・準用河川及び普通河川】

・水防注意箇所

河川名	危険地域名	氾濫面積	備 考
馬淵川	梅内字築田川原、泉山字新山	12ha	梅泉橋下流
熊原川	同心町字金堀地内	2ha	
熊原川	川守田字関根川原地内	15ha	
熊原川	川守田字落合地内	12ha	馬淵川、熊原川合流地点

・準用河川及び普通河川

準用河川	距 離	備 考	地区名	距 離	備 考
大舌川	6.8 km		吉野川	2.0 km	
			小猿辺川	1.9 km	町管理部分
			室沢川	1.6 km	

○ 資料編 3-4-9 【道路危険箇所】

道路危険箇所

県土整備部道路課

1 一般国道（県管理区間）

（平成28年4月現在）

施設管理番号	点検対象項目	路線名	所在地	迂回路	点検結果	備考
3104A010	落石・崩壊	国道104号	大字斗内	無	2	

（点検結果／1:要対策 2:防災カルテ）

2 主要地方道

施設管理番号	点検対象項目	路線名	所在地	迂回路	点検結果	備考
3045A150	落石・崩壊	十和田三戸線	蛇沼字米内比良	有	2	
3045A180	落石・崩壊	十和田三戸線	川守田字尼久保	有	2	
3045F050	盛土	十和田三戸線	蛇沼字米内出口	有	2	
3045F060	盛土	十和田三戸線	蛇沼字米内出口	有	2	
3045A520	落石・崩壊	十和田三戸線	川守田字尼久保	有	2	

（点検結果／1:要対策 2:防災カルテ）

3 一般県道

施設管理番号	点検対象項目	路線名	所在地	迂回路	点検結果	備考
3134H010	橋梁基礎の洗掘	櫛引上名久井三戸線	泉山字久手	無	2	
3143A050	落石・崩壊	南部田子線	袴田字下モ平	有	2	
3143A090	落石・崩壊	南部田子線	袴田字赤坂	有	2	
3143F010	盛土	南部田子線	袴田字文治屋敷	有	2	
3143G040	擁壁	南部田子線	袴田字元才	有	2	
3216A170	落石・崩壊	戸来岳貝守線	貝守字貝守深山	無	2	
3216A210	落石・崩壊	戸来岳貝守線	貝守字下越ヶ平	有	2	
3216A230	落石・崩壊	戸来岳貝守線	貝守字中村	有	2	
3227A040	落石・崩壊	名久井岳公園線	泉山字矢吹沢	無	2	
3227A050	落石・崩壊	名久井岳公園線	泉山字矢吹沢	無	2 d	
3227A060	落石・崩壊	名久井岳公園線	泉山字矢吹沢	無	2	
3227A070	落石・崩壊	名久井岳公園線	泉山字矢吹沢	無	2	
3227A090	落石・崩壊	名久井岳公園線	泉山字矢吹沢	無	2	
3227A100	落石・崩壊	名久井岳公園線	泉山字矢吹沢	無	2	
3227A110	落石・崩壊	名久井岳公園線	泉山字矢吹沢	無	2	
3227A120	落石・崩壊	名久井岳公園線	泉山字矢吹沢	無	2	
3143A070	落石・崩壊	南部田子線	袴田字元才	有	2	
3143A100	落石・崩壊	南部田子線	貝守字向平	有	2	
3143A110	落石・崩壊	南部田子線	貝守字北向平	有	2	
3143F060	盛土	南部田子線	貝守字戸田沢	有	2	
3143F070	盛土	南部田子線	貝守字向平	有	2	
3143H030	橋梁基礎の洗掘	南部田子線	袴田字一ノ渡	無	2	
3182A010	落石・崩壊	野々上斗内線	斗内字中堤	無	2	

3182F020	盛土	野々上斗内線	斗内字簀沢	無	2	
3182F030	盛土	野々上斗内線	斗内字長者屋敷	無	2	
3216F030	盛土	戸来岳貝守線	貝守字出ル町	有	2	
3216F040	盛土	戸来岳貝守線	貝守字中村	有	2	
3216F050	盛土	戸来岳貝守線	貝守字中村	有	2	
3217A010	落石・崩壊	貝守斗内線	斗内字森ノ上	無	2	
3217A020	落石・崩壊	貝守斗内線	斗内字森ノ上	無	2	
3258H020	橋梁基礎の洗掘	三戸南部線	川守田字橋ノ下	有	2	
3143A510	落石・崩壊	南部田子線	袴田字赤坂	有	2	
3143A520	落石・崩壊	南部田子線	貝守字上平	有	2	
3143F510	盛土	南部田子線	袴田字中屋敷	有	1	
3143F520	盛土	南部田子線	袴田字下毛平	有	2	
3143F530	盛土	南部田子線	貝守字貝守深山	無	2	
3216A510	落石・崩壊	戸来岳貝守線	貝守	無	2	
3216A520	落石・崩壊	戸来岳貝守線	貝守	無	2	
3216A530	落石・崩壊	戸来岳貝守線	貝守	無	2	
3216A560	落石・崩壊	戸来岳貝守線	貝守字南大平	有	2	
3216A570	落石・崩壊	戸来岳貝守線	貝守	無	2	
3216A580	落石・崩壊	戸来岳貝守線	貝守字南大平	無	2	
3216A590	落石・崩壊	戸来岳貝守線	貝守	有	1	
3217F510	盛土	貝守斗内線	貝守字蒼前久保	無	1	
3218A530	落石・崩壊	柵棚手倉橋線	蛇沼	有	1	
3227A510	落石・崩壊	名久井岳公園線	泉山字矢吹沢	無	2	
3227A520	落石・崩壊	名久井岳公園線	泉山字矢吹沢	無	2	
3227A530	落石・崩壊	名久井岳公園線	泉山字矢吹沢	無	1	
3227G510	擁壁	名久井岳公園線	泉山字矢吹沢	無	2	

(点検結果／1:要対策 2:防災カルテ)

○ 資料編 3-9-1 【福祉避難所】

連 番	法人名 (所在地)	施設名 (施設所在地)	受入 人数	受入対象者								
				高齢者		障害者						
				認知症 日常生活 自立度Ⅲ 以上	要介 護度 Ⅰ以 上	肢 体	視 覚	聴 覚	内 部	知 的	精 神	発 達
1	社会福祉法人 恵心会 (三戸大沢町字細田60-1)	特別養護老人ホーム 鶴亀荘 (三戸大沢町字細田60-1)	10	○	○							
2	社会福祉法人 恵心会 (三戸大沢町字細田60-1)	グループホーム 鶴亀 (三戸大沢町字細田60-1)	3	○	○							
3	社会福祉法人 恵心会 (三戸大沢町字細田60-1)	グループホーム しろやま (三戸大沢町字細田102-8)	2	○	○							
4	社会福祉法人 仁正会 (三戸大沢町字細田10)	老人保健施設 ほほえみ三戸 (三戸大沢町字細田10)	10		○							
5	株式会社 南部住建 (三戸大沢町字南沢47)	グループホーム ひまわり (三戸大沢町字南沢68)	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	株式会社 南部住建 (三戸大沢町字南沢47)	有料老人ホーム いちばん星 (三戸大沢町字南沢74)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	株式会社 東北産業 (五戸大沢町字南沢1-65)	有料老人ホーム このはずく (三戸大沢町字南沢17-1)	2		○							
8	倉石ハーネス 株式会社 (五戸大沢町字南沢1-65)	ショートステイ 桜 (三戸大沢町字南沢18-4)	1		○							
9	倉石ハーネス 株式会社 (五戸大沢町字南沢1-65)	デイサービスセンター 桜 (三戸大沢町字南沢18-4)	1		○							

○ 資料編 3-9-2 【指定避難所等】

指定避難所

収容地区		施設名	所在地	収容可能 人 員	管理者・氏名 電話番号	避難誘導員	施設の構造 面 積	災害別の利用				
地区名	地区人口							洪水	崖崩れ	地震	火事	浸水
三戸地区	5,249	1. 三戸高等学校	川守田字 白坂ノ上3	2,413	学校長 22-2148	町内会長 消防団	鉄筋コン 9,653㎡	○	○	○	○	○
		2. 町民体育館	川守田字 関根川原55	458	三戸町中央公民館 22-2186	町内会長 消防団	鉄筋コン 1,831㎡		○	○	○	○
		3. 中央公民館	川守田字 関根川原55	309	三戸町中央公民館 22-2186	町内会長 消防団	鉄筋コン 1,236㎡		○	○	○	○
		4. 勤労者体育 センター（武道館）	川守田字 関根4-1	190	三戸町中央公民館 22-1979	町内会長 消防団	鉄筋コン 770㎡	○	○	○	○	○
		5. 三戸共同福祉施設 （ｼﾞｮｲ・ｳｰｸ三戸）	川守田字 関根20-8	181	三戸町中央公民館 23-3351	町内会長 消防団	鉄筋コン 724㎡	○	○	○	○	○
		6. スポーツ文化福祉 複合施設（ｱｯﾌﾟﾙﾄｰﾑ）	川守田字 元木平8-1	854	三戸町中央公民館 20-1150	町内会長 消防団	鉄筋コン 5,370㎡	○		○	○	○
		7. 保健センター	在府小路町 43	(60)	三戸町総務課 20-2985	町内会長 消防団	鉄筋コン 600㎡	○	○	○	○	○
		8. 総合福祉センター ふくじゅそう	在府小路町 17	(64)	三戸町ふくじゅそう 20-0075	町内会長 消防団	鉄筋コン 2,617㎡	○	○	○	○	○
留崎地区	3,346	9. 小中一貫三戸学 園三戸小中学校	梅内字 権現林1	3,457	三戸町教育委員会 22-1125	町内会長 消防団	鉄筋コン 13,829㎡	○	○	○	○	○
		10. 老人福祉センター	梅内字 権現林139	314	三戸町老人セナ 22-3361	町内会長 消防団	鉄筋コン 1,256㎡	○	○	○	○	○
		11. 梅内ふれあい会館	梅内字 村中114-2	68	三戸町農林課 22-1409	町内会長 消防団	木造平屋 273㎡	○	○			○
		12. 泉山あすなろ会館	泉山字 泉山44	74	三戸町農林課 23-3468	町内会長 消防団	木造平屋 299㎡	○				○
		13. 目時さわやか会館	目時字 中道80-1	68	三戸町農林課 22-1801	町内会長 消防団	木造平屋 272㎡	○	○			○
斗川地区	1,793	14. 斗川小学校	斗内字 清水田50	761	三戸町教育委員会 20-3774	町内会長 消防団	鉄筋コン 3,046㎡	○	○	○	○	○
		15. 農村環境改善 センター	斗内字 清水田14	312	三戸町斗川支所 25-2111	町内会長 消防団	鉄筋コン 1,248㎡	○	○	○	○	○
		16. 豊川ほうえい会館	豊川字 上村中13-1	68	三戸町農林課 23-6551	町内会長 消防団	木造平屋 271㎡	○	○			○
		17. 大舌交流センター	斗内字 大舌9-2	98	三戸町農林課 25-2531	町内会長 消防団	木造平屋 393.3㎡	○	○			○
猿辺地区	1,496	18. 杉沢小中学校	貝守字 杉沢向平50	755	三戸町教育委員会 27-2212	町内会長 消防団	鉄筋コン 3,021㎡	○		○	○	○
		19. 杉沢ふるさと会館	貝守字 杉沢向平57-2	75	三戸町農林課 27-2636	町内会長 消防団	木造平屋 299㎡	○				○
		20. ウッド・ロフト かいもり	貝守字 村ノ上11-1	106	三戸町農林課 27-2830	町内会長 消防団	木造平屋 424㎡	○				○
		21. 基幹集落 センター	貝守字 北向下田32	247	三戸町猿辺支所 27-2111	町内会長 消防団	鉄筋コン 989㎡	○	○	○	○	○
		22. 袴田生活改善 センター	袴田字 下屋敷35	50	三戸町農林課 27-2831	町内会長 消防団	木造平屋 200㎡	○	○			○
		23. 蛇沼やまびこ会館	蛇沼字 馬場平88	49	三戸町農林課 27-2832	町内会長 消防団	木造平屋 197㎡	○				○

指定緊急避難場所

収容地区		施設名	所在地	収容可能 人 員	管理者・氏名 電話番号	避難誘導員	施設の構造 面 積	災害別の利用				
地区名	地区人口							洪水	崖崩れ	地震	火事	浸水
三戸地区	5, 249	1. 元木平町内会館	川守田字 元木平41-5	854	町内会長 22-1069	町内会長 消防団	木造平屋	○	○			○
		2. スポーツ文化福祉 複合施設(アップ・ルトーム)	川守田字 元木平8-1		三戸町中央公民館 20-1150	町内会長 消防団	鉄筋コン 5, 370㎡	○		○	○	○
		3. 八日町町内会館	川守田字 八日町87-3		町内会長 23-3618	町内会長 消防団		○				
		4. 同心町町内会館	同心町字 上川原79		町内会長 23-3239	町内会長 消防団		○				
		5. 上同心町町内会館	同心町字 同心町平40-9		町内会長 23-3560	町内会長 消防団		○				
		6. 境沢集会所	川守田字 草鞋平58-5		町内会長 —	町内会長 消防団		○				
留崎地区	3, 346	7. 梅内ふれあい会館	梅内字 村中114-2	68	三戸町農林課 22-1409	町内会長 消防団	木造平屋 273㎡	○	○			○
		8. 泉山あすなる会館	泉山字 泉山44	74	三戸町農林課 23-3468	町内会長 消防団	木造平屋 299㎡	○				○
		9. 目時さわやか会館	目時字 中道80-1	68	三戸町農林課 22-1801	町内会長 消防団	木造平屋 272㎡	○	○			○
斗川地区	1, 793	10. 豊川ほうえい会館	豊川字 上村中13-1	68	三戸町農林課 23-6551	町内会長 消防団	木造平屋 271㎡	○	○			○
猿辺地区	1, 496	11. 杉沢小中学校	貝守字 杉沢向平50	755	三戸町教育委員会 27-2212	町内会長 消防団	鉄筋コン 3, 021㎡	○		○	○	○
		12. 袴田生活改善 センター	袴田字 下屋敷35	50	三戸町農林課 27-2831	町内会長 消防団	木造平屋 200㎡	○	○			○
		13. 旧蛇沼小学校	蛇沼字 馬場平52	237	三戸町総務課 20-1111	町内会長 消防団	木造、鉄筋 950㎡	○				○
		14. 蛇沼やまびこ会館	蛇沼字 馬場平88	49	三戸町農林課 27-2832	町内会長 消防団	木造平屋 197㎡	○				○

○ 資料編 3-9-3 【災害時用臨時ヘリポートの留意事項】

- 1 地盤は、堅固な平坦地であること（コンクリート、芝生が最適）
- 2 地面斜度が6度以内であること
- 3 二方向以上からの離着陸が可能であること
- 4 離着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと
- 5 車両等の進入路があること
- 6 離着陸（発着）のための必要最小限度の地積が確保できること

〈 必要最小限度の地積 〉

- ・ 大型ヘリコプター：100m 四方の地積
- ・ 中型ヘリコプター： 50m 四方の地積
- ・ 小型ヘリコプター： 30m 四方の地積

○ 資料編 3-12-1 【参考：文化財等一覧表】

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び保護団体
泉山の登拝行事	平9年12月15日	三戸町泉山	泉山七歳児初参り保存会

・建築物

名称及び員数	登録年月日	所在地	所有者及び保護団体
佐滝本店 1棟	平 9年7月15日	三戸町八日町49	
佐滝文庫蔵 1棟	平12年2月15日	〃	
佐滝土蔵 1棟	〃	〃	
佐滝別邸 1棟	〃	三戸町梅内字雷平285-2	
佐滝門及び塀 1基	〃	〃	

・県指定文化財

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び保護団体
桧山御前五輪塔	昭33年1月22日	三戸町同心町字古間木平53	長 栄 寺
稻荷神社本殿 1棟	平 2年3月16日	三戸町斗内字田屋ノ下58	稻 荷 神 社

・彫 刻

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び保護団体
獅子頭 1面	昭31年5月14日	三戸町梅内字村中2	
十一面観世音菩薩坐像（木像）	昭56年4月18日	三戸町同心町熊ノ林6-2	観 福 寺
阿彌陀如来立像	〃	三戸町同心町諏訪内55	悟 真 寺

・歴史資料（史料）

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び保護団体
長栄寺正応碑 1基	昭33年1月22日	三戸町同心町字古間木平53	長 栄 寺
南部利康公位牌1基	〃	三戸町梅内字城ノ下	三戸大神宮祖霊社
青銅擬宝珠	昭47年3月15日	三戸町梅内字城ノ下	三戸町

・県無形民俗文化財

名 称	指定年月日	所在地	保護団体
斗内獅子舞	昭55年10月21日	三戸町斗内	斗内獅子舞保存会

・記念物（県史跡）

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び保護団体
唐馬の碑 1基	昭35年1月23日	三戸町川守田字下比良	三戸町
一里塚 2基	昭63年1月16日	三戸町目時字中野125 三戸町梅内字大反り前田	
斗内千人塚 墳丘4基 供養塔 1基	昭63年1月16日	三戸町斗内字清水田11-3	

・県天然記念物

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び保護団体
桑の木	昭31年5月14日	三戸町六日町29	
関根の松	昭47年3月15日	三戸町川守田字関根4-1	三 戸 町

○ 資料編 3-16-1 【要配慮者利用施設】

要配慮者利用施設

連番	施設名	所在地
1	特別養護老人ホーム鶴亀荘	三戸町大字斗内字和田 60-1
2	グループホーム 鶴亀	三戸町大字斗内字和田 60-1
3	グループホーム しろやま	三戸町大字梅内字桐萩 162-8
4	老人保健施設 ほほえみ三戸	三戸町大字同心町字諏訪内 10
5	グループホーム ひまわり	三戸町大字川守田字冷水 68
6	有料老人ホーム いちばん星	三戸町大字川守田沖中 73-4
7	有料老人ホーム このはずく	三戸町大字川守田字大明地 17-1
8	ショートステイ 桜	三戸町川守田字大明地 18-4
9	デイサービスセンター 桜	三戸町川守田字大明地 18-4
10	デイサービスセンター 虹	三戸町大字在府小路町 17
11	総合福祉センターふくじゅそう	三戸町字在府小路町 17
12	老人福祉センター	三戸町字梅内字権現林 139
13	三戸中央病院	三戸町字川守田字沖中 9-1
14	田島医院	三戸町字二日町 6
15	松尾歯科医院	三戸町字八日町 53-2
16	さとうデンタルクリニック	三戸町字八日町 19-1
17	北村歯科医院	三戸町大字川守田字沖中 3-2
18	ひまわり歯科	三戸町大字川守田字下比良 35
19	勝山小児科	三戸町大字同心町字同心平 4-5
20	石亀歯科クリニック	三戸町大字川守田字関根川原 85-1

○ 資料編 3-18-1 【土砂災害警戒区域等一覧】

危険箇所 番 号	告示年月日	告示 番号	区域名	所在地	自然現象の種類	区域内の人家		
						警戒 区域	特 別 警戒区域	
						戸数	有:1 無:2	戸数
II-368	H20. 3. 21	227	鳥久保	蛇沼字荒田	急傾斜地の崩壊	1	2	0
II-13106	H20. 3. 21	227	東張渡 2 号	川守田字東張渡	急傾斜地の崩壊	3	2	0
III-87	H20. 3. 21	227	在府小路町 2 号	在府小路町	急傾斜地の崩壊	1	2	0
人 I -93	H20. 3. 21	227	西松原 1 号	川守田字西松原	急傾斜地の崩壊	6	2	0
441- I -4	H20. 3. 21	227	第 1 大反沢	梅内字菰端	土石流	0	2	0
441- I -5	H20. 3. 21	227	柳沢	斗内字柳沢	土石流	6	2	0
441- I -9	H20. 3. 21	227	第 2 森ノ脇沢	斗内字森ノ脇	土石流	9	2	0
441- I -10	H20. 3. 21	227	第 3 森ノ脇沢	斗内字森ノ脇	土石流	7	2	0
441- I -11	H20. 3. 21	227	第 4 森ノ脇沢	斗内字寺牛	土石流	45	2	0
441- I -13	H20. 3. 21	227	第 2 寺牛沢	斗内字清水田	土石流	25	2	0
441- I -14-1	H20. 3. 21	227	第 1 境沢	川守田字草鞋平	土石流	6	2	0
441- I -14-2	H20. 3. 21	227	第 2 境沢	川守田字草鞋平	土石流	0	2	0
441- I -16	H20. 3. 21	227	第 2 東張渡沢	川守田字東張渡	土石流	55	2	0
441- I -25	H20. 3. 21	227	馬場平沢	蛇沼字本村	土石流	14	2	0
441- II -3	H20. 3. 21	227	沼ノ沢	梅内字沼ノ沢	土石流	3	2	0
441- II -11	H20. 3. 21	227	第 4 大反沢	梅内字大反	土石流	1	2	0
441- II -12	H20. 3. 21	227	沼尻沢	梅内字沼尻	土石流	2	2	0
441- II -13	H20. 3. 21	227	日影沢	斗内字日影	土石流	2	2	0
441- II -16	H20. 3. 21	227	団子沢	斗内字団子沢	土石流	2	2	0
441- II -19	H20. 3. 21	227	斗内沢	斗内字沢田平	土石流	8	2	0
441- II -29	H20. 3. 21	227	清座久保沢	蛇沼字北清座久保	土石流	2	2	0
441- II -30	H20. 3. 21	227	荒田沢	蛇沼字荒田	土石流	5	2	0
441- II -35	H20. 3. 21	227	第 1 野月沢	貝守字野月	土石流	1	2	0
441- III -2	H20. 3. 21	227	第 2 下比良沢	川守田字下比良	土石流	3	2	0
I -441	H20. 3. 21	226	葛子平	蛇沼字葛子平	急傾斜地の崩壊	6	1	0
I -412	H20. 3. 21	226	下川原	蛇沼字下川原	急傾斜地の崩壊	7	1	0
I -413	H20. 3. 21	226	馬場平	蛇沼字馬場平	急傾斜地の崩壊	0	1	0
I -414	H20. 3. 21	226	蛇沼	蛇沼字本村	急傾斜地の崩壊	3	1	1
I -415	H20. 3. 21	226	下モ平	袴田字下モ平	急傾斜地の崩壊	3	1	2
I -416	H20. 3. 21	226	中屋敷 1 号	袴田字中屋敷	急傾斜地の崩壊	10	1	2
I -417	H20. 3. 21	226	林ノ下	貝守字森ノ下	急傾斜地の崩壊	4	1	3
I -418	H20. 3. 21	226	杉沢向平 1 号	貝守字杉沢向平	急傾斜地の崩壊	0	1	0
I -419	H20. 3. 21	226	杉沢向平 2 号	貝守字杉沢向平	急傾斜地の崩壊	1	1	0

I-420	H20. 3. 21	226	杉沢 1 号	貝守字杉沢	急傾斜地の崩壊	3	1	0
I-421	H20. 3. 21	226	毒久保	貝守字毒久保	急傾斜地の崩壊	0	1	0
I-422	H20. 3. 21	226	元木平	川守田字元木平	急傾斜地の崩壊	30	1	2
I-423	H20. 3. 21	226	中屋敷 2 号	川守田字中屋敷	急傾斜地の崩壊	20	1	8
I-424	H20. 3. 21	226	六日町	川守田字横道	急傾斜地の崩壊	4	1	1
I-425	H20. 3. 21	226	関根 1 号	川守田字関根	急傾斜地の崩壊	15	1	0
I-426	H20. 3. 21	226	関根 2 号	川守田字関根	急傾斜地の崩壊	7	1	2
I-427	H20. 3. 21	226	関根川原 1 号	川守田字関根川原	急傾斜地の崩壊	13	1	0
I-428	H20. 3. 21	226	在府小路町 1 号	在府小路町	急傾斜地の崩壊	46	1	8
I-429	H20. 3. 21	226	城ノ下 2 号	梅内字城ノ下	急傾斜地の崩壊	12	1	4
I-430	H20. 3. 21	226	城ノ下 1 号	梅内字城ノ下	急傾斜地の崩壊	97	1	33
I-431	H20. 3. 21	226	雷平 1 号	梅内字贅田	急傾斜地の崩壊	14	1	2
I-432	H20. 3. 21	226	雷平 2 号	梅内字雷平	急傾斜地の崩壊	10	1	0
I-433	H20. 3. 21	226	雷平 3 号	梅内字雷平	急傾斜地の崩壊	8	1	1
I-434	H20. 3. 21	226	贅田	梅内字贅田	急傾斜地の崩壊	15	1	1
I-435	H20. 3. 21	226	諏訪内	同心町字諏訪内	急傾斜地の崩壊	1	1	0
I-436	H20. 3. 21	226	諏訪内 2 号	八日町	急傾斜地の崩壊	6	1	0
I-437	H20. 3. 21	226	諏訪内 3 号	同心町字諏訪内	急傾斜地の崩壊	3	1	0
I-438	H20. 3. 21	226	諏訪内 4 号	梅内字箸木山	急傾斜地の崩壊	17	1	4
I-439	H20. 3. 21	226	梨ノ木平	梅内字中平	急傾斜地の崩壊	8	1	0
I-440	H20. 3. 21	226	箸木山	梅内字箸木山	急傾斜地の崩壊	9	1	0
I-441	H20. 3. 21	226	下原	豊川字下原	急傾斜地の崩壊	8	1	1
I-442	H20. 3. 21	226	下村中	豊川字下村中	急傾斜地の崩壊	4	1	2
I-443	H20. 3. 21	226	中堤	斗内字角沢	急傾斜地の崩壊	0	1	0
I-444	H20. 3. 21	226	川原	梅内字川原	急傾斜地の崩壊	0	1	0
I-445	H20. 3. 21	226	沼ノ沢	梅内字沼ノ沢	急傾斜地の崩壊	4	1	4
I-446	H20. 3. 21	226	竹林	梅内字竹林	急傾斜地の崩壊	6	1	3
I-447	H20. 3. 21	226	岩見ノ下	目時字岩見ノ下	急傾斜地の崩壊	5	1	3
I-448	H20. 3. 21	226	中道	目時字中道	急傾斜地の崩壊	6	1	3
I-13101	H20. 3. 21	226	雷平 5 号	梅内字雷平	急傾斜地の崩壊	3	1	1
I-13102	H20. 3. 21	226	赤坂	川守田字館	急傾斜地の崩壊	6	1	0
I-13103	H20. 3. 21	226	菖蒲沢	川守田字菖蒲沢	急傾斜地の崩壊	4	1	3
I-13104	H20. 3. 21	226	雷平 6 号	梅内字雷平	急傾斜地の崩壊	4	1	0
I-13105	H20. 3. 21	226	東張渡 1 号	川守田町	急傾斜地の崩壊	9	1	1
II-362	H20. 3. 21	226	文治屋敷	袴田字文治屋敷	急傾斜地の崩壊	2	1	1
II-363	H20. 3. 21	226	宇藤坂 1 号	川守田字宇藤坂	急傾斜地の崩壊	9	1	2
II-364	H20. 3. 21	226	新井田	蛇沼字新井田	急傾斜地の崩壊	2	1	2
II-365	H20. 3. 21	226	十二平	蛇沼字十二平	急傾斜地の崩壊	3	1	1
II-366	H20. 3. 21	226	荒田 1 号	蛇沼字荒田	急傾斜地の崩壊	2	1	2
II-367	H20. 3. 21	226	荒田 2 号	蛇沼字荒田	急傾斜地の崩壊	2	1	1

II-369	H20. 3. 21	226	北清座久保	蛇沼字北清座久保	急傾斜地の崩壊	1	1	0
II-370	H20. 3. 21	226	上横沢	蛇沼字上横沢	急傾斜地の崩壊	0	1	0
II-371	H20. 3. 21	226	横沢	貝守字横沢	急傾斜地の崩壊	2	1	0
II-372	H20. 3. 21	226	中平	貝守字毒久保	急傾斜地の崩壊	2	1	0
II-273	H20. 3. 21	226	元才	袴田字元才	急傾斜地の崩壊	2	1	2
II-374	H20. 3. 21	226	梨木久保	袴田字梨木久保	急傾斜地の崩壊	4	1	1
II-375	H20. 3. 21	226	上茨沢	斗内字上茨沢	急傾斜地の崩壊	2	1	1
II-376	H20. 3. 21	226	下田	貝守字下田	急傾斜地の崩壊	2	1	1
II-377	H20. 3. 21	226	細久保	貝守字細久保	急傾斜地の崩壊	2	1	2
II-378	H20. 3. 21	226	徳宮	貝守字徳宮	急傾斜地の崩壊	1	1	1
II-379	H20. 3. 21	226	下越ヶ平	貝守字下越ヶ平	急傾斜地の崩壊	2	1	0
II-380	H20. 3. 21	226	上越ヶ平	貝守字上越ヶ平	急傾斜地の崩壊	2	1	2
II-381	H20. 3. 21	226	杉沢 2 号	貝守字杉沢	急傾斜地の崩壊	6	1	3
II-382	H20. 3. 21	226	杉沢向平 3 号	貝守字杉沢向平	急傾斜地の崩壊	1	1	1
II-383	H20. 3. 21	226	杉沢北向	貝守字杉沢北向	急傾斜地の崩壊	1	1	1
II-384	H20. 3. 21	226	下比良	川守田字下比良	急傾斜地の崩壊	0	1	0
II-385	H20. 3. 21	226	上野	泉山字泉山	急傾斜地の崩壊	7	1	2
II-386	H20. 3. 21	226	駒木	梅内字駒木	急傾斜地の崩壊	2	1	1
II-387	H20. 3. 21	226	留ヶ崎	梅内字留ヶ崎	急傾斜地の崩壊	4	1	1
II-388	H20. 3. 21	226	菖蒲沢	川守田字菖蒲沢	急傾斜地の崩壊	2	1	2
II-389	H20. 3. 21	226	中屋敷 3 号	川守田字中屋敷	急傾斜地の崩壊	7	1	6
II-390	H20. 3. 21	226	宇藤坂 2 号	川守田字尼久保	急傾斜地の崩壊	2	1	1
II-391	H20. 3. 21	226	横道 2 号	川守田字横道	急傾斜地の崩壊	4	1	1
II-392	H20. 3. 21	226	関根川原 2 号	川守田字関根川原	急傾斜地の崩壊	6	1	2
II-393	H20. 3. 21	226	雷平 4 号	梅内字雷平	急傾斜地の崩壊	10	1	6
II-394	H20. 3. 21	226	諏訪内 5 号	同心町字諏訪内	急傾斜地の崩壊	10	1	3
II-395	H20. 3. 21	226	草鞋平	川守田字名部久保	急傾斜地の崩壊	1	1	1
II-396	H20. 3. 21	226	蔵久保	同心町字金堀	急傾斜地の崩壊	6	1	3
II-398	H20. 3. 21	226	沢田 2 号	斗内字沢田	急傾斜地の崩壊	1	1	0
II-399	H20. 3. 21	226	森ノ脇 1 号	斗内字森ノ脇	急傾斜地の崩壊	4	1	2
II-400	H20. 3. 21	226	森ノ脇 2 号	斗内字森ノ脇	急傾斜地の崩壊	4	1	2
II-401	H20. 3. 21	226	沼ノ久保	斗内字沼ノ久保	急傾斜地の崩壊	1	1	1
II-402	H20. 3. 21	226	斗内館	斗内字館	急傾斜地の崩壊	1	1	0
II-403	H20. 3. 21	226	武士沢	斗内字武士沢	急傾斜地の崩壊	0	1	0
II-404	H20. 3. 21	226	柳沢	斗内字柳沢	急傾斜地の崩壊	2	1	2
II-405	H20. 3. 21	226	白岩ノ下	目時字中道	急傾斜地の崩壊	7	1	0
II-406	H20. 3. 21	226	畑福	目時字中道	急傾斜地の崩壊	2	1	0
II-407	H20. 3. 21	226	上エ平	目時字中平	急傾斜地の崩壊	5	1	3
II-408	H20. 3. 21	226	大反り前田 1 号	梅内字大反り前田	急傾斜地の崩壊	2	1	2
II-409	H20. 3. 21	226	大反り前田 2 号	梅内字板沢	急傾斜地の崩壊	3	1	3

Ⅱ-410	H20. 3. 21	226	大反り前田 3 号	梅内字中野	急傾斜地の崩壊	1	1	1
Ⅱ-411	H20. 3. 21	226	沼尻	梅内字大反	急傾斜地の崩壊	1	1	1
Ⅱ-412	H20. 3. 21	226	大反	梅内字大反	急傾斜地の崩壊	1	1	1
Ⅱ-413	H20. 3. 21	226	菴端	梅内字大反	急傾斜地の崩壊	1	1	0
Ⅱ-414	H20. 3. 21	226	団子坂北向	斗内字団子坂北向	急傾斜地の崩壊	1	1	1
Ⅱ-415	H20. 3. 21	226	団子坂	斗内字団子坂	急傾斜地の崩壊	1	1	1
Ⅱ-416	H20. 3. 21	226	大舌 2 号	斗内字大舌	急傾斜地の崩壊	2	1	2
Ⅱ-13107	H20. 3. 21	226	雷平 7 号	梅内字雷平	急傾斜地の崩壊	3	1	0
Ⅱ-13108	H20. 3. 21	226	正浄寺	川守田字正浄寺	急傾斜地の崩壊	2	1	0
Ⅱ-13109	H20. 3. 21	226	川守田館	川守田字館	急傾斜地の崩壊	2	1	0
Ⅱ-13110	H20. 3. 21	226	中屋敷 4 号	川守田字中屋敷	急傾斜地の崩壊	1	1	1
Ⅱ-13111	H20. 3. 21	226	大反り前田 4 号	梅内字大反り前田	急傾斜地の崩壊	1	1	1
Ⅱ-13112	H20. 3. 21	226	大開	目時字白岩ノ下	急傾斜地の崩壊	1	1	1
Ⅱ-13113	H20. 3. 21	226	川代 2 号	川守田字川代	急傾斜地の崩壊	2	1	1
Ⅱ-13114	H20. 3. 21	226	大反り前田 5 号	梅内字大反り前田	急傾斜地の崩壊	1	1	1
Ⅱ-13201	H20. 3. 21	226	梨木久保 2 号	袴田字梨木久保	急傾斜地の崩壊	1	1	1
Ⅱ-13202	H20. 3. 21	226	葛子平 2 号	蛇沼字葛子平	急傾斜地の崩壊	3	1	0
Ⅱ-13203	H20. 3. 21	226	十二平 2 号	蛇沼字十二平	急傾斜地の崩壊	2	2	2
Ⅱ-13204	H20. 3. 21	226	下越ヶ平 2 号	貝守字下越ヶ平	急傾斜地の崩壊	2	1	0
Ⅱ-13205	H20. 3. 21	226	四百刈	貝守字四百刈	急傾斜地の崩壊	1	1	0
Ⅱ-13206	H20. 3. 21	226	石渡	蛇沼字石渡	急傾斜地の崩壊	2	1	1
Ⅱ-13207	H20. 3. 21	226	毒久保 2 号	貝守字毒久保	急傾斜地の崩壊	1	1	1
Ⅱ-13208	H20. 3. 21	226	野月	貝守字野月	急傾斜地の崩壊	1	1	0
人Ⅰ-91	H20. 3. 21	226	川代	川守田字川代	急傾斜地の崩壊	0	1	1
人Ⅰ-92	H20. 3. 21	226	西松原 2 号	川守田字西松原	急傾斜地の崩壊	0	1	0
人Ⅰ-94	H20. 3. 21	226	横道 1 号	川守田字横道	急傾斜地の崩壊	7	1	6
人Ⅰ-95	H20. 3. 21	226	柏梨	川守田字柏梨	急傾斜地の崩壊	2	1	0
人Ⅰ-96	H20. 3. 21	226	大舌 1 号	斗内字大舌	急傾斜地の崩壊	0	1	0
441-Ⅰ-1	H20. 3. 21	226	上野沢	泉山字中野	土石流	22	1	6
441-Ⅰ-2-1	H20. 3. 21	226	泉山沢-1	泉山字泉山	土石流	4	1	0
441-Ⅰ-2-2	H20. 3. 21	226	泉山沢-2	泉山字泉山	土石流	2	1	0
441-Ⅰ-3	H20. 3. 21	226	遠藤沢	梅内字遠藤	土石流	10	1	1
441-Ⅰ-6	H20. 3. 21	226	第 1 森ノ上沢	斗内字森ノ上	土石流	10	1	0
441-Ⅰ-7	H20. 3. 21	226	第 2 森ノ上沢	斗内字森ノ上	土石流	27	1	0
441-Ⅰ-8	H20. 3. 21	226	第 1 森ノ脇沢	斗内字森ノ脇	土石流	35	1	0
441-Ⅰ-12	H20. 3. 21	226	第 1 寺牛沢	斗内字清水田	土石流	26	1	0
441-Ⅰ-15	H20. 3. 21	226	第 1 東張渡沢	川守田字東張渡	土石流	35	1	0
441-Ⅰ-17	H20. 3. 21	226	第 1 菖蒲沢	川守田字東張渡	土石流	21	1	7
441-Ⅰ-18	H20. 3. 21	226	第 2 菖蒲沢	川守田字菖蒲沢	土石流	35	1	15
441-Ⅰ-19	H20. 3. 21	226	宇藤坂沢	川守田字宇藤坂	土石流	9	1	5

441-I-20	H20. 3. 21	226	宇藤沢	川守田字宇藤坂	土石流	11	1	8
441-I-21	H20. 3. 21	226	箆沢	貝守字杉沢向平	土石流	0	1	0
441-I-22	H20. 3. 21	226	第1村ノ上沢	貝守字村ノ上	土石流	5	1	0
441-I-23	H20. 3. 21	226	第2村ノ上沢	貝守字村ノ上	土石流	1	1	0
441-I-24	H20. 3. 21	226	下田沢	貝守字下田	土石流	8	1	0
441-I-26	H20. 3. 21	226	桐木沢	蛇沼字中屋敷	土石流	0	1	0
441-II-1	H20. 3. 21	226	中野沢	泉山字新山	土石流	13	1	0
441-II-2	H20. 3. 21	226	上エ平沢	目時字上エ平	土石流	2	1	0
441-II-4	H20. 3. 21	226	鮫ノ口沢	梅内字板沢	土石流	7	1	0
441-II-5	H20. 3. 21	226	第1板沢	梅内字板沢	土石流	2	1	0
441-II-6	H20. 3. 21	226	第2板沢	梅内字大反り前田	土石流	3	1	0
441-II-7	H20. 3. 21	226	第1菴端沢	梅内字菴端	土石流	3	1	0
441-II-8	H20. 3. 21	226	第2菴端沢	梅内字大反	土石流	2	1	0
441-II-9	H20. 3. 21	226	第2大反沢	梅内字大反	土石流	1	1	0
441-II-10	H20. 3. 21	226	第3大反沢	梅内字大反り	土石流	1	1	0
441-II-14	H20. 3. 21	226	団子坂北向沢	斗内字団子坂北向	土石流	2	1	0
441-II-15	H20. 3. 21	226	兎平沢	斗内字兎平	土石流	2	1	0
441-II-17	H20. 3. 21	226	第3森ノ上沢	斗内字森ノ上	土石流	15	1	0
441-II-18	H20. 3. 21	226	第5森ノ脇沢	斗内字森ノ脇	土石流	26	1	0
441-II-20	H20. 3. 21	226	久保沢	豊川字下村中	土石流	3	1	0
441-II-21	H20. 3. 21	226	金堀沢	川守田字草鞋平	土石流	1	1	0
441-II-22	H20. 3. 21	226	川代沢	川守田字川代	土石流	2	1	0
441-II-23	H20. 3. 21	226	蜂ヶ崎沢	貝守字蜂ヶ崎	土石流	4	1	0
441-II-24	H20. 3. 21	226	細久保沢	貝守字細久保	土石流	4	1	0
441-II-25	H20. 3. 21	226	一ノ渡沢	袴田字大平	土石流	1	1	0
441-II-26	H20. 3. 21	226	梨木久保沢	袴田字梨木久保	土石流	1	1	0
441-II-27	H20. 3. 21	226	下モ平沢	袴田字下モ平	土石流	5	1	0
441-II-28	H20. 3. 21	226	葛子平沢	蛇沼字葛子平	土石流	3	1	0
441-II-31	H20. 3. 21	226	本村沢	蛇沼字本村	土石流	1	1	0
441-II-32	H20. 3. 21	226	下川原沢	蛇沼字下川原	土石流	5	1	0
441-II-33	H20. 3. 21	226	佐山沢	蛇沼字石渡	土石流	2	1	0
441-II-34	H20. 3. 21	226	上横沢	蛇沼字上横沢	土石流	3	1	0
441-II-36	H20. 3. 21	226	第2野月沢	貝守字野月	土石流	1	1	0
441-III-1	H20. 3. 21	226	第1下比良沢	川守田字下比良	土石流	5	1	0
砂-39	H23. 3. 22	261	杉沢	貝守字出ル町	地すべり	0	2	0
農-15	H23. 3. 22	261	北沢	貝守字北沢	地すべり	1	2	0
農-16	H23. 3. 22	261	夏焼	斗内字夏焼	地すべり	2	2	0
農-18	H23. 3. 22	261	目時	目時字大開	地すべり	0	2	0
林 441-G0001	H23. 3. 22	261	野瀬	梅内字野瀬	地すべり	1	2	0

第4章 災害応急対策計画

○ 資料編 4-1-1 【特別警報・警報・注意報の概要】

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるために重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等によって、重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

○ 資料編 4-1-2 【警報・注意報の種類と概要】

警報・注意報の種類		概 要
特別 警報※	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	暴風雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水やはん濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線等への被害が起こるおそれがあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線等へ被害が起こるおそれがあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※ 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

○ 資料編 4-1-3 【水防活動用警報・注意報】

水防活動の利用に適 合する警報・注意報	一般の利用に適合 する警報・注意報	発 表 基 準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想し たとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きい と予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生 するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害 が発生するおそれがあると予想したとき

○ 資料編 別表 1 【警報・注意報発表基準一覧表】

(別表) 警報・注意報の具体的な発表基準は以下のとおりである。

警報・注意報発表基準一覧表			平成22年5月27日現在 発表官署 青森地方気象台	
	府県予報区		青森県	
三戸町	一次細分区域		三八上北	
	市町村等をまとめた地域		三八	
警 報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量40mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	114
	洪水		雨量基準	1時間雨量40mm
			流域雨量指数基準	熊原川流域＝16、猿辺川＝9
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	青森県馬淵川水系、馬淵川中流（馬淵南部・剣吉）
	暴風		平均風速	18m/s
	暴風雪		平均風速	18m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ35cm 山沿い 12時間降雪の深さ40cm
注意報	大雨		雨量基準	1時間雨量25mm
			土壌雨量指数基準	91
	洪水		雨量基準	1時間雨量25mm
			流域雨量指数基準	熊原川流域＝13、猿辺川＝7
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	青森県馬淵川水系、馬淵川中流（馬淵南部・剣吉）
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ20cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	実効湿度67％、このほか県内気象官署の風速、最小湿度など考慮する。		
	なだれ	① 山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上		
		② 積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき		
		冬期：最低気温が－8℃以下のとき（ただし前日の最高気温が－3℃以下、又は0℃以下が2日以上続くとき） ¹		
	霜	早霜、晩霜期におおむね、最低気温2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する。）		
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が－2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	90mm	
¹ 冬期の気温は青森地方気象台、むつ特別地域気象観測所、八戸特別地域気象観測所、深浦特別地域気象観測所の値				

(備考)

* 山沿いとは平地から山に移る地帯の概ね標高150m以上をいう。

○ 資料編 【警報・注意報基準一覧表の解説】

- 1 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村長等に対して発表する。
- 2 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報名の欄の（ ）は基準として用いる気象要素を記録的短時間大雨情報名の（ ）は基準を示す。なお、府県予報区、一次細分区域および市町村等をまとめた地域で取扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- 3 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「・・・以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「・・・以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- 4 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- 5 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて希であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- 6 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表の解説】

- 1 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、（ ）内は府県予報区または一次細分区域で示す。
- 2 大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないもの、および、高潮警報・注意報で減少が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を“－”で示している。
- 3 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添地図(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/ki_jun/index_h.html)を参照
- 4 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ1、3時間雨量を示す。例えば、R1=70」であれば、「1時間雨量70mm以上」を意味する。
- 5 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は、「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。
- 6 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。
1km四方毎の基準値については、別添資料(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/ki_jun/index_h.html)を参照のこと。
- 7 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

- 8 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

○ 資料編 別表2 【三戸町における警報・注意報発表基準】

警報・注意報発表基準一覧表

発表官署 青森地方気象台

三戸町	府県予報区	青森県		
	一次細分区域	三八上北		
	市町村等をまとめた地域	三八		
警 報	大雨	(浸 水 害)	雨量基準	1 時間雨量 4 0 mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	1 1 4
	洪水	雨量基準	1 時間雨量 4 0 mm	
		流域雨量指数基準	熊原川流域＝1 6、猿辺川＝9	
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報による基準	青森県馬淵川水系、馬淵川中流（馬淵南部・剣吉）	
	暴風	平均風速	1 8 m／ s	
	暴風雪	平均風速	1 8 m／ s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	1 2 時間降雪の深さ 3 5 c m
			山沿い	1 2 時間降雪の深さ 4 0 c m
注意報	大雨	雨量基準	1 時間雨量 2 5 mm	
		土壌雨量指数基準	9 1	
	洪水	雨量基準	1 時間雨量 2 5 mm	
		流域雨量指数基準	熊原川流域＝1 3、猿辺川＝7	
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報による基準	青森県馬淵川水系、馬淵川中流（馬淵南部・剣吉）	
	強風	平均風速	1 3 m／ s	
	風雪	平均風速	1 3 m／ s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	1 2 時間降雪の深さ 1 5 c m
			山沿い	1 2 時間降雪の深さ 2 0 c m
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	1 0 0 m	
	乾燥	実効湿度 6 7 %、このほか県内気象官署の風速、最小湿度など考慮する。		
	なだれ	① 山沿いで 2 4 時間降雪の深さが 4 0 c m 以上 ② 積雪が 5 0 c m 以上で、日平均気温 5 ℃ 以上の日が継続		
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4 ～ 5 ℃ 以上低い日が数日以上続くとき 冬期：最低気温が－ 8 ℃ 以下のとき（ただし前日の最高気温が－ 3 ℃ 以下、又は 0 ℃ 以下が 2 日以上続くとき） ¹		
霜	早霜、晩霜期におおむね、最低気温 2 ℃ 以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する。）			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が－ 2 ℃ より高い場合			
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	9 0 mm	

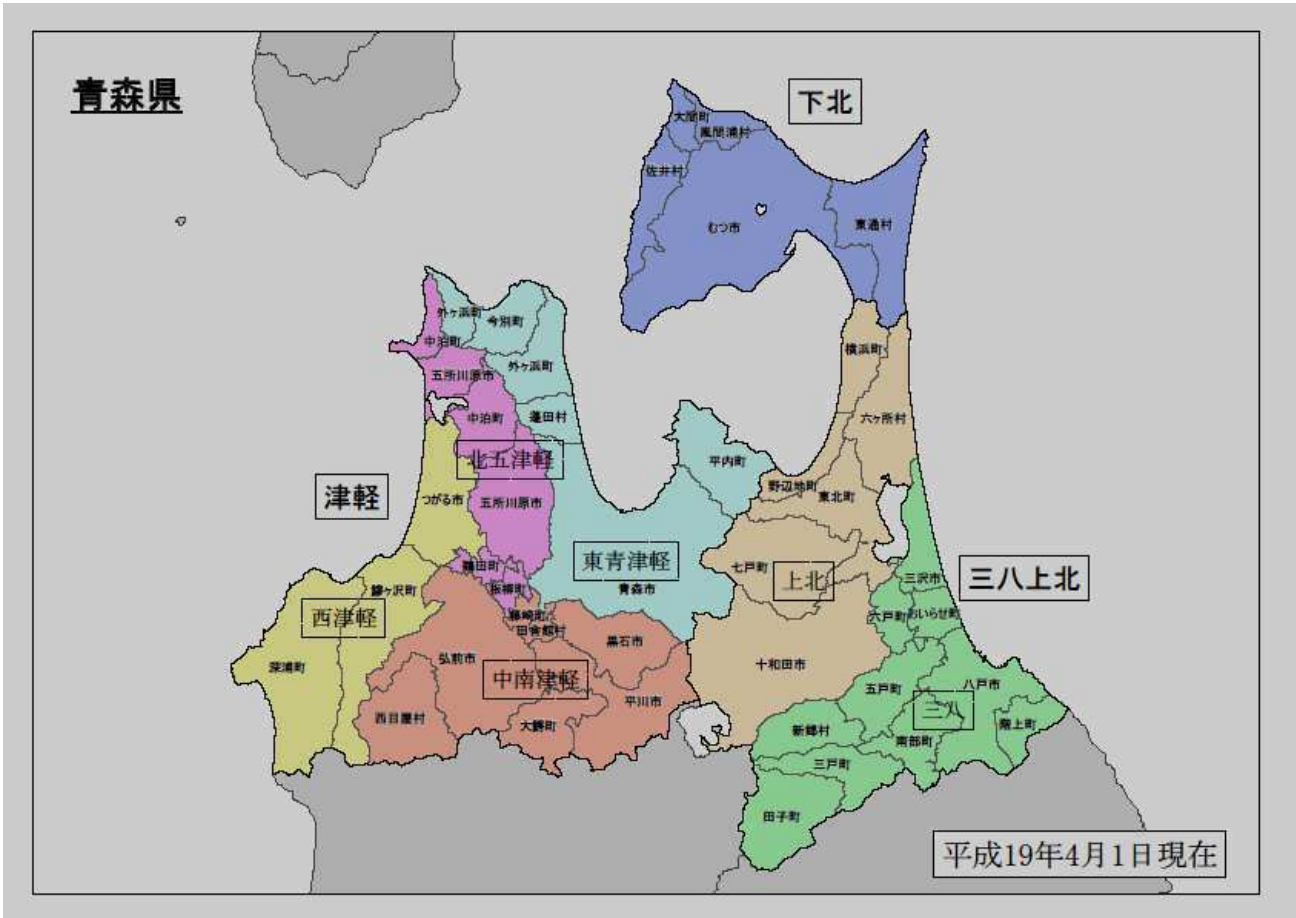
(備考)

* 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まってい

る雨水の量を示す指数

- * 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻の存在する流域の雨水の量を示す指数
- * 平坦地：概ね傾斜が 30 パーミル以下で、都市化率（ここでは国土数値情報の土地利用情報に基づき、（建物用地＋幹線交通用地）／（すべて－河川・湖沼・海浜・海水）として算出）が 25 パーセント以上の地域
- * 平坦地以外：上記以外の地域
- * 平坦地と平坦地以外の分布を別図 2 に示す
- * 警報・注意報等の発表基準は、地震等の災害の影響により基準を見直す必要があると考えられた場合に暫定基準を設定することがある。

別図1
【青森県の警報・注意報発表区域図】

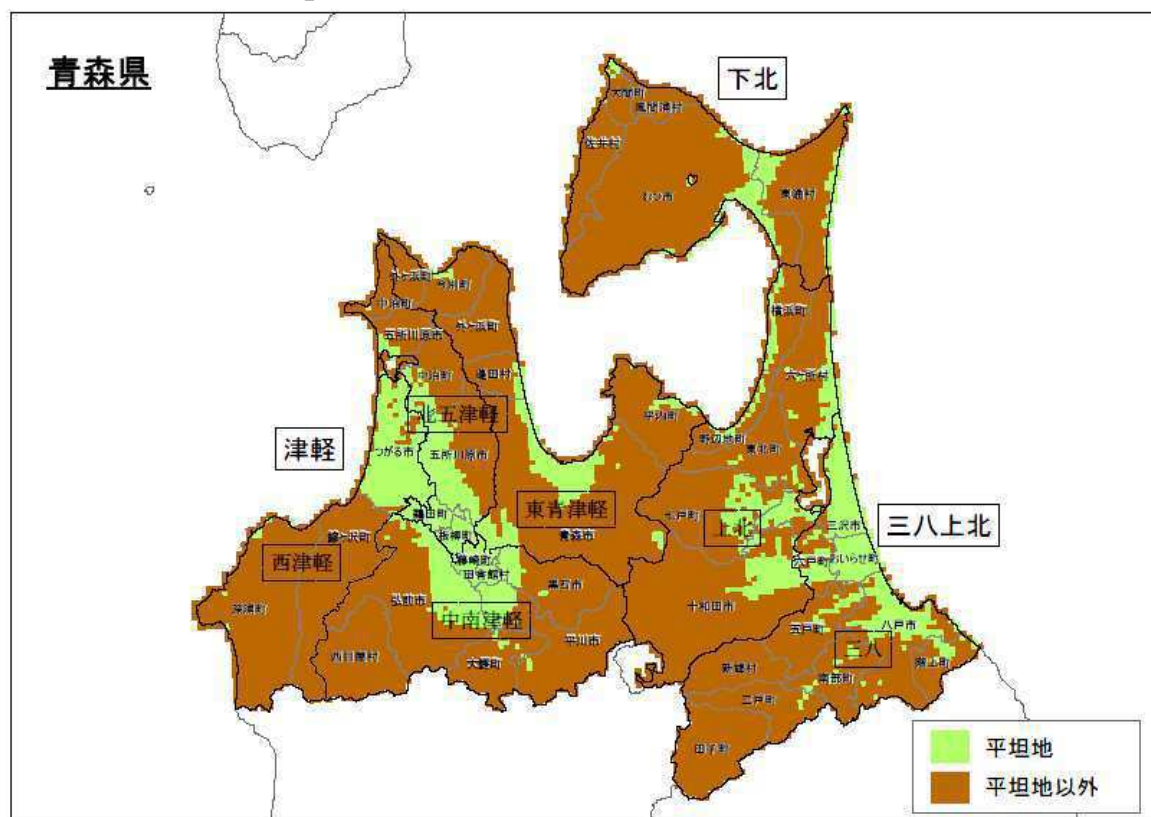


＊「津軽」、「下北」、「三八上北」はそれぞれ一次細分区域を示す。これ以外の地域を表す囲み文字は「市町村等をまとめた地域」を示す。

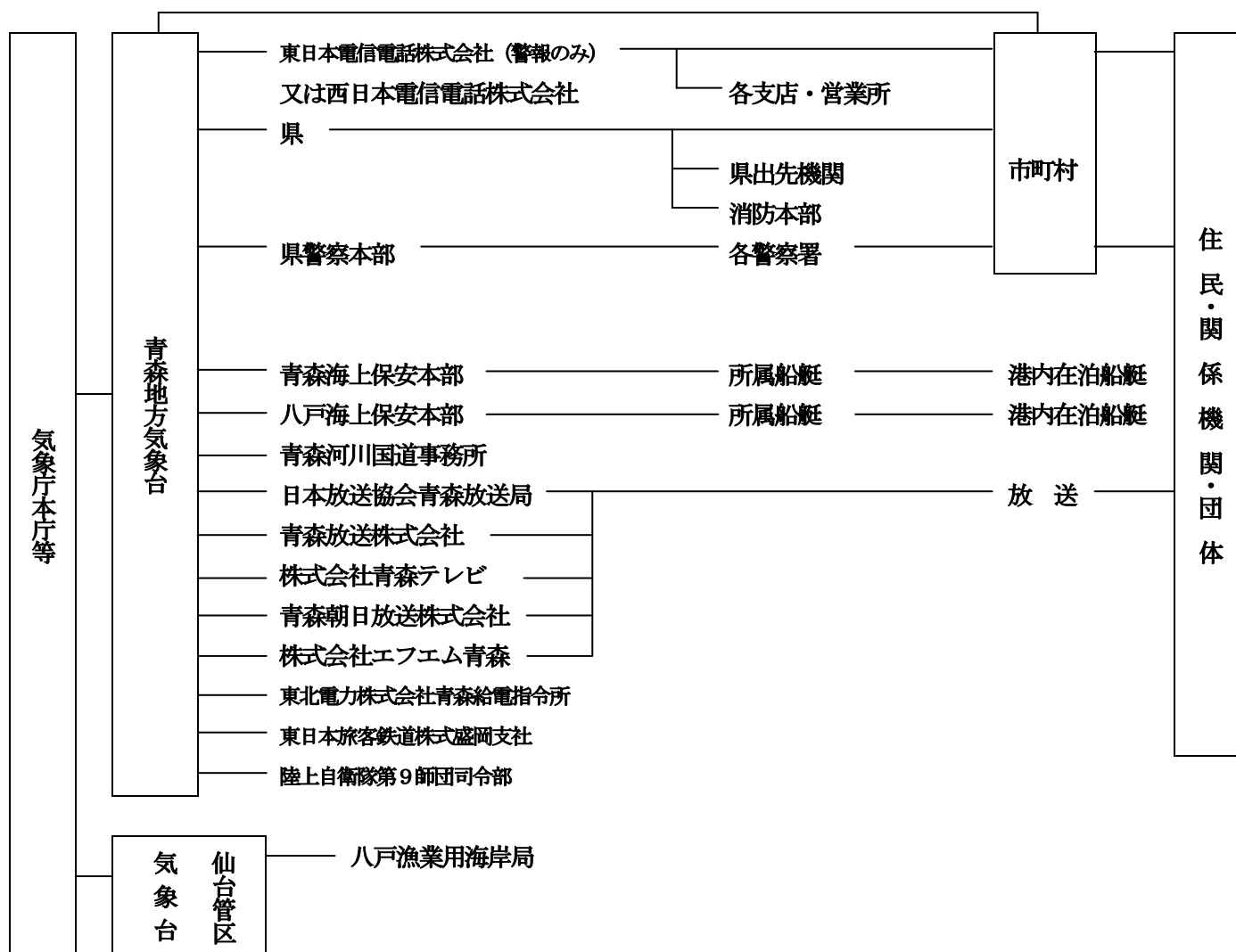
府 県 予報区	一次 細分 区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域の名称
青森県	津軽	東青津軽	青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町
		北五津軽	五所川原市、板柳町、鶴田町、中泊町
		西津軽	つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町
		中南津軽	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村
	下北	(下北)	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
	三八上北	三八	八戸市、三沢市、六戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
		上北	十和田市、野辺地町、七戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村

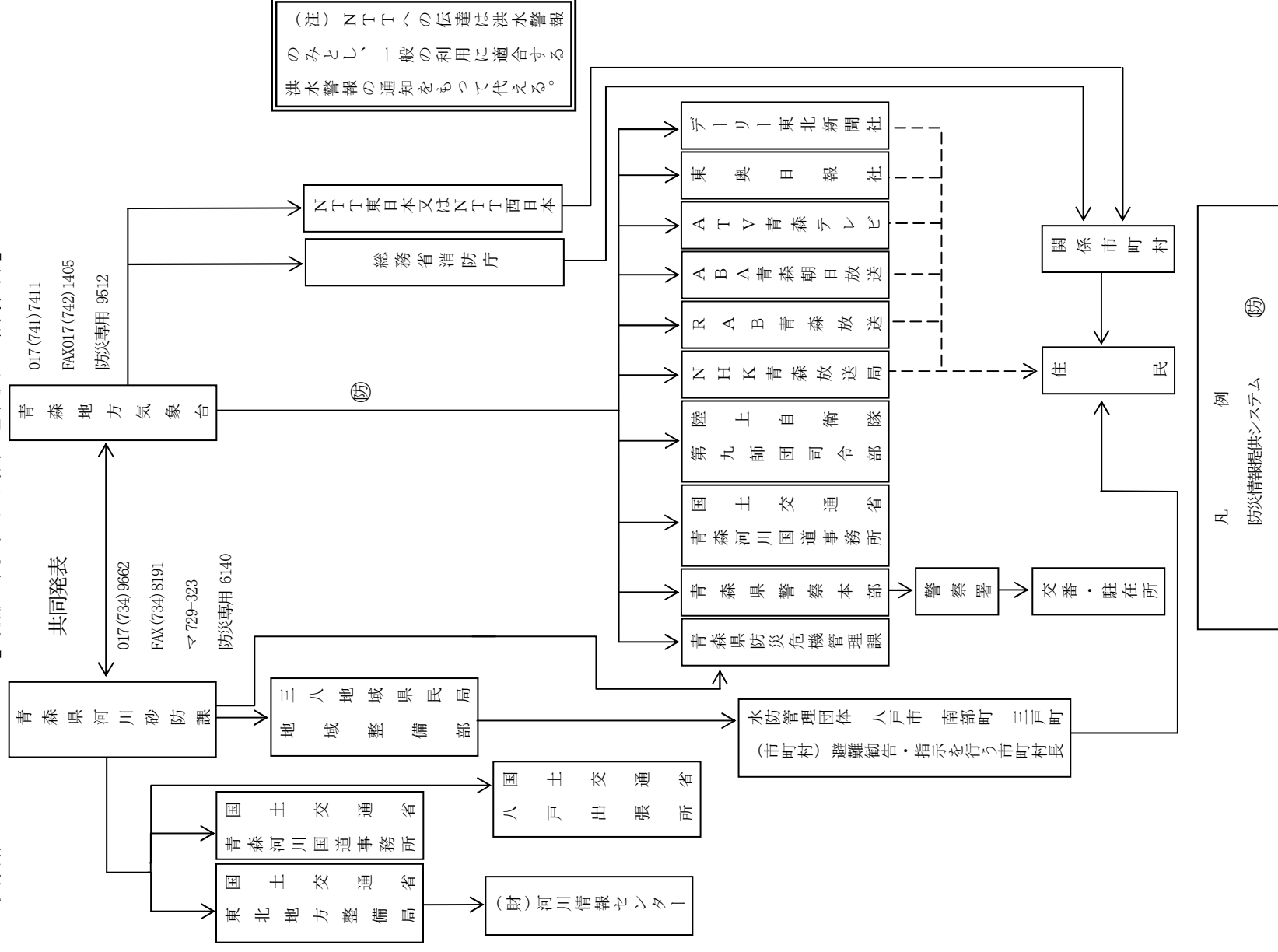
別図2

【平坦地、平坦地以外の分布図】



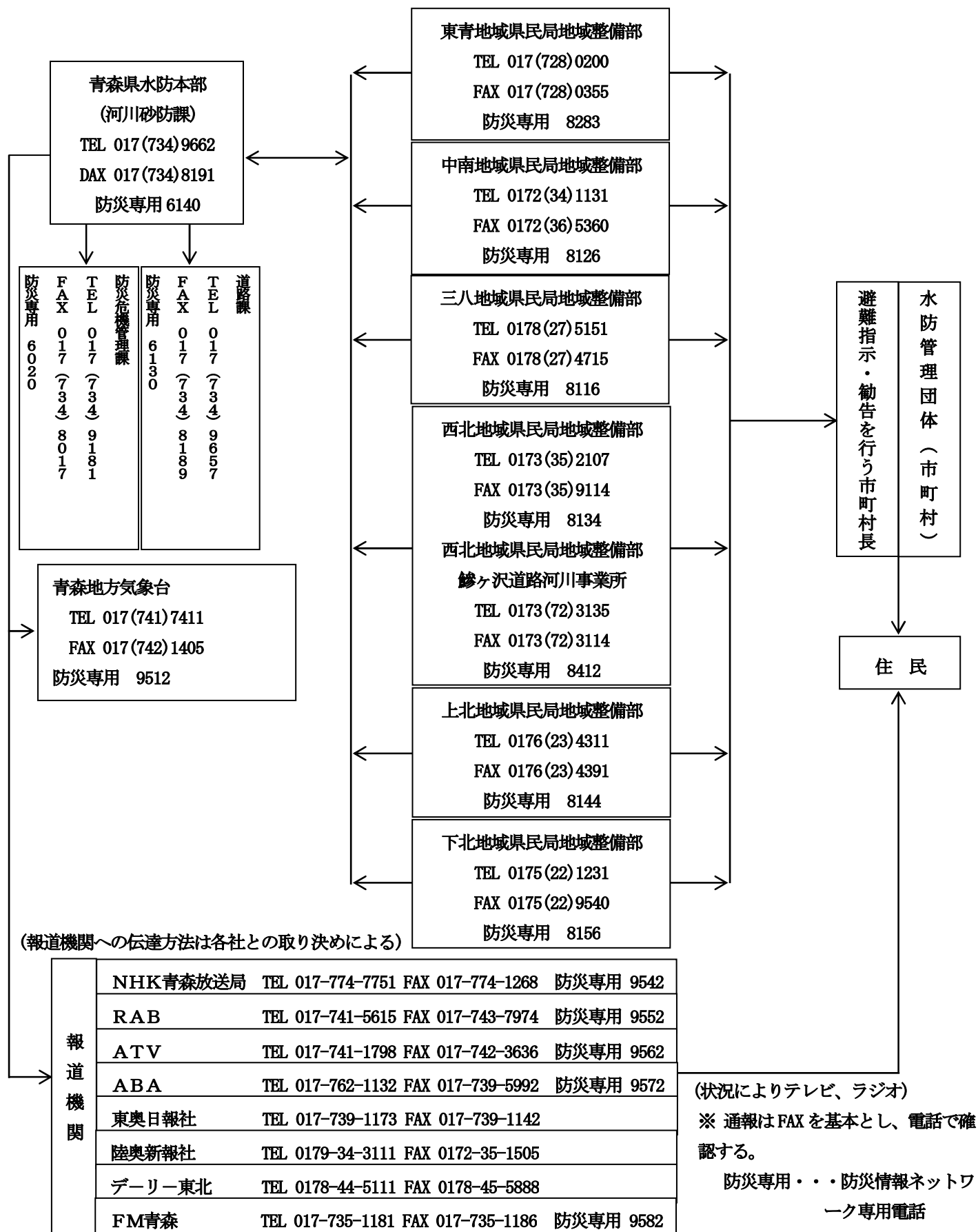
○ 資料編 4-1-4 【気象予報・警報・情報伝達系統図】





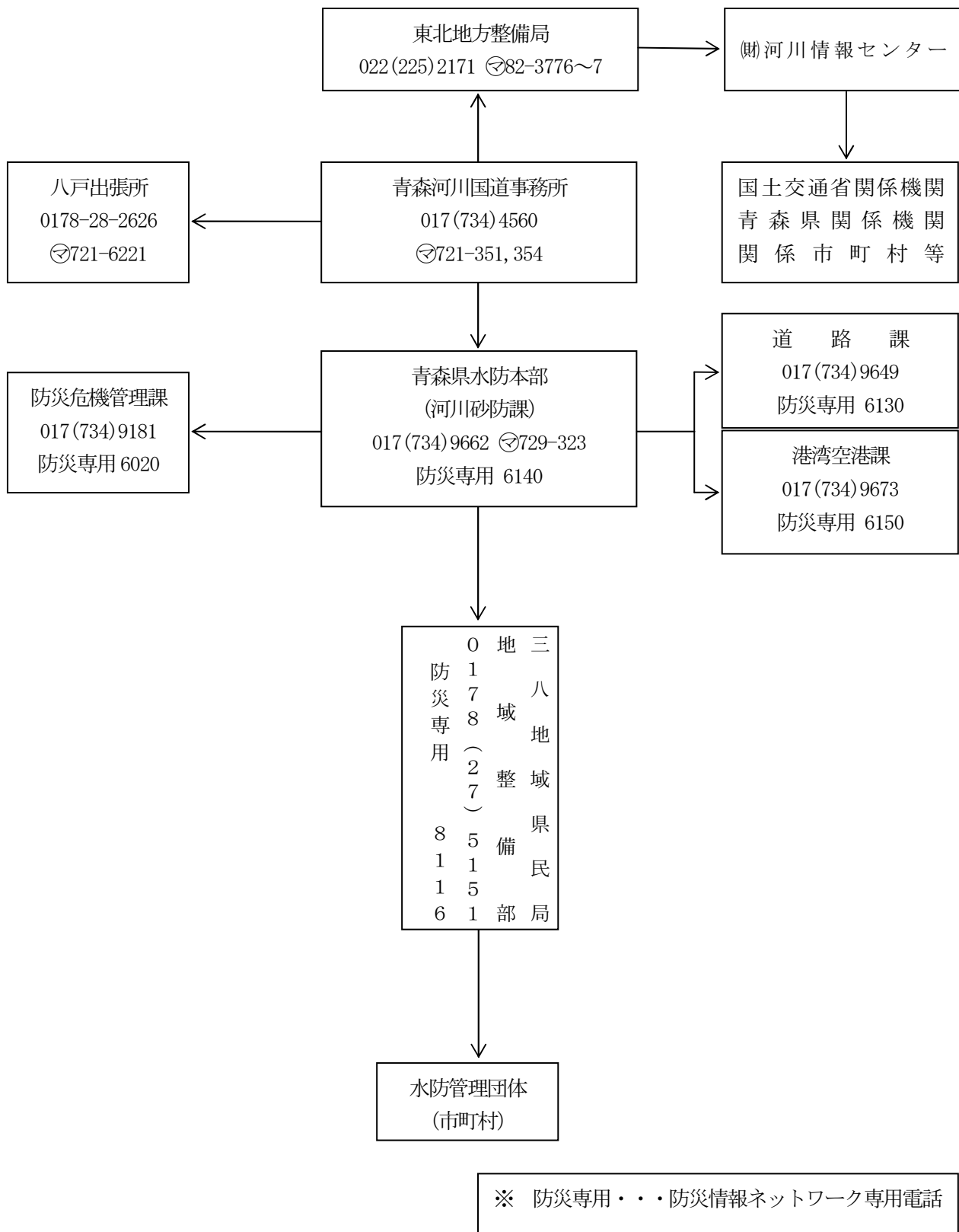
※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話

○ 資料編 4-1-6 【青森県氾濫警戒情報伝達系統図】



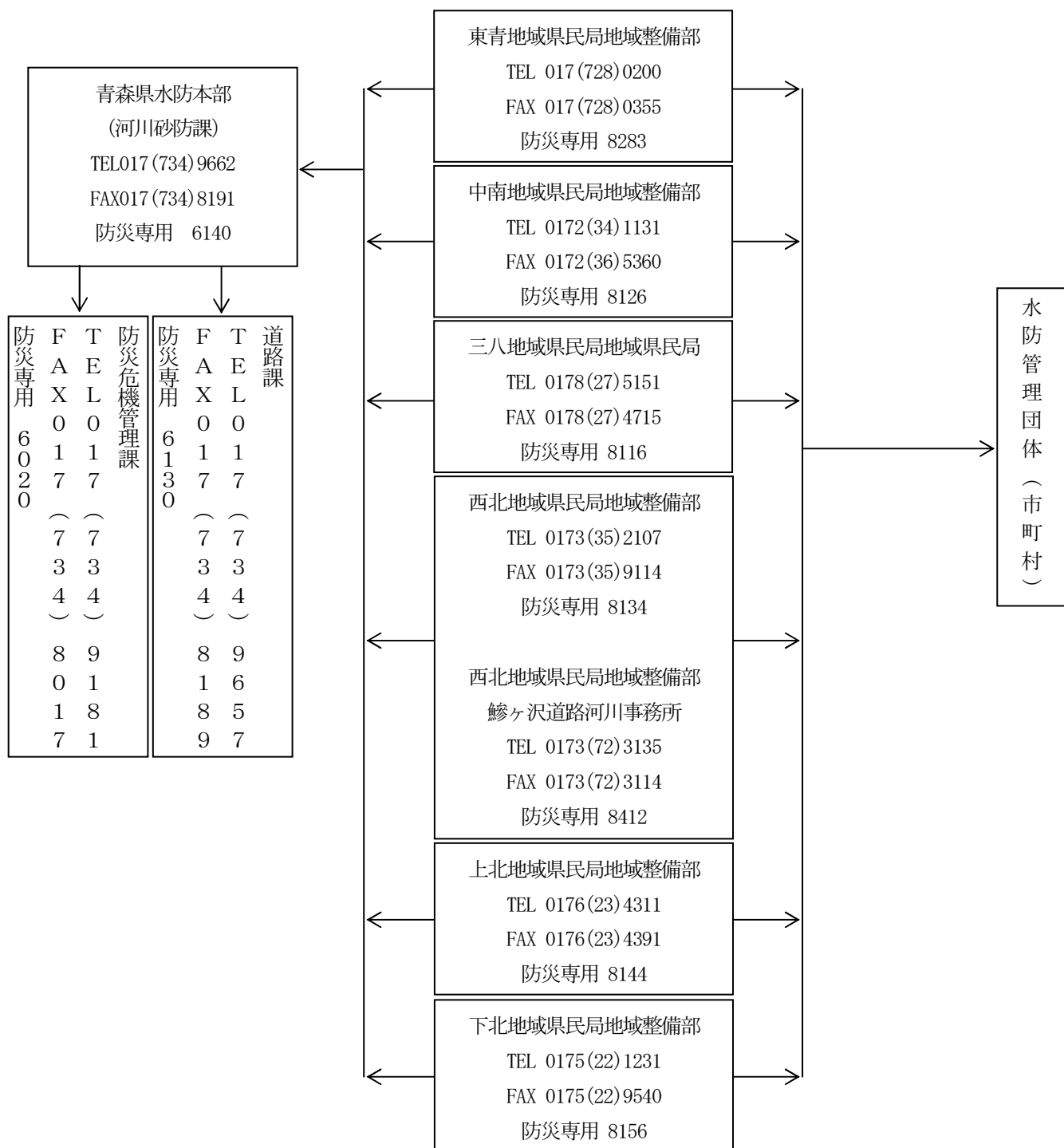
○ 資料編 4-1-7

【水防警報伝達系統図（国土交通省）馬淵川水防警報伝達系統図】



○ 資料編 4-1-8

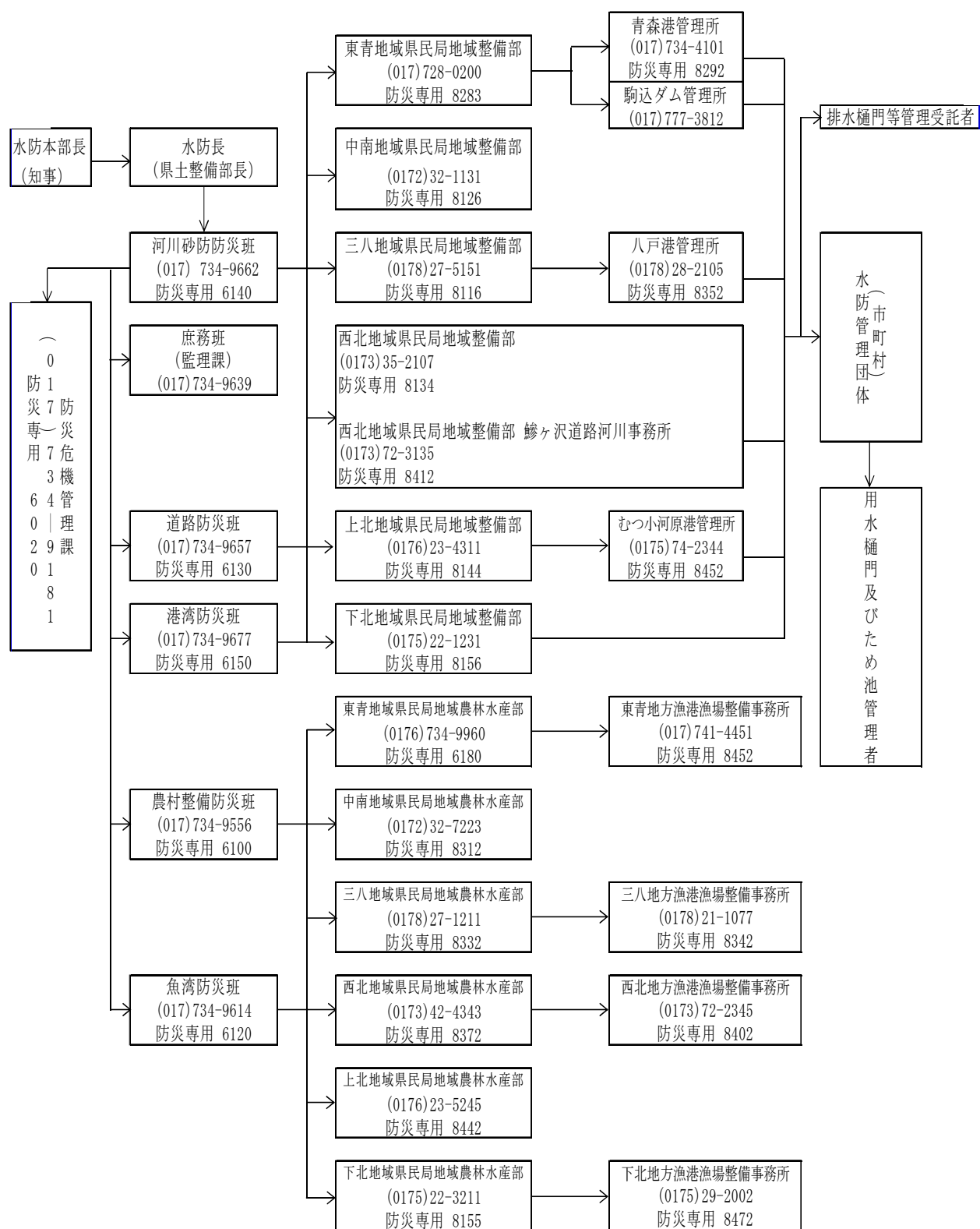
【水防警報伝達系統図（青森県）】



※ 通報はFAXを基本とし、電話で確認する。

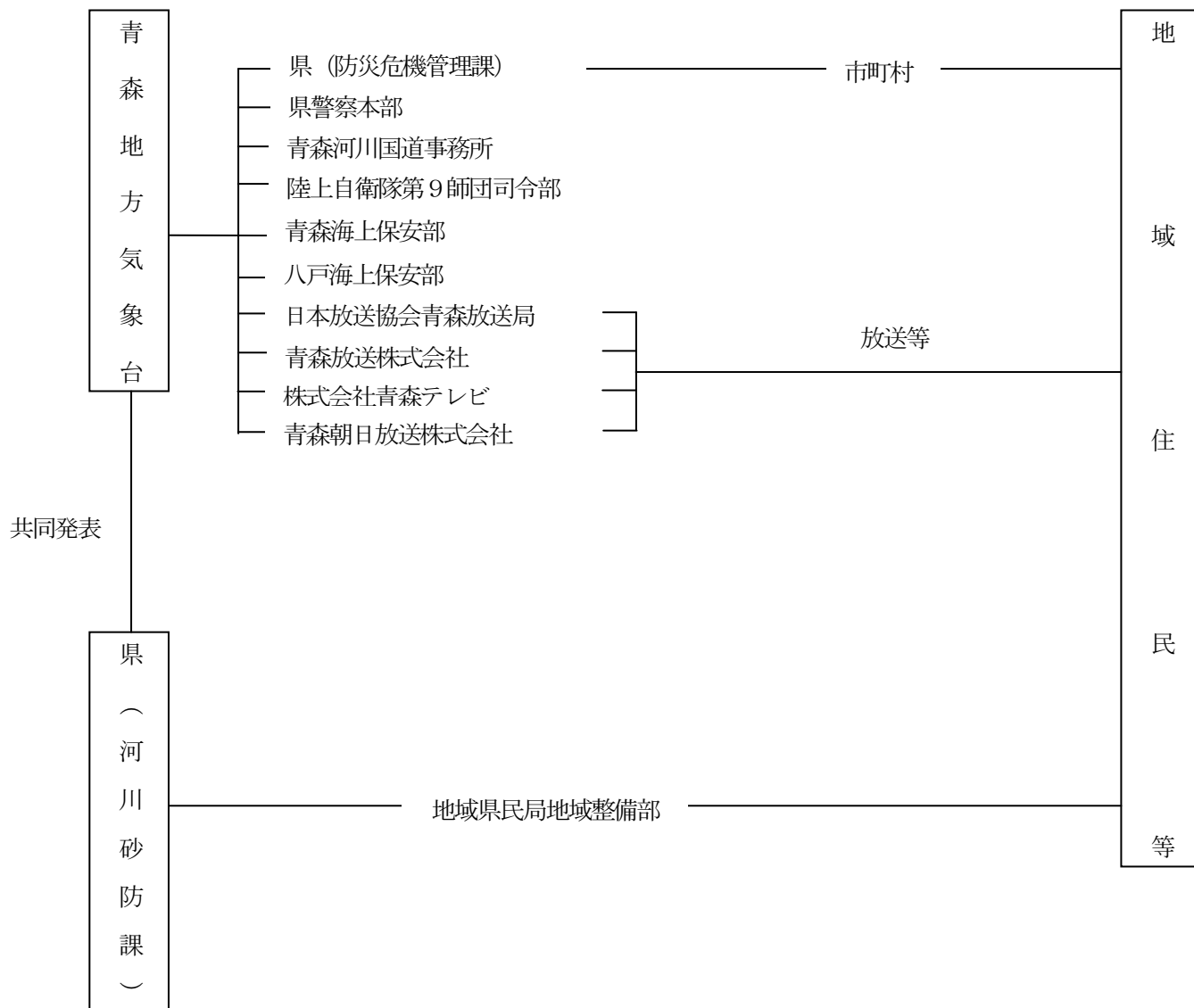
※ 防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話

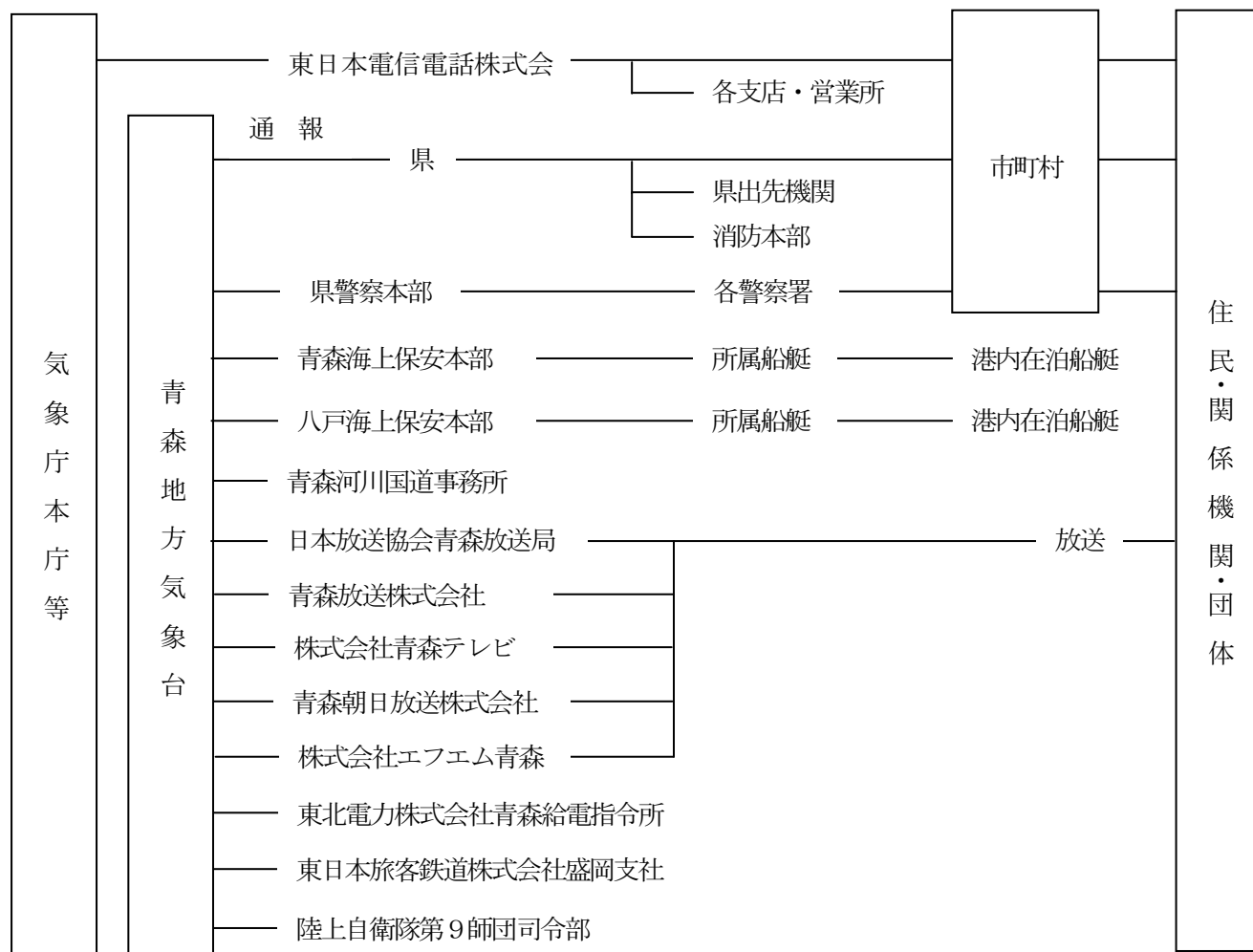
○ 資料編 4-1-9 【水防指令伝達系統図（青森県）】



※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話

○ 資料編 4-1-10 【伝達系統図】





○ 資料編 4-2-1 【情報調査連絡員】

1 各地区情報調査連絡員（三戸町町内会連合会 事務局：まちづくり推進課）

地区名	氏	住 所	連絡方法	備考
上 同 心 町	山 口 連 絡 員	同心町字同心町平 12-1	23-3560	
同 心 町	藤 村 連 絡 員	同心町 22	23-3239	
八 日 町	藤 村 連 絡 員	八日町 8	23-3618	
城 南	金 崎 連 絡 員	梅内字雷平 131-5	23-6449	
下在府小路町	若 松 連 絡 員	在府小路町 32-2	23-6539	
上 二 日 町	田 島 連 絡 員	二日町 6	22-2229	
下 二 日 町	前 田 連 絡 員	二日町 43-1	23-4103	
六 日 町	坂 本 連 絡 員	六日町 16	22-0354	
松 原	沼 邊 連 絡 員	川守田字西松原 4-10	22-2412	
久 川	松 尾 連 絡 員	久慈町 21-2	23-5251	
元 木 平	沼 澤 連 絡 員	川守田字沖中 69-10	23-4392	
箸 木 山	佐 藤 連 絡 員	梅内字梨ノ木平 173-6	23-6634	
目 時	田 中 連 絡 員	目時字岩見ノ下 14	23-4029	
泉 山	山 田 連 絡 員	泉山字泉山 8	22-2575	
梅 内	山 田 連 絡 員	梅内字駒木 17	23-4467	
栄 町	二 又 連 絡 員	泉山字沢田ノ沢 59-7	23-4666	
豊 川	水 梨 連 絡 員	斗内字沢田 6-1		
斗 内	差ヶ久保連絡員	斗内字指ノ久保 28	25-2511	
大 舌	大 山 連 絡 員	斗内字山端 72	25-2048	
袴 田	工 藤 連 絡 員	川守田字宇藤沢 5-1	22-1784	
蛇 沼	竹 野 連 絡 員	蛇沼字下川原 34	27-2255	
下 田	井 畑 連 絡 員	貝守字蒼前久保 47	27-2106	
貝 守	遠 藤 連 絡 員	貝守字駒木平 27	27-2421	
杉 沢	番 屋 連 絡 員	貝守字毒久保 85-1	27-2417	

2 三戸消防署の情報調査連絡員

(1) 三戸町消防団本団（事務局：総務課防災班）

分 団 名	職 名	氏職名	住 所	連絡方法（電話）	備 考
本 団	団 長	越 後 団 長	梅内字上野平 2-1	23-4062	
	副団長	百 沢 副 団 長	斗内字中堤下平 7-1	25-2636	
		番 屋 副 団 長	貝守字毒久保 85-1	27-2417	
		船 場 副 団 長	梅内字村中 10	23-3695	
		遠 藤 副 団 長	梅内字雷平 74-3	23-4768	
	分団長	船 場 分 団 長	六日町 10	23-5310	
		遠 藤 分 団 長	同心町字古間木平 81-3	23-5702	
		和 田 分 団 長	梅内字桐萩 57-3	22-1263	

本 団	分団長	釜 澤 分 団 長	目時字上エ平 41	22-2403	
		山 下 分 団 長	泉山字新山 64-1	23-4514	
		越 後 分 団 長	梅内字築田川原 22	23-4722	
		松 山 分 団 長	斗内字小渡 57-1	25-2535	
		大 村 分 団 長	豊川字久保 30	22-1567	
		大 西 分 団 長	斗内字上高間館 3	25-2502	
		工 藤 分 団 長	袴田字中屋敷 4	27-2549	
		千 澤 分 団 長	蛇沼字南清座久保 26	27-2191	
		鳥 山 分 団 長	貝守字峰ヶ崎 61	27-2324	

(2) 三戸町消防団分団（事務局：総務課防災班）

分団名	職 名	氏職名	住 所	連絡方法（電話）	備 考
第 1 分団	分団長	大 澤 分 団 長	同心町字古間木平 60-33	23-3701	
第 2 分団	〃	米内口分団長	梅内字桐萩 2-12	23-6643	
第 3 分団	〃	千 葉 分 団 長	六日町 32	23-3384	
第 4 分団	〃	坂 本 分 団 長	川守田字宇藤坂 4-1	23-5386	
第 5 分団	〃	横 澤 分 団 長	蛇沼字上横沢 80	27-2714	
第 6 分団	〃	船 場 分 団 長	梅内字蒼前林 1-4	22-1392	
第 7 分団	〃	山 下 分 団 長	泉山字新山 6	23-3042	
第 8 分団	〃	船 場 分 団 長	梅内字館 120	23-4469	
第 9 分団	〃	船 場 分 団 長	梅内字川原 140-2	23-5455	
第10分団	〃	小 山 分 団 長	目時字村中 30	23-6465	
第11分団	〃	中 村 分 団 長	梅内字大反 16	22-0719	
第12分団	〃	齊 藤 分 団 長	豊川字下村中 15-2	23-6669	
第13分団	〃	中 村 分 団 長	斗内字丹内坪 27	25-2019	
第14分団	〃	足 澤 分 団 長	斗内字鳥谷崎 95	25-2155	
第15分団	〃	佐々木分団長	蛇沼字馬場平 97	27-2117	
第16分団	〃	藤 原 分 団 長	袴田字上屋敷 57-1	27-2638	
第17分団	〃	小 林 分 団 長	貝守字古屋敷 25	27-2204	
第18分団	〃	中 澤 分 団 長	貝守字大久保 4	27-2527	
第19分団	〃	山 本 分 団 長	貝守字東平 3-2	27-2396	

○ 資料編 4-2-2 【被害調査報告分担区分】

被害調査報告分担区分

調査・報告事項	様式 ※ 番号	町における 調査分担区分	県への報告先	
			県出先機関経由	主管課
被害実態調査票（個票）	5	総務課		
被害者名簿	6	住民福祉課		
被害即報、被害確定報告	1	総務課		危機管理局防災危機管理課
人的被害・住家被害	2	住民福祉課	三八地域県民局地域健康福祉部福祉総室 (0178-27-4435)	健康福祉部健康福祉政策課
救助の実施状況	7	総務課	〃	〃
医療施設被害	8	健康推進課	三八地域県民局地域健康福祉部保健総室 (0178-27-3336)	健康福祉部医療業務課
廃棄物処理施設被害	9	住民福祉課		環境生活部環境保全課
防疫の実施状況 水道・生活衛生施設被害 (環境衛生施設被害)	10	住民福祉課 建設課	三八地域県民局地域健康福祉部保健総室 (0178-27-3336)	健康福祉部保健衛生課
水道施設被害	11	建設課	〃	〃
水稻被害（水害）・（潮風害、干害、風害、冷害）	12 13	農林課	三八地域県民局地域農林水産部	農林水産部農産園芸課
リンゴ特産果樹被害（風害）・（風害以外）	14 15	農林課	〃	農林水産部りんご果樹課
畑作・やさい・花き・桑樹被害	16	農林課	〃	農林水産部農産園芸課
果樹類樹体被害		農林課	〃	農林水産部りんご果樹課
畜産関係被害 （家畜・畜産物等被害） （牧草・飼料作物等被害）	17 18	農林課	〃	農林水産部畜産課
農業関係共同利用施設被害	19	農林課	〃	農林水産部構造政策課、農産園芸課、りんご果樹課、畜産課
農業関係非共同利用施設被害	20	農林課	〃	〃
農業協同組合及び農業協同組合連合会の在庫品被害	21	農林課	〃	農林水産部団体経営改善課
農地・農業用施設関係被害	22	農林課	〃	農林水産部農村整備課

害			(水利防災課)	
林業関係被害(林政関係) (治山関係)	2 3 2 4	農林課	〃	農林水産部林政課
水産業関係被害	2 5	農林課	〃	水産局水産振興課
商工業被害	2 6	まちづくり推進課		商工労働部商工政策課
観光施設被害	2 6	まちづくり推進課		観光国際戦略局観光企画課
土木施設被害	2 7	建設課	三八地域県民局地域整備部 (0178-27-5151)	県土整備部河川砂防課、道路課、港湾空港課、都市計画課
文教関係被害	2 8	教育委員会事務局	三八教育事務所 (0178-27-5111)	教育委員会 教育政策課 (私立学校)総務部総務学事課
福祉施設被害	2 9	住民福祉課	三八地域県民局地域健康福祉部福祉総室	健康福祉部健康福祉政策課
その他の公共施設被害	4	各担当課		担当課

※ 様式については、【様式編】を参照

様式1

被害状況即報・確定報告

市 町 村					区 分		被 害	
災 害 名 報 告 番 号			災害名 第 報 (月 日 時現在)		田	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
報 告 者 名					畑	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
					そ	文 教 施 設	箇所	
						病 院	箇所	
						道 路	箇所	
						橋 り よ う	箇所	
区 分 被 害					の 他	河 川	箇所	
人 的 被 害	死 者	人		港 湾		箇所		
	行 方 不 明 者	人		砂 防		箇所		
	鱈 重 傷	人		清 掃 く ず れ		箇所		
		軽 傷	人			崖 く ず れ	箇所	
住 家 被 害	全 壊	棟		鉄 道 不 通		箇所		
		世帯		被 害 船 舶		隻		
		人		水 道 戸				
	半 壊	棟		電 話 回 線				
		世帯		電 気 戸				
		人		ガ ス 戸				
	一 部 損 壊	棟		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所		
		世帯						
		人						
	床 上 浸 水	棟		り 災 世 帯 数		世帯		
		世帯		り 災 者 数		人		
		人						
床 下 浸 水		棟						
		世帯						
		人						
郷 土 公 共 建 物			火 災 生	建物	件			
	そ の 他				危険物	件		
						その他	件	

区 分		被 害	市 町 村 災 害 対 策本部	名 称			
公共文教施設	千円			設 置	月	日	時
農林水産業施設	千円			解 散	月	日	時
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小 計	千円						
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 害 救 助 法 の 適 用 の 有 無 有 無			
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
	そ の 他	千円		消 防 職 員 出 動 延 人 員	人		
被 害 総 額	千円		消 防 団 員 出 動 延 人 員	人			
備 考	災害発生場所						
	災害発生年月日						
	災害の種類概要						
	応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ ボランティアセンターの設置状況（設置の有無及び設置場所等） ・ ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等） ・ その他関連事項						

様式2

人的被害・住家被害

(第 報)

報 告 の 期 限	日 時 分現在	受 信 時 刻	時 分		
発 信 機 関		受 信 機 関			
発 信 者 名		受 信 者 名			
内 容					
発 生	日 時	日 時 分			
	場 所				
	原 因				
人 的 被 害 の 状 況	被 害 程 度	1. 死 亡 2. 行方不明 3. 重 傷 4. 軽 傷			
	氏 名 等	(氏名) (生年月日) (性別)			
	住 所				
	収 容 先				
	その他の参考事項 (応急処置、情報元、確認、未確認の別、世帯主及び続柄等)				
住 家 被 害 の 状 況	全 壊	半 壊	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水
	棟	棟	棟	棟	棟
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	人	人	人	人	人
	応急対策の状況				

様式3

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報 告 時 刻	日 時 分現在	受 信 時 刻	時 分				
発 信 機 関		受 信 機 関					
発 信 者 名		受 信 者 名					
内 容							
避 難 状 況	避 難 先	地 区 名	避難の勧告、指示 の種別及び日時	世帯数	人 数	屋内屋 外の別	今後の見通し
			(勧告、指示、自主) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
救 護 所 開 設 状 況	救 護 所 名	設 置 場 所	重 傷		軽 傷	実 施 機 関	

様式4

公共施設被害

(第 報)

報 告 の 期 限		日 時 分現在	受 信 時 刻	時 分
発 信 機 関			受 信 機 関	
発 信 者 名			受 信 者 名	
被 害 区 分		ア. 河川 イ. 海岸 ウ. 貯水池 エ. 砂防 オ. 港湾・漁港 カ. 道路 キ. 鉄道 ク. 電信・電話 ケ. 電力 コ. ガス サ. 水道 シ. その他 ()		
発 生	日 時	日 時 分		
	場 所			
	原 因			
状 況	被 害 区 域 区 間			
	管 理 者	(電話)		
	被 害 程 度 (概 要)			
	応 急 対 策 の 状 況			
	復 旧 見 込			
	そ の 他 参 考 程 度			

○ 資料編 4-2-3 【被害報告区分】

区 分		認 定 基 準
人 的 被 害	死 者	当該被害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがあるものとする。
	重 傷 者 軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位
	住 家 全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の被害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一 部 損 壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする、ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
そ の 他 の 被 害	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没及び冠水	田の例に準ずる。
	文 教 施 設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校及び特別支援学校における教育の用に供する施設をいう。
	道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。

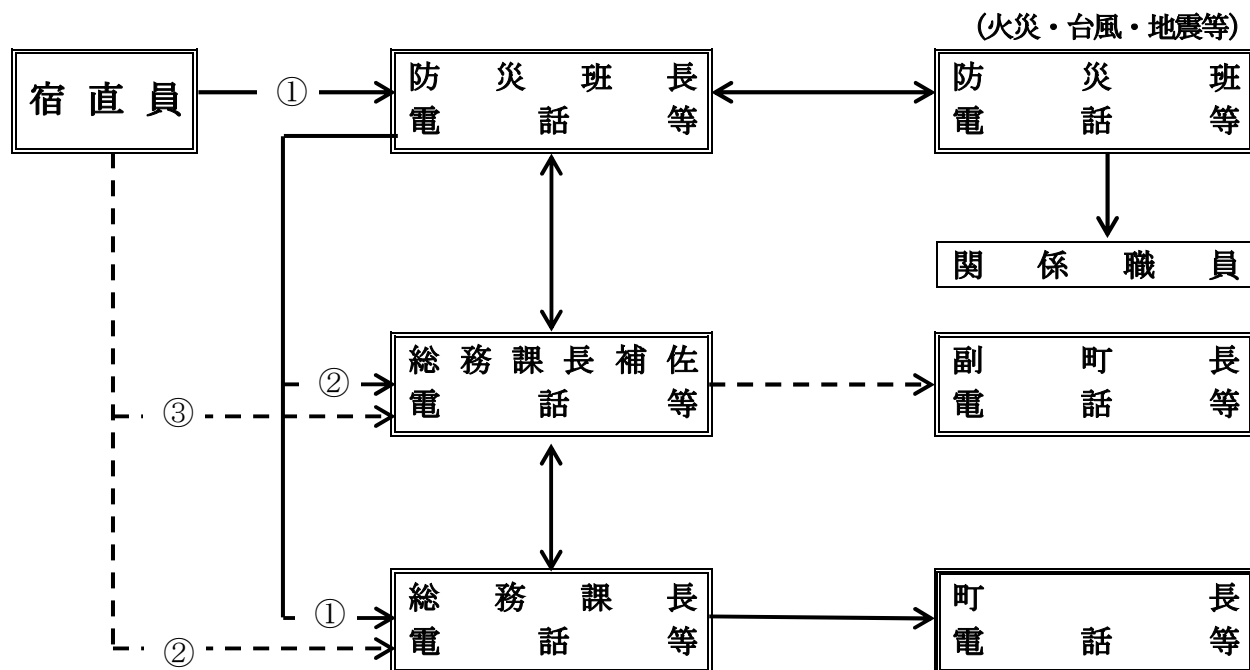
	橋	梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河	川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂	防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清	掃	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	鉄	道	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	電	話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電	気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水	道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ	ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
罹	災	世	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を期待できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	罹	災	罹災世帯の構成員とする。
	者		公共の文教施設とする。
農 林 水 産 業 施 設			農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象施設となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
公 共 土 木 施 設			公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路とする。
そ の 他 の 公 共 施 設			公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
そ の 他	農	産	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林	産	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜	産	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水	産	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商	工	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

・損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を修復し得ない状況に至ったものをいう。

・主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

- 資料編 4-3-1 【夜間休日等における非常時連絡網】
 (関連事項：2-3-1 【三戸町災害時初動体制マニュアル】)

夜間休日等における非常時連絡網



◆ 災害対策本部員等

職 名	職 名
町 長	議 会 事 務 局 長
副 町 長	農 業 委 員 会 事 務 局 長
教 育 長	教 育 委 員 会 事 務 局 長
総 務 課 長	猿 辺 支 所 長
まちづくり推進課長	斗 川 支 所 長
建 設 課 長	三 戸 中 央 病 院 事 務 長
農 林 課 長	中 央 保 育 所 長
住 民 福 祉 課 長	久 川 保 育 所 長
健 康 推 進 課 長	中 央 児 童 館 長
税 務 課 長	斗 川 児 童 館 長
会 計 課 長	

◆ 緊急連絡先

職 名	連 絡 先
三戸警察署	22-1135
三戸警察署斗川駐在所	25-2114
三戸消防署	22-1140
三戸中央病院	20-1131

※ 火災情報インフォメーション：018-099-1888

○ 資料編 4-3-2 【三戸町防災行政無線管理運営要綱】

○三戸町防災行政無線管理運営要綱

昭和六十二年三月三十一日

要綱第一号

(趣旨)

第一条 三戸町防災行政無線設置及び管理条例(昭和六十二年三戸町条例第五号)第四条及び三戸町防災行政無線管理運営規則(昭和六十二年三戸町規則第五号。以下「規則」という。)第八条の規定に基づき三戸町防災行政無線(以下「無線」という。)の管理運営につき必要な事項を定めるものとする。

(管理運営)

第二条 無線の管理運営は、総務課長が総括するとともに、担当職員等指揮下にある通信取扱者に命じて放送を行わせ、その運用の適正を期さなければならない。

2 緊急放送を要する場合は、それぞれの担当課がこれにあたることできる。

3 無線施設は、定期保守契約を締結して設備の保全を図り、平常緊急の区別なく円滑な運営ができるように維持管理を行うものとする。

(放送の種類)

第三条 放送は、緊急放送及び一般放送とする。

一 緊急放送 災害発生時の通報及び災害(気象を含む。)に関する予警報、その他緊急を要する事項を行うものとする。

二 一般放送 緊急放送以外はすべて一般放送とする。

(放送時間)

第四条 放送は、次の時間に行うものとする。

一 緊急放送は、必要のつど行うものとする。

二 一般放送は、原則として次の定時に行うものとする。

(1) 時報 午前六時、正午、午後六時

(2) その他の放送 午前七時、午後六時三分

(放送日)

第五条 放送日は、原則として次に掲げる日を除いた日とする。

一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する日及び一月二日、三日並びに十二月二十九日から十二月三十一日までの日

二 国民の祝日が日曜日にあたるときは、その翌日の日

(放送の許可)

第六条 放送を必要とするときは、その所属する課長は次により規則第三条の許可を受けなければならない。

一 緊急放送は、無線放送申込書(様式第一号。以下「申込書」という。)を提出すること。ただし、事態が切迫し、そのいとまがないときは、その限りでない。

二 一般放送は、申込書(様式第一号)を放送日の前日正午まで提出すること。

(放送の優先)

第七条 放送中に緊急事態が発生した場合は、一時放送を中断し、緊急放送を優先する。

(業務日誌、放送資料等の保存)

○ 資料編 【参考：三戸町防災行政無線設置及び管理条例】

○三戸町防災行政無線設置及び管理条例

昭和六十二年三月十六日

条例第五号

(目的)

第一条 この条例は、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第四条の規定に基づき、緊急時の避難、指示、勧告及び災害救助等の情報連絡並びに農事情報、行政連絡等、日常における一般行政事務の推進に役立てるため、三戸町が設置する防災行政無線の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び設置場所)

第二条 無線の名称及び設置の場所は、次のとおりとする。

一 名称 三戸町防災行政無線

二 設置場所 三戸町大字在府小路町四十三番地

(管理)

第三条 三戸町防災行政無線は、町長が管理する。

(規則への委任)

第四条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

○ 資料編 【参考：三戸町防災行政無線管理運営規則】

○三戸町防災行政無線管理運営規則

昭和六十二年三月三十一日

規則第五号

(趣旨)

第一条 三戸町防災行政無線設置及び管理条例(昭和六十二年三戸町条例第五号。以下「条例」という。)第四条の規定に基づき条例の施行に関し、必要な事項を定める。

(管理運営)

第二条 三戸町防災行政無線(以下「無線」という。)の管理運営には総務課長がこれにあたる。

2 無線機の使用には電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)に定める無線従事者をあたらせるものとする。

(利用の手続)

第三条 無線を利用する場合は、総務課長の許可を受けなければならない。

(利用範囲)

第四条 無線を利用する範囲は、次のとおりとする。

- 一 災害及び気象に関する予報及び警報のこと。
- 二 営農、農家生活に関すること。
- 三 行政連絡に関すること。
- 四 その他町長が必要と認めること。

(設備)

第五条 無線設備設置は、次のとおりとする。

- 一 親局(遠隔制御装置含む) 一
- 二 中継局 一
- 三 子局 六四
- 四 個別局 一九六
- 五 移動局 五

(利用者の責務)

第六条 利用者の責めに帰する理由で施設、設備を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は賠償しなければならない。

(業務日誌等の保存)

第七条 利用について、業務日誌を作成するとともに、その他資料を整理保存しなければならない。

(その他)

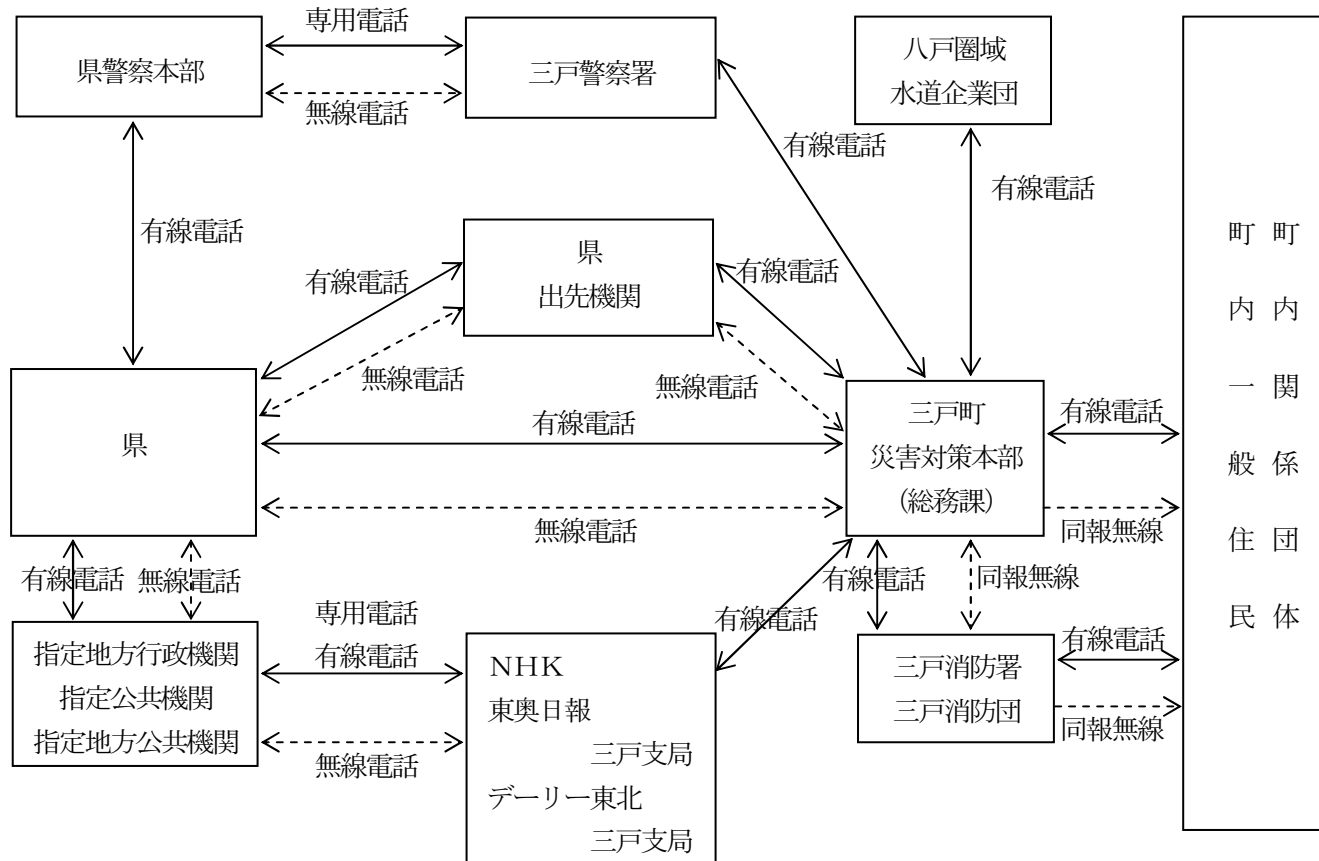
第八条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 資料編 4-3-3 【災害通信利用系統図】

災害通信利用系統図



※ 有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、使送により通信、連絡を行う。

○ 資料編 4-11-1 【設置予定場所】

地区名	名 称	所 在 地	面積	予定地の状況	備考
三戸地区	旧三戸中学校グラウンド	同心町字上川原 16-1	30,000 m ²		
	三戸町民グラウンド	川守田字関根 4-3	6,152 m ²		
梅内地区 泉山地区	小中一貫三戸学園 三戸小中学校グラウンド	梅内字権現林 1	11,605 m ²	水道・トイレ	
目時地区	旧目時小学校グラウンド	目時字畑福 33	5,408 m ²	水道	
斗内地区	斗川小学校グラウンド	斗内字清水田 50	10,523 m ²	水道	
杉沢地区	杉沢小中学校グラウンド	杉沢字杉沢向平 50	9,503 m ²		
貝守地区	ウッド・ロフトかいもり	貝守字村ノ上 12	1,200 m ²	水道	
蛇沼地区	旧蛇沼小学校グラウンド	蛇沼字馬場平 52	7,850 m ²		

○ 資料編 4-11-2 【建築資材の調達先及び建築技術者の確保】

建築資材の調達先及び建築技術者の確保

調 達 先	所 在 地	電話番号	調達資材	備 考
工藤建材有限会社製材部	梅内字鬻田 351-1	23-3402	木材	
佐々木建材店	川守田字下比良 1-1	22-3502	建材一般	
橋爪商事株式会社	目時字中野 31-4	22-2321	建材一般	
三八地方森林組合	川守田字大沢 21-4	22-2615	木材	

○ 資料編 4-12-1 【埋葬及び埋蔵予定場所】

埋葬及び埋蔵予定場所

名 称	所 在 地	管理者	電話番号	埋葬可能人員	施設概況	備 考
観 福 寺	同心町字熊ノ林 6-2		22-2272	20	土葬・納骨堂	
玉 岑 寺	同心町字熊ノ林 12-1		23-3871	2	土葬・納骨堂	
悟 真 寺	同心町字諏訪内 55		22-2573	30	土葬・納骨堂	
長 栄 寺	同心町字古間木平 49		23-3509	250	土葬・納骨堂	
法 泉 寺	川守田字横道 6		22-2919	100	土葬・納骨堂	
妙 光 寺	同心町字熊ノ林 7		22-2710	250	土葬・納骨堂	
龍 川 寺	川守田字中屋敷 20		23-3564	300	土葬・納骨堂	
林 泉 寺	斗内字寺牛 25		25-2850	30	土葬・納骨堂	

○ 4-13-1 【参考：資機材等の現有状況（業者等）】

資機材等の現有状況（業者等）

所有者	所在地	電話番号	機械器具及び操作員の名称 数量等
株式会社 赤塚工務店	三戸町同心町字同心平7-5	22-0473	ショベルローダ×2 (除雪ドーザ)
株式会社 山田組	三戸町川守田字寺ノ沢21-3	23-3285	グレーダ×2 (除雪グレーダ) ショベルローダ×1 (除雪ドーザ)
堀内建設 株式会社	三戸町川守田字沖中6-2	22-2311	ショベルローダ×2 (除雪ドーザ) タイヤショベル×1 (〃タイヤショベル)
大春工業 株式会社	三戸町大字同心町字熊ノ林11-30	22-1315	ショベルローダ×3 (除雪ドーザ) グレーダ×1 (除雪グレーダ)
有限会社 水幸設備工業	三戸町大字梅内字桐萩3-7	22-1748	ショベルローダ×4 (除雪ドーザ) タイヤショベル×1 (〃タイヤショベル)
三戸建設 株式会社	三戸町大字梅内字贅田1-3	22-2901	タイヤショベル×2 (〃タイヤショベル)
北建設 有限会社	三戸町大字斗内字角良ノ下62-1	25-2018	ショベルローダ×1 (除雪ドーザ)
東建設 株式会社	三戸町大字斗内字丹内坪72-1	25-2567	ショベルローダ×1 (除雪ドーザ)
佐繁建設 株式会社	三戸町大字豊川字下原19-2	23-5006	ショベルローダ×1 (除雪ドーザ)
株式会社 中居工務店	三戸町大字久慈町2	22-0690	ショベルローダ×2 (除雪ドーザ) タイヤショベル×1 (〃タイヤショベル)
有限会社 斉藤建設	三戸町大字川守田字東張渡30-4	22-2887	ショベルローダ×1 (除雪ドーザ)
釜淵商事 株式会社	三戸町大字斗内字沢田35	22-1165	ショベルローダ×1 (除雪ドーザ) 融雪剤散布車×1
三田建材運輸 株式会社	三戸町大字梅内字沼尻新田42	22-2586	除雪トラック×1

○ 資料編 4-14-1 【調達先及び調達可能数量・調達物資の集積場所】

調達先及び調達可能数量

品名	調達先	電話番号	調達可能数量	備考
寝具	有限会社マルヒロササキ	23-3750	70世帯分	三戸地区
日用品	松仁製袋店	22-2962	50世帯分	
日用品	米田酒店	27-2047	30世帯分	猿辺地区

調達物資の集積場所

施設名	所在地	管理責任者	電話番号	施設の概要	配分対象区域	備考
アップルドーム	川守田字元木平 8-1	三戸町 教育委員会	20-1500	鉄筋コン	三戸地区及び 全地区	
中央公民館及び町民体育館	川守田字関根川原 55	三戸町 教育委員会	22-2186	鉄筋コン2階建て 3,683 ㎡	三戸地区	
農村環境改善センター	斗内字清水田 14	三戸町 斗川支所	25-2111	鉄筋コン2階建て 1,182 ㎡	斗川地区	
基幹集落センター	貝守字北向下田 32	三戸町 猿辺支所	27-2111	鉄筋コン 989 ㎡	猿辺地区	
老人福祉センター	梅内字権現林 139	三戸町 老人センター	23-3361	鉄筋コン2階建て 1,341 ㎡	留崎地区	

○ 資料編 4-15-1 【救護所の設置予定場所】

救護所の設置予定場所

設置予定施設名	所在地	収容能力	施設状況	備考
中央公民館	川守田字関根川原 55	300 人	鉄筋コンクリート 2 階建て	
農村環境改善センター	斗内字清水田 14	200 人	鉄筋コンクリート 2 階建て	
基幹集落センター	貝守字北向下田 32	150 人	鉄筋コンクリート	
老人福祉センター	梅内字権現林 139	200 人	鉄筋コンクリート 2 階建て	

○ 資料編 4-15-2 【町内の医療機関】

施設名	所在地	電話	診療科目	医療従事者			病床数	自家発電	備考
				医師	看護師	その他			
三戸中央病院	川守田字沖中 9-1	20-1131	内、外、整、小、眼、耳、泌、皮、婦リハビ	常勤 6 非常勤 28	常勤 54 非常勤 12		144	有	
田島医院	二日町 6	22-2228	内	1	4		0	有	
勝山小児科医院	同心町字同心町平 4-5	23-3356	小	1	2	補 1 事 3	0	無	
松尾歯科医院	八日町 53-2	22-2963	歯	1	0	補 3		無	
さとうデンタルクリニック	八日町 19-1	22-1711	歯	1	3			無	
北村歯科医院	川守田字沖中 3-2	22-0320	歯	1	1			無	
ひまわり歯科医院	川守田字下比良 35	20-0085	歯	1	2			自動点灯	
石亀歯科クリニック	川守田字関根川原 85-1	23-3918	歯	1		補 2			

○ 資料編 4-15-3 【医薬品等の調達先】

医薬品等の調達先

調 達 先	所 在 地	連 絡 先
やはば薬局	八日町 14	23-3874
みちしり調剤薬局	二日町 11-1	23-5018
三戸薬局	川守田字沖中 10-6	20-1616
フロンティア薬局三戸店	川守田字沖中 16-5	20-1661
ツルハドラッグ三戸店	川守田字下比良 35	20-1230
薬王堂 青森・三戸店	同心町字金堀 2-6	22-1422
ハッピードラッグ三戸店	同心町字古間木平 1-1	23-0131

※ 医薬品等不足する場合は、知事又は隣接市町村に対し、調達のあつせんを要請する。

○ 資料編 4-17-1 【三戸町車両保有状況】

町有車両

所属の名称	保 管 先	車 種 等	台数	備 考
総務課	車庫	普通乗用車	1	
	公用車専用駐車場	普通乗用車	1	
	公用車専用駐車場	普通乗用車	1	
	公用車専用駐車場	普通乗用車	1	
	城山公園	普通貨物車	1	
まちづくり推進課	公用車専用駐車場	普通乗用車	1	
住民福祉課	公用車専用駐車場	普通乗用車	1	
	公用車専用駐車場	普通乗用車	1	
		マイクロバス	1	
	車庫	大型バス	1	
税務課	公用車専用駐車場	普通乗用車	1	
	公用車専用駐車場	軽自動車	1	
健康推進課	公用車専用駐車場	普通乗用車	3	
	公用車専用駐車場	小型乗用車	1	
建設課	公用車専用駐車場	普通貨物車	2	
農林課	公用車専用駐車場	普通乗用車	3	
	公用車専用駐車場	軽貨物車	2	
	公用車専用駐車場	大型特殊車	1	
教育委員会	公用車専用駐車場	軽自動車	1	
	旧三戸北小学校	マイクロバス	1	
給食センター	センター内駐車場	普通貨物車	1	
	センター内駐車場	特殊貨物車	1	
中央公民館	公民館駐車場	普通貨物車	2	
	公民館駐車場	マイクロバス	1	

図書館	図書館駐車場	移動図書館車	1	
三戸中央病院	車庫	普通乗用車	4	
	車庫	小型乗用車	1	

公共的団体の車両等（自動車保有状況）

名 称	所在地	責任者	連絡先	車種別調達可能数	備 考
八戸農業協同組合 三戸支店	川守田字大 明地 22-1		22-3311	軽自動車 14 台 軽バス 8 台 軽トラック 4 台 2t トラック 4 台 4t トラック 3 台 マイクロバス 1 台	

輸送業者等営業用の車両等（自動車保有状況）

名 称	所在地	責任者	連絡先	車種別調達可能数	備 考
田中タクシー	八日町 54-3		22-3311	小型タクシー 21 台 大型タクシー 2 台	
三戸タクシー	二日町 30		22-2241	小型タクシー 7 台 大型タクシー 1 台	
南部バス株式会社 三戸営業所	同心町字古間木平 83-1	所長	22-2318	大型バス 22 台	
三八五エクスプレス 株式会社	川守田字下比良 1-2	社長	22-1211	大型トラック 40 台 4t トラック 12 台	
丸富運輸有限公司	斗内字上川原 43-3	所長	25-2406	トレーラー 2 台 10t トラック 8 台	
三田建材運輸有限 会社	梅内字小沼 12-3	社長	22-2586	10t トラック 17 台 4t トラック 3 台	
山本運輸有限公司	梅内字大反前田 44-2	社長	22-0414	10t トラック 5 台 6t トラック 1 台 4t トラック 1 台	

その他の自家用車料等（自動車保有状況）

種類 地区名	貨 物	乗 合	乗 用	特 殊	軽自動車	合 計
町内全域	1,070	61	3,930	315	4,434	9,810

○ 資料編 4-17-2 【ヘリコプター離着陸場所】

ヘリコプター離着陸場所

離着陸地点	位 置	所 在 地	面 積	周囲の状況	備 考
松原公園	北西部	川守田字西松原 36-2	43,200 m ²	北方山、南西方畑 東方住宅地	
小中一貫三戸学園三戸 小中学校グラウンド	南東部	梅内字権現林 1	11,605 m ²	四方農地	
三戸高等学校グラウンド	北 部	川守田字白坂ノ上 3	48,737 m ²	三戸バイパス沿高 台	
サッカースタジアム野球場	北 部	川守田字於国子	29,000 m ²	三戸バイパス沿高 台	
城山イベント広場	中心部	梅内字城ノ下	25,000 m ²	町中心部高台	
旧蛇沼小学校グラウンド	北西部	蛇沼字馬場平 52	7,850 m ²	山間部	
杉沢小中学校グラウンド	西 部	貝守字杉沢向平 50	9,503 m ²	山間部	
斗川小学校グラウンド	西 部	斗内字清水田 50	10,523 m ²	国道沿・住宅地	
旧目時小学校グラウンド	南 部	目時字中道 89	5,408 m ²	山間部・周囲農地	
旧大舌小学校グラウンド	南西部	斗内字大舌 41	3,562 m ²	山間部	
関根ふれあい公園	中心部	三戸町川守田	3,900 m ²	町中心	

○ 資料編 4-17-3 【緊急通行車両保有状況】

緊急通行車両として事前届出した車両の保有状況

所有者	No. (登録番号)	保管場所	車 種	備 考
三 戸 町	八戸 300 せ 2296	三 戸 町 役 場	小型乗用 (防災車)	
	八戸 500 て 4643	三 戸 町 役 場	小型乗用 (8人乗り)	
	八戸 200 は 210	三 戸 町 役 場	普通乗合	
	八戸 800 さ 1936	三 戸 町 役 場	普通乗合	
	八戸 11 さ 7452	三 戸 町 役 場	普通貨物 (2t ダンプ)	
	八戸 00 る 833	三 戸 町 役 場	大型特殊	

○ 資料編 4-18-1 【日赤奉仕団、ボランティア団体等の現況】

日赤奉仕団、ボランティア団体等の現況

団体名	代表責任者	住所又は 連絡先	電話番号	団体員数			活動内容	備考
				男	女	計		
日本赤十字 奉仕団	山下 代表	貝守字南 一ノ渡 10	27-2370			80	奉仕活動	
三戸町連合 婦人会	伊達 代表	六日町 33	22-2042		400	400		
三戸町町内 会連合会	藤村 代表	大字 八日町	23-3618	25	0	25	町内会活動	

○ 資料編4－18－2 【技術者等の従事命令等】

区分	対象になる作業	執行者	根拠法令	種 類	対 象 者	公用令書	費 用	
							実費弁償	損害補償
1	災害応急対策作業 (1) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 (2) 施設及び設備の復旧に関する事項 (3) 清掃、防疫その他の保障衛生に関する事項 (4) 犯罪の予防、交通の規制その他の災害地における社会秩序の維持に関する事項 (5) 緊急輸送の確保に関する事項 (6) その他の災害の発生の際又は拡大の防止のための措置に関する事項	知 事 (市町村付町)	災害対策基本法 第 71 条第 1 項 災害対策基本法 第 72 条第 2 項	従事命令	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工・左官又はとど職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 鉄道事業者及びその従業者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車、運送事業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及びその従業者 (10) 港湾運送業者及びその従業者 救助を要する者及びその近隣の者	公用令書を交付 (様式) 県施行細則 別第 9 条、第 11 条	県施行細則に定める額を支給	災害救助法施行令に定める額を補償
2	災害救助作業 被災者の救護、救助その他の保護に関する事項	知 事 東北運輸局長	災害救助法第 24 条第 1 項 災害救助法第 24 条第 1 項	従事命令 協力命令	1 と同じ 輸送関係者(1の(6)～(10)に掲げる者)	公用令書を交付 1 と同じ	県施行細則に定める額を支給	
3	災害応急対策作業 消防、水防、救助その他の災害の発生を抑制し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急処置に関する事項	市町村町 警 察 官 海上保安官 災害派遣を命ぜられた部隊等の首長官	災害対策基本法 第 65 条第 1 項 災害対策基本法 第 65 条第 2 項 災害対策基本法 第 65 条第 3 項	従 事 協力命令	市町村の区域内の住民又は応急措置の実施すべき環境にある者			市町村条例で定める額を補償(「非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令」中、消防作業従事者、水防作業従事者に係る規定の定める額)
4	消防作業	消防吏員 消防団員	消防法第 29 条第 5 項	従 事	火災の現場付近に有るもの			3 と同じ
5	水防作業	水防管理者 水防団員 水防機関の長	水防法第 24 条	従 事	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者			3 と同じ

○ 資料編 4-20-1 【防疫班の編制】

防疫班の編制

班 名	人 員	業 務 内 容	備 考
防 疫 班 1～3班	1班当たり 3名	感染症予防のため の防疫措置	・班数及び人員は、災害の規模に応じたものとする。 ・1～3班の班員数及び防疫資材については、次表のとおり

防疫資器材等

区 分	構 成		資 器 材 名	備 考
	班 長	班 員		
1 班	1 名	2 名	・消石灰 ・ネズミ等駆除剤 ・石炭酸	・収容班にあたっては、特別班を編成する。 ・各班は状況に応じて共同作業を実施し、又状況に応じて三八地域県民局地域健康福祉部の指示に従う。
2 班	1 名	2 名		
3 班	1 名	2 名		

○ 資料編 4-20-2 【防疫用薬剤の調達先】

防疫用薬剤の調達先

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
やばば薬局	八日町 14	23-3873	石灰酸・消石灰
みちしり調剤薬局	八日町 11-1	23-5018	
トヤマ農材株式会社 三戸営業所	同心町字金堀 47	23-3111	消石灰

○ 資料編 4-21-1 【清掃班の編成】

ごみ処理班

班 名	責任者	班 員	機械器具等	地域分担	処理場	備 考
国 保 環境班	住 民 福祉課長	衛生組員 2名 消防団員等 2名	トラック 2 台	三戸・梅内 斗内・猿辺	三戸クリーンセンター等	処理場は2名 配置

し尿処理班

班 名	責任者	班 員	機械器具等	地域分担	処理場	備 考
国 保 環境班	住 民 福祉課長	衛生組員 2名 消防団員等 4名	トラック 2 台	三戸・梅内 斗内・猿辺	適 地 指 定 場 所	処理場は2名 配置

○ 資料編 4-21-2 【ごみ及びし尿処理施設】

ごみ及びし尿処理施設

施設名	管理者	処理能力	処理方法	配置人員	備考
三戸地区塵埃 処理事務組合	三戸町	60t/日	焼却	11名	三戸町大字斗内 字上高間館 23 ☎ 25-2113

○ 資料編 4-21-3 【清掃資機材の所有状況】

町及び業者所有の清掃資機材

事業者名	所在地	電話	所有資機材		備考
			種類	台数	
有限会社 サンコー清掃	斗内字中堤 13-4	25-2300	パーカー車 バキューム車	5 1	
有限会社 三戸清掃社	同心町字金堀 17-4	22-2868	パーカー車 2tトラック バキューム車	3 3 5	
共和清運株式会社	梅内字大反前田 37-3	22-2932	パーカー車	2	
三戸地区塵埃 処理事務組合 (三戸クリーンセンター)	斗内字上高間館 23	25-2113	リフト ペイローダ 4tトラック 小型ショベル ドーザーショベル 移動式破碎車	1 1 1 1 1 1	

○ 資料編 4-23-1 【各学校の代替予定施設】

各学校の代替予定施設

学校名	児童生徒数	予定施設及び場所		収容能力	備考
小中一貫三戸 学園三戸小中 学校	(1~6) 398	三戸町立図書館	川守田字関根 20-1	150	
	(7~9) 229	中央公民館	川守田字関根川原 55	300	一部使用
		町民体育館	川守田字関根川原 55	350	一部使用
斗川小学校	40	農村環境改善センター	斗内字清水田 14	130	一部使用
杉沢小中学校	(1~6) 8 (7~9) 5	杉沢ふるさと会館	貝守字杉沢向平 57-2	50	一部使用

○ 資料編 4-23-2 【教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達先】
調達先

調達先	所在地	電話番号	品目別調達可能数量				備 考
			ノート	鉛 筆	定 規	消しゴム	
文海堂 有限会社	八日町 71	23-3078	500 冊	3,000 本	80 個	500 個	
エフ・エス・ケイ 有限会社	川守田元木平 48	22-3155	500 冊	2,500 本	70 個	500 個	

○ 資料編 4-23-3 【教育施設の現況】

学校施設の状況

学校名	所在地	教室数	応 急 教室数 (特別室数)	教員数		生徒数		屋内体育 施設面積 (㎡)	応急の教育 施設収容可能 人員	備 考 (収容人員)
				男	女	学年	人数			
小中一貫三 戸学園三戸 小中学校	楡内 字権現林1	17	12	7	17	1	58	1,218		収容人員 900 名
						2	60			
						3	67			
						4	63			
						5	66			
						6	68			
		10	19	14	14	7	83	2,092		
						8	72			
						9	83			
斗川小学校	斗内 字清水田50	7	7	4	6	1	7	852		収容人員 630 名
						2	7			
						3	5			
						4	7			
						5	6			
						6	11			
杉沢小中学校	貝字 杉沢向平50	4	1	4	2	1	0			
						2	0			
						3	2			
						4	1			
						5	3			
						6	2			
		2	10	3	3	7	1	660		収容人員 490 名
						8	0			
						9	3			

(収容人員：0.738 人／㎡)

注：備考欄には、避難所、物資集配所として指定されている施設がある場合、収容人員数、利用施設について記入すること。

学校以外の教育施設の状況

施設名	所在地	施設概況	応急の教育時 収容可能人員	備考
三戸地方教育研究所	川守田字関根 26-1	事務室 1 会議室 2 資料展示室 1	80人	
三戸町立図書館	川守田字関根 20-1	事務室 1 閲覧室 2 展示ホール 2 講話室 1 会議室 1 特別研究室 1 視聴覚室 1	150人	

注：備考欄には、避難所、物資集配所として指定されている施設がある場合、収容人員、利用施設等について記入する。

○ 資料編 4-26-1 【町内ガス取扱業者】

町内ガス取扱業者

名 称	住 所	電話番号	備 考
石亀石油株式会社	川守田字沖中 1-6	22-3131	
ウトウ株式会社	同心町字同心町平 3-2	22-2165	
株式会社寺牛商店	斗内字清水田 63-2	25-2015	
株式会社東酸三戸出張所	同心町字古間木平 83-5	22-0675	
東北石油ガス株式会社三戸営業所	久慈町 12	22-2378	
株式会社サンガス	川守田町 13	0120-013344	
株式会社石亀燃料	二日町 5-2	22-2218	

○ 資料編 4-26-2 【八戸圏域水道企業団指定】

八戸圏域水道企業団指定

名 称	住 所	電話番号	備 考
石亀燃料株式会社	二日町 45-7	22-2218	
サンセツ工業有限会社	川守田字菖蒲沢 38-19	22-3141	
水幸設備工業有限会社	梅内字桐萩 41-1	22-1748	
平商会有限会社	八日町 77-1	23-4550	

○ 資料編 4-28-1 【協定の締結状況】

協定の締結状況

協 定 の 名 称	締 結 年 月 日	締 結 機 関	応 援 内 容
青森県消防相互応援協定	H8. 1. 17	青 森 県 市 町 村	・ 火災防御並びに人命救助のために必要な資機材及び物資の提供 ・ 災害応急活動の必要な応援隊員の派遣 ・ 災害応急活動に必要な車両の派遣 ・ その他特に要請のあった事項
大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定	H8. 10. 21	山 梨 県 南 部 町 〃 身 延 町 岩 手 県 盛 岡 市 〃 遠 野 市 〃 二 戸 市 青 森 県 八 戸 市 〃 七 戸 町 〃 南 部 町 〃 三 戸 町	・ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 ・ 被災者の救出、医療、防疫活動並びに施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供 ・ 災害応急活動に必要な車両又は職員等の派遣 ・ 児童生徒の受入れ ・ 被災者に対する住宅の斡旋 ・ その他特に要請のあった事項
大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定	H18. 9. 29	青 森 県 全 市 町 村	・ 応急措置に当たって必要となる情報の収集及び提供 ・ 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 ・ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及び斡旋 ・ 災害応急活動に必要な車両等の派遣及び斡旋
大規模災害時における八戸・久慈・二戸の三圏域に係わる市町村相互応援に関する協定	H19. 6. 27	青 森 県 八 戸 市 〃 おいらせ町 〃 三 戸 町 〃 五 戸 町 〃 田 子 町 〃 南 部 町 〃 階 上 町 〃 新 郷 村 岩 手 県 久 慈 市 〃 洋 野 町	・ 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供 ・ 食料、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びに斡旋 ・ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材並びに斡旋 ・ 災害応急活動に必要な車両等の派遣及び斡旋

		// 野田村 // 普代村 // 二戸市 // 一戸町 // 軽米町 // 九戸村	・ 災害応急活動に必要な職員の派遣 ・ 被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋 ・ その他、大規模災害時の応急措置活動で特に必要な事項
災害時等の相互応援に関する協定	H 2 4 . 1 . 3 0	静岡県牧之原市	・ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 ・ 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供 ・ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ・ ごみ及びし尿の処理のための車両の提供及び斡旋 ・ 被災者を一時収容するための施設の提供及び斡旋 ・ 被災児童、生徒等を受け入れるための施設の提供及び斡旋 ・ 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣 ・ ボランティアの斡旋 ・ 被災者に対する住宅の提供及び斡旋

○ 資料編 4-28-2 【応援協定の締結状況】

応援協定の締結状況

協 定 の 名 称	締 結 年 月 日	締 結 機 関	応 援 内 容
1. 災害時における消防相互応援協定	H 9 . 5 . 1	二戸市、一戸市、 軽米町、九戸村、 田子町、三戸町	・ 火災防衛並びに人命救助に必要な資器材及び物資の提供 ・ 災害応急活動に必要な応援隊員並びに消防車両等の派遣
2. 災害時における三戸町内郵便局、三戸町間の協力に関する覚書	H 1 0 . 3 . 2 0	三戸町内郵便局	・ 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ・ 避難所に臨時の郵便差出箱の設置 ・ 郵便局所有施設の避難所、物資集積場所等としての提供

			・その他、相互要請に協力できる事項
3. 災害時の医療救護に関する協定書	H10. 9. 22	社 団 法 人 三 戸 郡 医 師 会	・医療救護班の編成、派遣 ・医療救護計画の策定と提出 ・医薬品等の提供
4. 災害時における支援協力に関する協定	H19.11.30	株式会社 ユニバース	・食糧品等の供給（主食、副食、調味料） ・食料品の輸送の手配 ・一時避難所としての駐車場の提供
5. 災害復旧時の協力に関する協定	H23. 6. 2	日本電信電話 株式会社 青森支店	・通信途絶による影響を受けた地域、加入者数、故障等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報提供 ・災害対策本部への社員の派遣 ・通信設備の復旧
6. 町民の命と安全を守るための情報提供に関する協定	H26. 3. 26	三戸郵便局 八戸西郵便局 町内簡易郵便局	・情報提供の種類 1 町内の全ての道路における陥没、亀裂、舗装状態、溝蓋の破損 2 道路における道路案内板、ガードレール、カーブミラー等の異常 3 橋梁、トンネル、ため池、貯水槽、消火栓及び上下水道施設等の異常 4 火災、土砂崩れ、水害、雪害 5 不法投棄と思われる廃棄物等の発見 6 高齢者等の安否に係る異常の発見等の町民の命と安全に影響があると思われる情報 7 空き家
7. 災害発生時における三戸町と三戸町内郵便局の協力に関する協定書	H27. 6. 30	三戸町内郵便局	・緊急車両等としての車両の提供 ・収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供 ・郵便局ネットワークを活用した広報活動 ・災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

			1. 災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付 2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3. 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除 4. 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除 ・ 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供 ・ 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項 ・ 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
8. 災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定書	H 2 7 . 1 0 . 2 8	一般社団法人 青森県エルピーガス協会	・ 液化石油ガス及び応急対策用資機材（品名及びその数量）
9. 災害時における被災者支援のための業務に関する協定	H 2 8 . 8 . 4	青森県行政書士会 三八支部 青森県司法書士 八戸支部 青森県土地家屋調査士会八戸支部 青森県社会保険労務士会八戸支部	被災者支援業務 ・ 被災者支援の相談窓口の開設 ・ 行政書士、司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士が取り扱う業務を無償で実施

○ 資料編 ４－２９－１ 【ヘリコプター離着陸場所、駐車場所】

ヘリコプター離着陸場所

施設名	所在地	管理者(担当課)	地積	その他
松原公園	川守田字西松原 36-2	三戸町(教育委員会) 20-1111	43,200 m ²	北：山、南西：畑 東：住宅地
小中一貫三戸学園 グラウンド三戸小中学校	梅内字権現林 1	三戸町(教育委員会) 22-1125	11,605 m ²	周囲：農地
三戸高等学校 グラウンド	川守田字白坂ノ上 3	学校長(県) 22-2148	48,738 m ²	三戸バイパス沿 い：高台
城山イベント広場	梅内字城ノ下	三戸町(まちづくり推進課) 20-1111	25,000 m ²	町：中心部高台
サンスポーツランド 野球場	川守田字於国子	三戸町(教育委員会) 20-1111	29,000 m ²	三戸バイパス沿 い：高台
旧蛇沼小学校 グラウンド	蛇沼字馬場平 52	三戸町(総務課) 20-1111	7,850 m ²	山間地
杉沢小中学校 グラウンド	貝守字杉沢向平 50	三戸町(教育委員会) 27-2212	9,503 m ²	山間地
斗川小学校 グラウンド	斗内字清水田 50	三戸町(教育委員会) 20-3774	10,523 m ²	国道沿い・住宅地
旧大舌小学校 グラウンド	斗内字大舌 41	三戸町(農林課) 20-1111	3,562 m ²	山間地
関根ふれあい公園	川守田	三戸町(まちづくり推進課) 20-1111	3,900 m ²	中心部

車両駐車場所

施設名	所在地	管理者	駐車可能台数	その他
町民グラウンド	川守田字関根 4-3	三戸町 教育委員会	50台	22-2186
小中一貫三戸学園三戸小中学校	梅内字権現林 1	三戸町 教育委員会	200台	22-1125
三戸高等学校	川守田字白坂ノ上 3	学校長 県	300台	22-2148
城山公園	梅内字城の下 33-2	三戸町 まちづくり推進課	200台	20-1111
農村環境改善センター	斗内字清水田 14	三戸町 農林課	60台	25-2111
基幹集落センター	貝守字北向下田 32	三戸町 農林課	60台	27-2111

第〇〇号
年 月 日

青森県知事

殿

三戸町長

災害派遣に関する申し出について

標記の件に関し、下記により部隊の派遣方を申しでます。

1 災害の種類	洪水、津波、地震、火災、その他	
2 要 請 の 目 的	人命救助、災害復旧、消火、その他	
3 派 遣 を 希 望 す る 区 域	地区	
4 派 遣 を 必 要 と す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 被 害 状 況		
6 派遣を希望する人員及び機器の概数 (車両、船舶、航空機等)		
7 派 遣 先 の 責 任 者		
8 そ の 他	(1) 宿 泊	要請者で準備 自衛隊で準備
	(2) 食 料	要請者で準備 自衛隊で準備
	(3) 資 材	要請者で準備 自衛隊で準備

第 号
平成 年 月 日

青森県知事

殿

長

災害派遣に関する申し出について

表記の件に関し、初期の目的を達しましたので、下記により部隊の撤収方を申し出ます。

記

派遣部隊の撤収日時 平成 年 月 日 時 分

以上

○ 資料編 4-30-1 【青森県防災ヘリコプター緊急運航要請】

青森県防災ヘリコプター緊急運航要請書

1	要請市町村名	〒 発信者	
2	災害の種別	行方不明・事故・救急・火災・自然災害・その他（ ）	
3	要請の内容	捜索・救助・空中消火・傷病者搬送・偵察・広報・撮影・輸送・ その他（ ）	
4	消防覚知時間	平成 年 月 日（ ） 時 分	
5	県への要請時間	平成 年 月 日（ ） 時 分	
6	発生場所	(市・町・村) 字 番地 (目標) (離着陸場所)	
7 捜索・ 救助の 場合	要救助者	氏名 (男・女) 歳 (M.T.S.H 年 月 日生) 住所 〒 職業	
	要救助者に係る 特記事項	※既往症 など	
8	災害の概況（事故等状況、地上の捜索体制、ヘリの活用方法等を記載すること。） ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----		
9	現場指揮者	所属・職・氏名	
10	現場との連絡手段	無線等種別 携帯電話等 コールサイン等	

11 傷病者輸送等の場合	傷病者	氏名 (男・女) 歳 (M.T.S.H 年 月 日生)
	傷病名・症状 搬出病院・離着陸場 受入病院・離着陸場 搬送車両所属名 同乗者 (医師名) 等	住所 Tel 職業
12 気象状況	天候 風向 風速 m/sec 気温 ℃ 視界 m 気象予警報 (警報・注意報)	
13 必要資機材		
14 その他必要な事項		
地図 (目標物が明確なおおきめの図面を添付すること。)		

※以下の項目は出動の可否決定後連絡します。

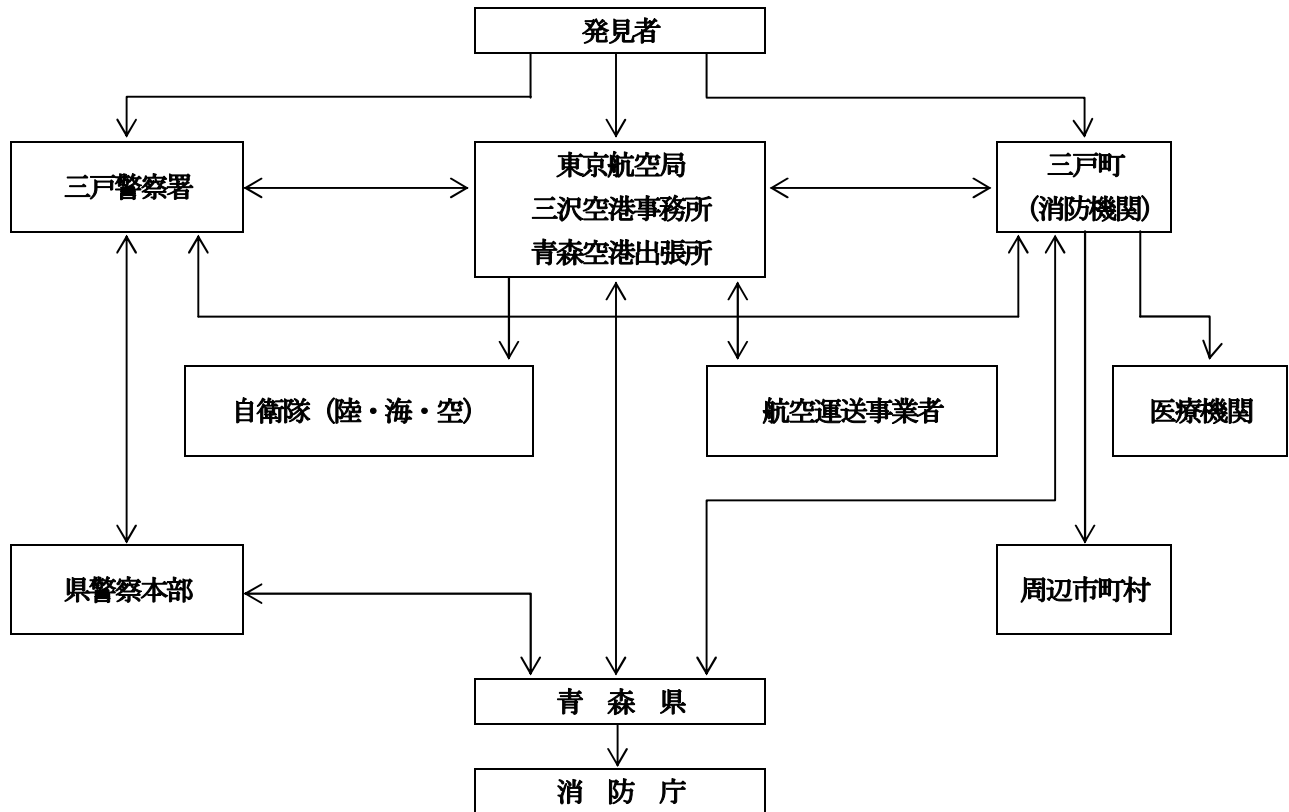
1 使用無線等	無線種別 (全国共通波、県内共通波、その他) 現地指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)
2 到着予定時間	平成 年 月 日 () 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 燃料の手配	要手配・手配不要 L (ドラム缶 本)

特記事項	
------	--

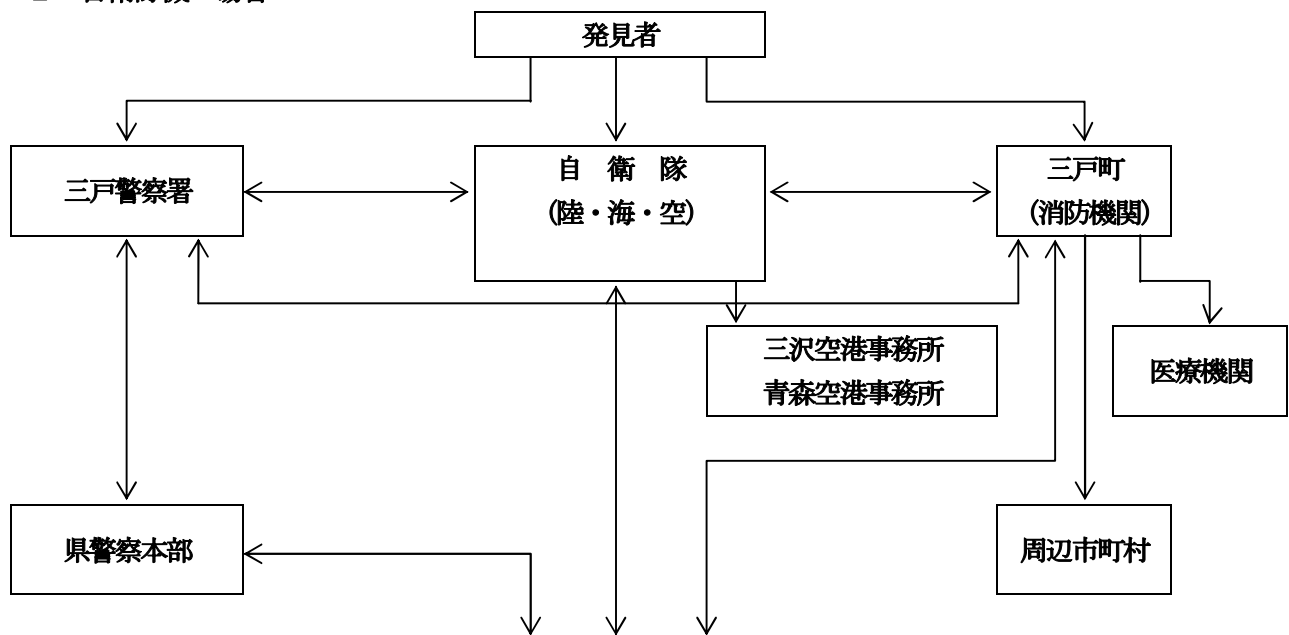
第5章 雪害対策、火山災害、事故災害対策計画

○ 資料編 5-3-1 【航空災害伝達系統図】

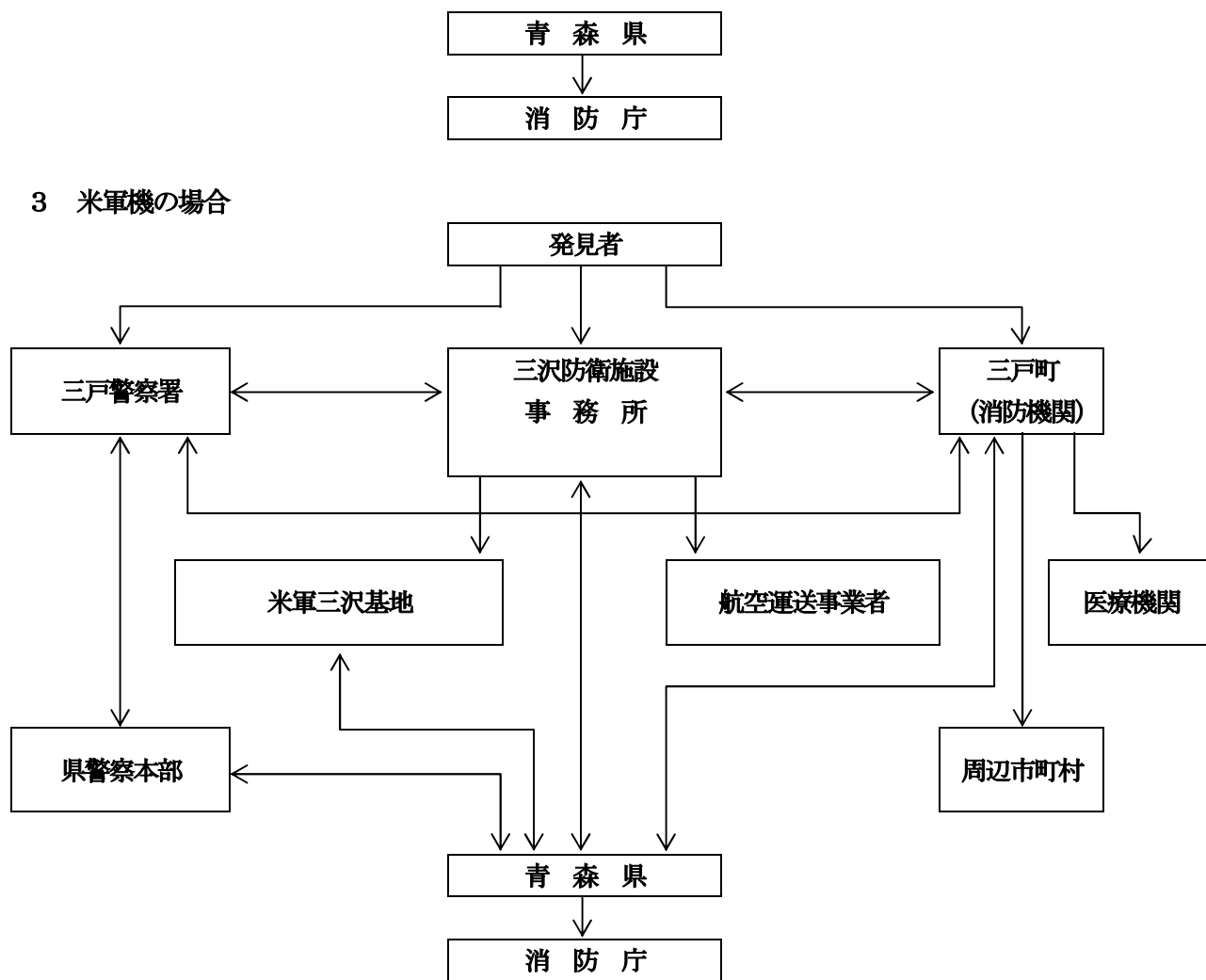
1 民間機の場合



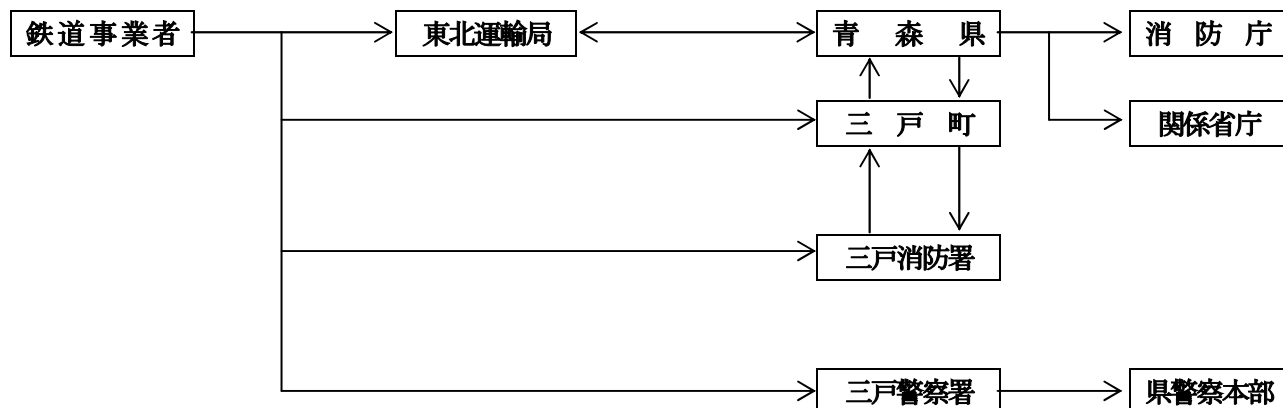
2 自衛隊機の場合



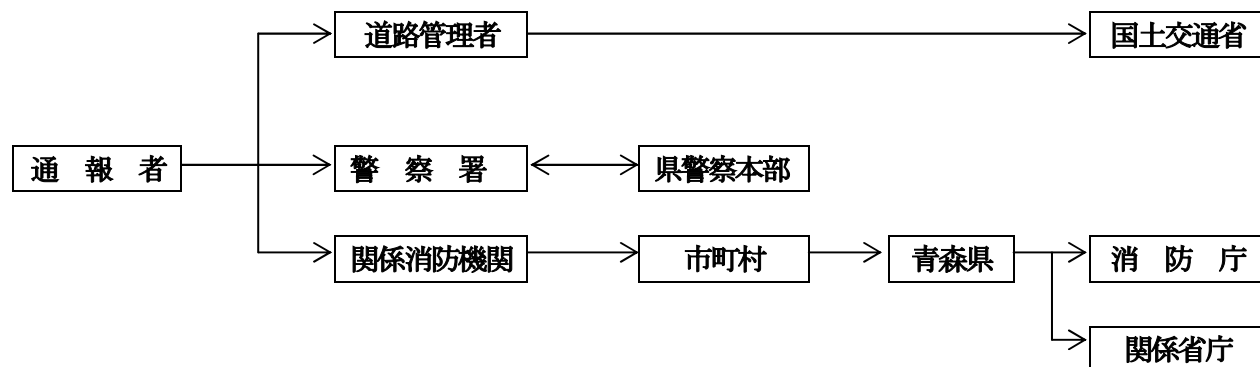
3 米軍機の場合



○ 資料編 5-4-1 【鉄道災害伝達系統図】



○ 資料編 5-5-1 【道路災害伝達系統図】



○ 資料編 5-6-1 【危険物施設等】

1 危険物施設

整理番号	事業所名	場所	区分	危険物品名数量
1	石亀石油株式会社 元木平SS	川守田字沖中 1-6	石油取扱所	第1石油類 27.5KL 第2石油類 20.0KL
2	株式会社東北宇佐美 三戸給油所	目時字森鉢 84-1	石油取扱所	第1石油類 30.0KL 第2石油類 70.0KL
3	石亀燃料株式会社	川守田字沖中 88-3	石油取扱所	第2石油類 19.0KL
4	八戸農業協同組合 斗川給油所	斗内字清水田 106-2	石油取扱所	第1石油類 9.6KL 第2石油類 19.2KL
5	八戸農業協同組合（ぱるじゃサービス） パイパス給油所	川守田字雀館 11-1	石油取扱所	第1石油類 23.0KL 第2石油類 24.9KL
6	東北石油ガス株式会社 日本石油三戸営業所	久慈町 12	石油取扱所	第2石油類 30.0KL

7	ウトウ株式会社 工場	目時字中野 83		第2石油類 9. 6KL
8	株式会社サンガス	川守田町 13		第2石油類 68. 5KL

凡例：第1石油類 ガソリン 第2石油類 軽油、灯油

2 高圧ガス施設

(1) 液化石油ガス製造施設

整理 番号	事業所名	場所	区分	危険物品名数量
1	ウトウ株式会社 (本社) 22-2165 (工場) 22-2510	目時字中野 83	地下タンク	10. 0 t (充填所)
2	株式会社サンガス (本社) 22-2661 (充填所) 22-1512	川守田字東張渡 21-1	地下タンク	20. 0 t (充填所)

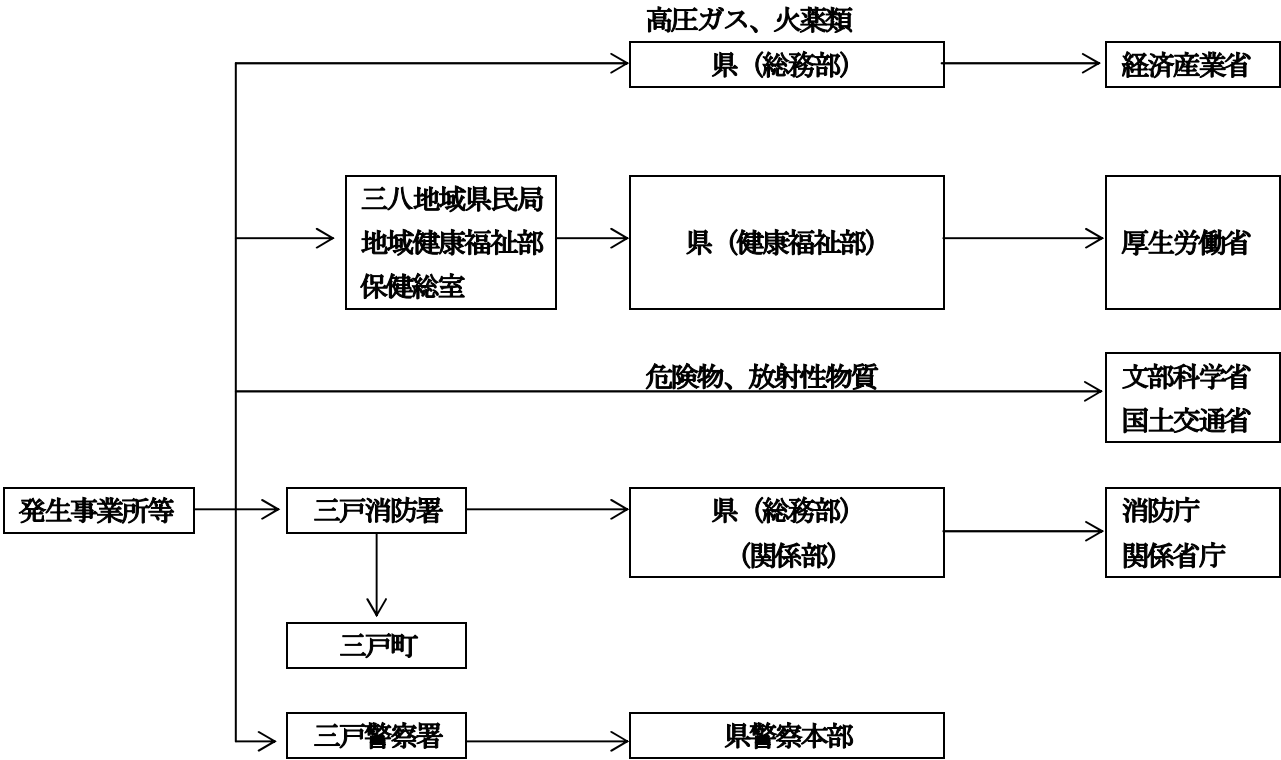
(2) 一般高圧ガス製造施設

整理 番号	事業所名	場所	区分	危険物品名数量
1	株式会社佐々木鉄工 ベンディング 23-5670	目時字中野 11	地下タンク	炭酸ガス アルゴン
2	協和合成株式会社青森工場 23-5588	梅内字前田 31	地下タンク	窒素

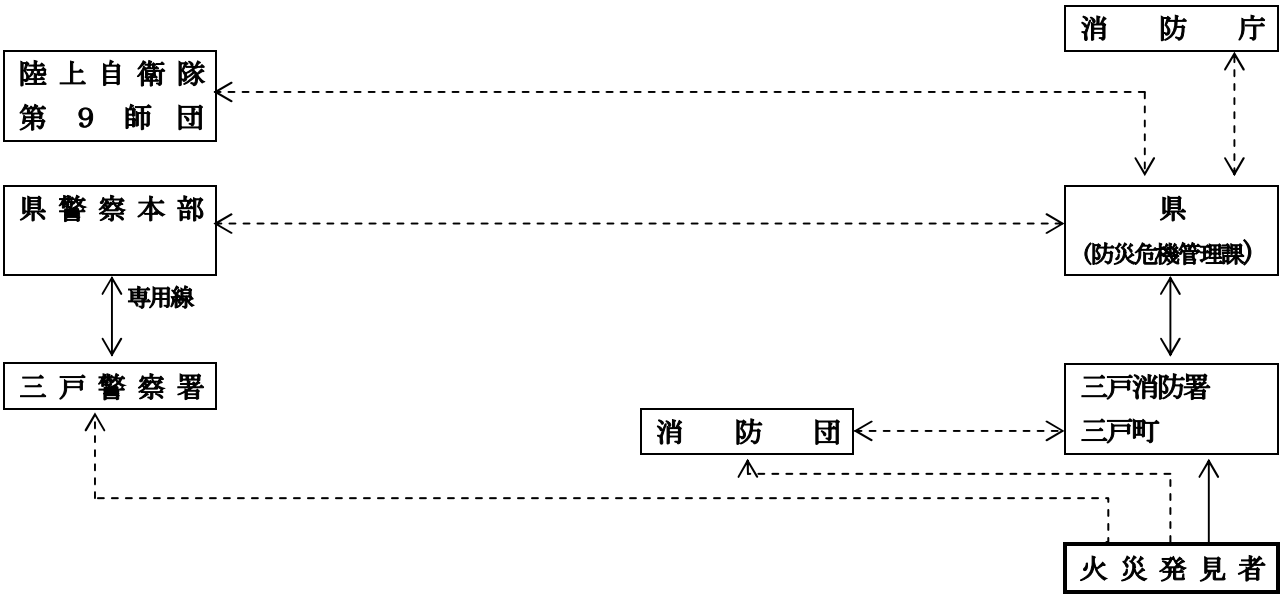
3 火薬類施設

整理 番号	事業所名	場所	区分	危険物品名数量
1	ライオン煙火店 23-3879	二日町 51-2 (火薬庫: 袴田字堤ヶ沢 91)	貯蔵庫	煙火等最大貯蔵量 1330kg

○ 資料編 5-6-2 【危険物等災害情報通信伝達系統図】

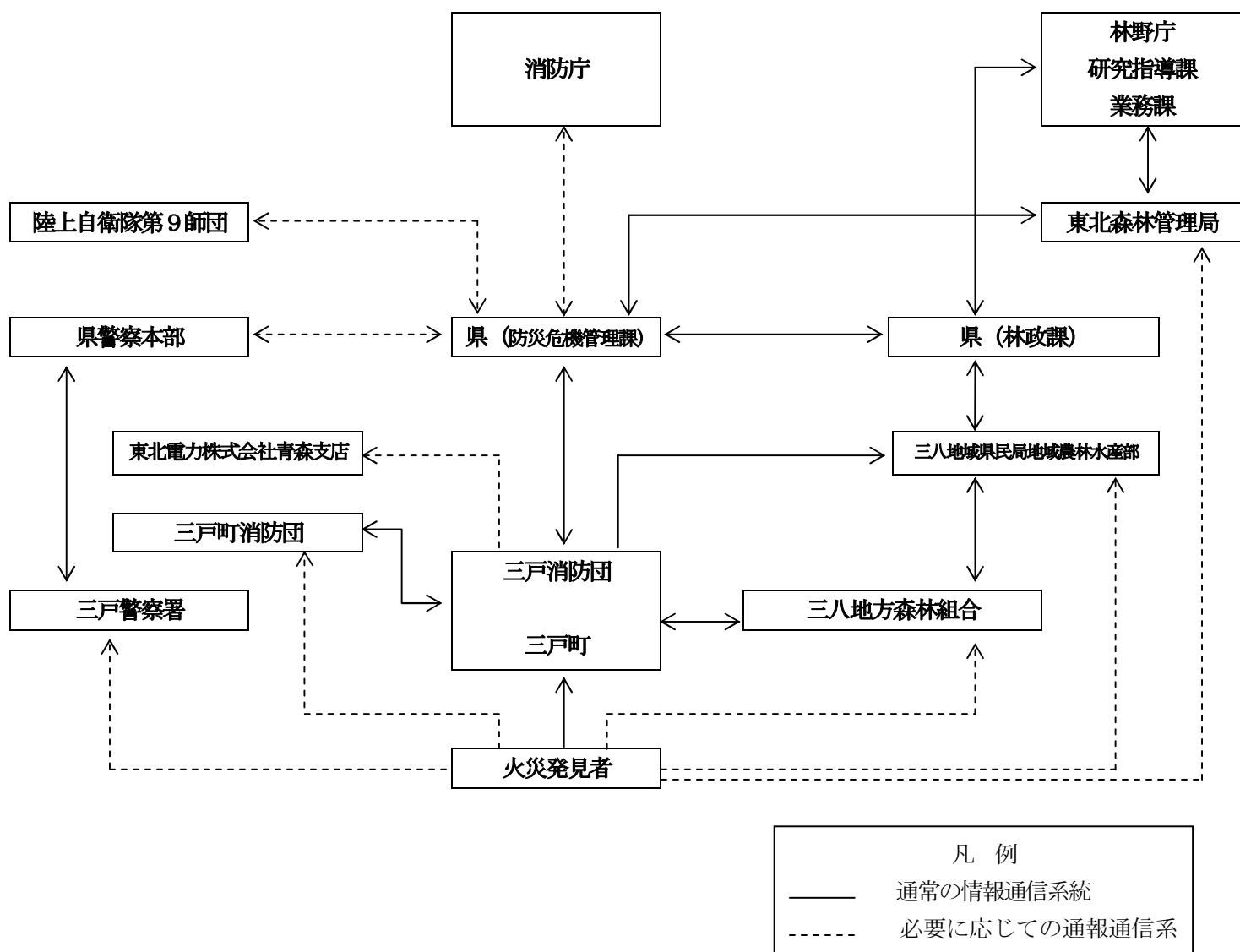


○ 資料編 5-7-1 【大規模な火事災害情報通信伝達系統図】

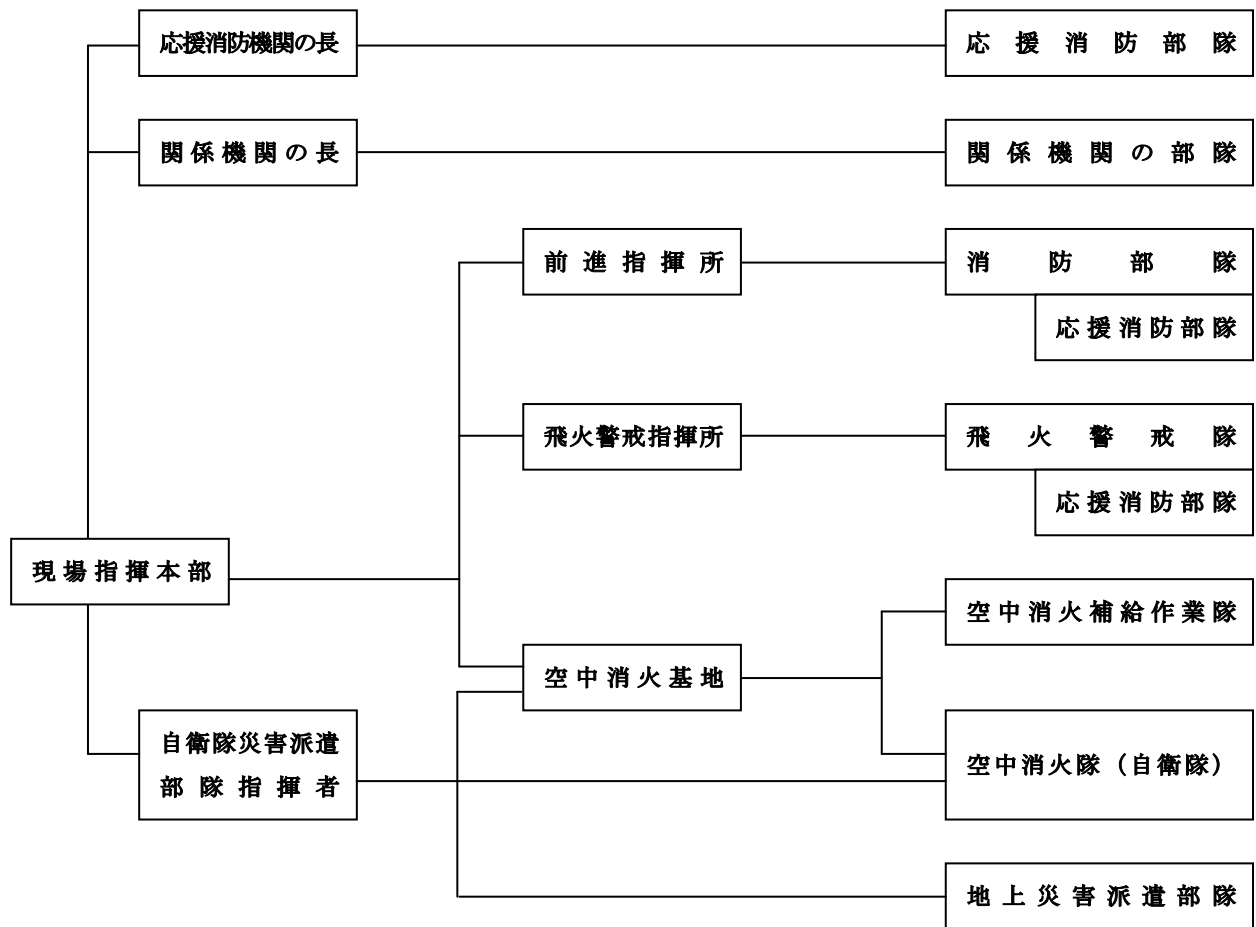


凡 例
—— 通常の情報通信系統
----- 必要に応じた通報通信系

○ 資料編 5-8-1 【大規模な林野火災情報通信系統図】



○ 資料編 5-8-2 【指揮系統図】



○ 資料編 5-8-3 【編成図】

